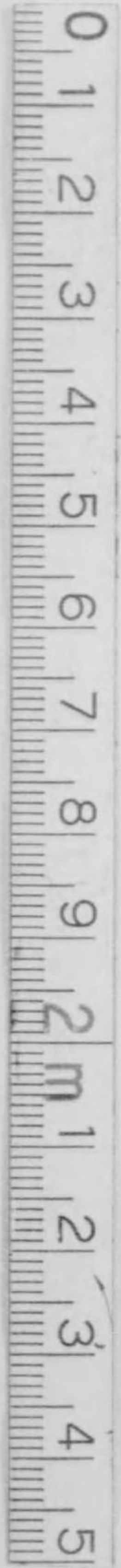


398

15



始



若松市誌

398-15



大正六年六月初版
大正十年四月再版

若松市誌

福岡縣若松市役所編纂

大正
10 6 10
内交

凡例

一、本書輯録する所の事實は主として直接本市々政に關するものを收め、併せて歴史に關する部分をも收む。

一、本書は元若松市教育會に於て編纂するの計畫にして、大正三年市制施行の曉に之か調査に着手し、歴史に關する部分は主として若松高等小學校長有馬曉氏之か任に當り、統計調査は市役所之を擔當し、市書記小野繁太郎氏之か任に當り、大正四年四月一日市制施行祝賀會を機として發行する豫定なりしが種々の事情に因りて之か發行を見合せたるも、大正六年に至り更に本書編纂を市に於て繼承する事となり、市長石井良一教育會長吉田良春兩氏之を統督し庶務課長關壯二氏専ら編纂の任に當り、大正六年六月二十日始めて初版を發行せり。

爾來年を閱すること四星霜、北九州の發展と共に本市の狀勢亦一變せるものあり。時恰も本市々制施行紀念會を舉行せんとするを機とし之か改訂増補に着手し、庶務課長平野時彦氏専ら其任に當り、大正六年以降の各種統計をも加へ茲に再版を發行する事とせり。

凡例

一、本書の改訂を企畫するや日子僅かに三ヶ月間を以て脱稿せる爲め、誤字脱字其他記事の遺漏なきを保し難し。唯之を以て本市状態の一斑を知るの資料となるを得は望外の幸なり。

二

若松市誌

編纂目次

第一章 總説

第一節	概観	一
第二節	位置	二
第三節	地勢及潮流	五
第四節	氣候	七
第五節	廣袤及地積	八
第六節	戸數及人口	一三
第七節	沿革	一八
第八節	市内所在の官公署	二三

若松市誌目次

一

第二章 交通

第一節 縣里道附渡船場

第二節 鐵道

第三節 港灣 船舶附築港會社

第四節 航路標識附若松港取締規則

第五節 運送業 倉庫

第六節 郵便 電信 電話

第三章 商業

第一節 總說

第二節 貿易

第三節 石炭

(イ) 石炭小史

二六

二六

四三

六四

七四

八三

八五

九五

九五

九六

一一六

一一六

(ハ)(ロ) 明治維新後
石炭輸送量

第四節 石炭商同業組合商工會其他各種商業

第四章 工業

第一節 總說

第二節 電燈

第三節 瓦斯

第四節 製氷

第五節 精米

第六節 工場

第五章 鑛業 農業 水産

一六二

一六二

一六二

一六四

一六六

一六七

一六七

一七三

第一節 總說

一七三

第二節 筑豊石炭鑛業組合

一七四

第三節 其他の鑛業經營

一七五

第四節 漁業組合

一七六

第五節 市農會

一七八

第六章 金融機關

一八一

第一節 總說

一八一

第二節 主なる銀行及貯金會社

一八二

第七章 衛生及警備

一八六

第一節 總說

一八六

第二節 上水道附下水道

一八七

第三節 病院 避病院

二二二

第四節 醫師會

二二〇

第五節 墓地

二二一

第六節 衛生組合

二二二

第七節 消防組

二二三

第八節 帝國水難救濟會若松救難所

二二四

第八章 教育

二二六

第一節 小學教育

二二六

第二節 實業補習教育

二二九

第三節 女子中等教育

二三〇

第四節 幼稚園

二三〇

第五節 教育會

二三一

第六節	宗教	二三九
第七節	在郷軍人會	二四〇
第八節	新聞	二四二

第九章 行政

第一節	總說	二四三
第二節	財政	二四四
第三節	租稅	二四七
第四節	土木	二六三
第五節	兵役	二七七
第六節	市制施行 名譽職吏員	二七九

第十章 社會事業

第一節	總說	二八九
第二節	貧困家族の救護	二九四
第三節	節米獎勵附物價調節	二九七
第四節	公設市場	二九八
第五節	住宅經營	三〇二
第六節	公會堂	三〇七
第七節	日本赤十字社附愛國婦人會	三〇九

附録

若松の歴史

第一章	史乗の若松 其一	三二一
第二章	同上 其二	三二三
第三章	社寺縁起	三二七
第四章	諸城址	三二九
第五章	舊蹟	三三一
第六章	傳記	三三七

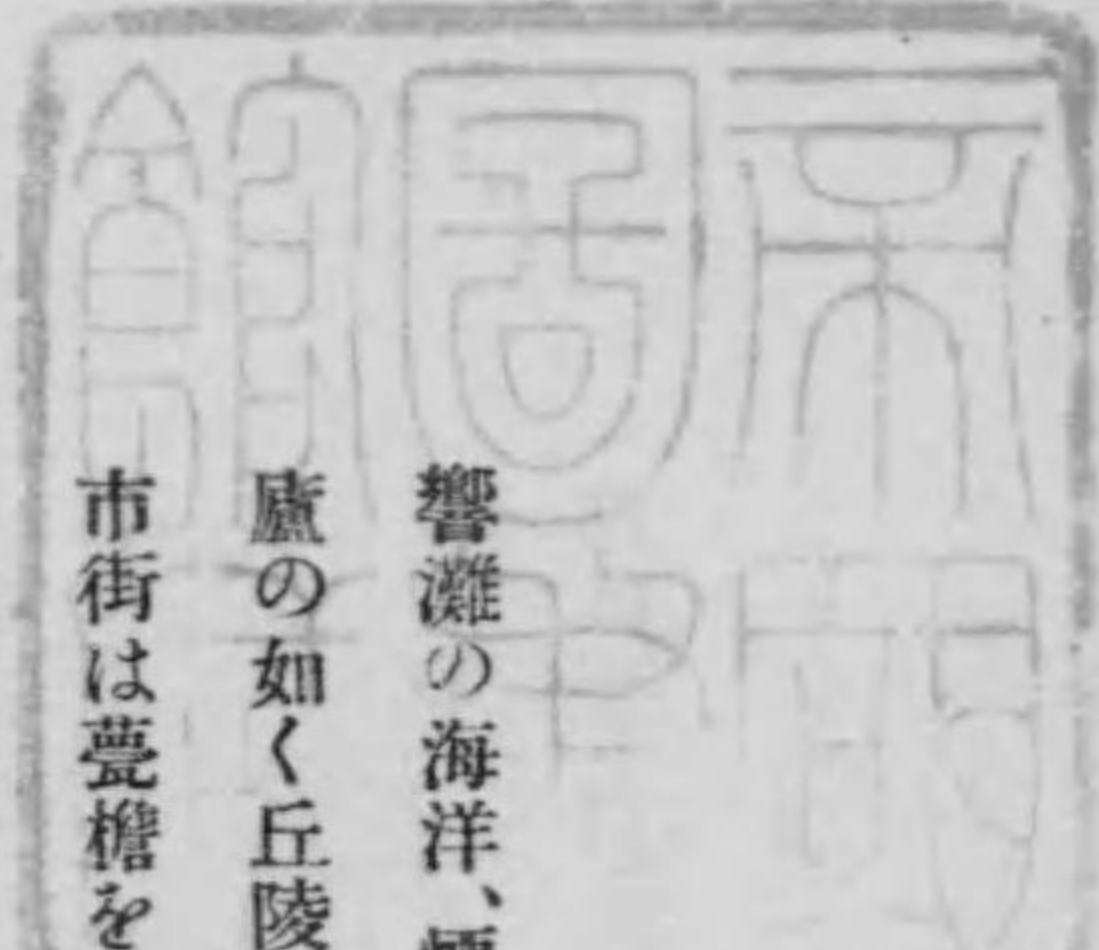
若松市誌

第一章 總説

第一節 概観

響灘の海洋、煙波縹渺として雲水相連なり、汽船陸續淡煙を吐いて遠く霞雲の内に隠れ、洞海湾は胡蘆の如く丘陵の間に湛へ、細波漣々として薄雲微かに漂ひ、帆檣常に林立して船舶其間に惚惚たり。市街は蔓櫓を連ね屋宇櫛比し、西端の驛は蜿蜒長蛇の如き列車を送迎して晝夜を分たす。東端の津頭は梭棧織るか如き小汽船により幾百の行客を吞吐して瞬間も息むことなし。

是れ現在に於ける若松市の状態なるか、是れを三十年前の古に遡り陸に鐵道なく海に汽船なく洞海湾徒らに溷濁の穢すに任せ、大濟の渡し亦漁舟の櫓楫に委せられ、海濱蘆荻繁りて徒らに秋風の吹くを恨み、内海の浮萍亦荒寥として春風の恣にする所、宗祇の云へる鹽屋の烟暮わたる入日映らふ



蕭條たる僻陬は農家漁屋僅かに人煙の絶えざるを示すに過ぎず。昨荒寥の巷今日殷賑の街と變ず。顧みて今昔を對照する時は杳として隔世の感なくんはあらず。

明治二十二年始めて市町村制の實施せらるゝや戸數僅かに八百十三、人口尙二千九百三十四に過ぎざりし此若松村は、二十四年二月一日若松町となり、更に進んで大正三年四月一日新たに市制を施行せられたる當時に於いては、人口三万七千三百九十三、戸數六千二百五十八を算したるか大正八年には人口四萬五千二百五十五、戸數八千七百四十一戸に達す。抑々如此長足の發展をなしたる所以のものは何ぞや、畢竟石炭の産出地たる筑豊五郡の原野に最近の地位を占め、鐵道の敷設築港の竣成は亦之が搬出に最卓越せる地位を與へたるか故なり。

第二節 位置

若松市は福岡縣の東北端遠賀郡の北角にあたり洞海湾口に位す。東經百三十度四十九分、北緯三十三度五十五分にして、門司市より陸路西に十一哩福岡市より東に三十六哩なり。老松鬱々たる名古屋崎を東北に眺め、東南に當りては日本唯一の製鐵所黒烟天に漲るあり、西北は澎湃たる響灘の波濤

に接し、遙かに縹渺たる雲水連關の景を隔て遠く滿鮮と相對す。灣内波靜かにして水淺からず。船舶の繫留又安全にして日夜蜃集し來る數千艘の帆船と、數十の汽船と灣内に碇泊して帆檣常に林立す。關門海峡は東北に近接し海上僅かに十哩に過ぎず。對外交通の地として屈指の好位地を占め中國内海沿岸との連絡亦淺からず。門鐵鹿兒島本線は若松市を經過せずと雖對岸戸畑驛より昇降するときは十分乃至十五分にして事足りぬへし。本線折尾驛より筑豊支線に乗換ふるときは二十五分にして若松驛に到着す。對岸戸畑より電車の便を藉れば四十五分にして門司に達し十分にして小倉市中の人となる。

筑豊炭田は若松生命の本源なるか、其の中心點なる直方を距る僅かに十五哩四分にして、直方より門司に到る道程に比すれば實に十二哩八分の近距離にありて、而かも直通の便あり。

豊州線の伊田驛より二十五哩三分にして門司に於ける夫れよりも近きこと正に十三哩三分。若松市か石炭搬出の中心點として各地炭田の出炭を茲に集中する亦自然の勢なり。

今石炭の産地たる筑豊線豊州線各驛より門司と若松とに到る距離を表示すれば左の如し。

中	香	筑	直	勝	小	幸	給	飯	天	長	白	大	下
月	植	木	方	野	竹	袋	田	塚	道	尾	井	隈	山
九〇三	二〇四	一三二	一五〇	一六九	一九三	二〇四	二二五	二四〇	二六二	二八〇	二八七	三〇四	三二一
豊州線經由	門司												
筑豊線經由	豊州線經由												
三〇〇	二四〇	二五九	二八二	二九七	三〇一	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三

上	中	金	櫛	伊	香	後	宮	池	川	添
山	田	田	田	田	春	寺	床	尻	崎	田
三三三	一八〇	二二五	二二五	二五三	二六九	二六九	二八七	二八三	二九九	三三一
豊州線經由	門司									
筑豊線經由	豊州線經由									
四六二	三〇八	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三

第三節 地勢及潮流

半島をなす若松市の地たる西部は一帯の丘陵地にして東南北の三面は海に臨めり。即ち南は洞海の波静かにして、北は響灘の怒濤岸を嚙み、東は洞海の灣口を扼して戸畑に向ふ。市街地は概して平坦なれ共、高塔山西方に峙ち、其山腹の南端に蟠居するは金比羅山にして市内名勝の一なり。高塔山を

起點として西部に連れるは石峯山脈にして高塔山脈と相合して丁字形を作成す。高塔山脈の南部に藤木二嶋の二區あり。石峰山脈の北に位するを小石區とす。河川は狭小の地域にて纔に細流を形るに過ぎず。市街の西北に榮盛川あり。石峰山に出て北に注ぐ。市街地は三面海に限られて城内甚だ狭隘なりと雖、今や若松築港株式會社の埋築地は二十萬坪の地域を有し尙二十三萬坪は埋立工事中にして、加ふるに製鐵所亦鑛滓を投して更に其積き三十四萬坪を埋立中なれば將來の若松市街は現今に幾倍するの餘地を有す。港灣内は平靜池水の如く、夏季は東乃至南の風多きも大波を起すに至らず。冬季は西乃至北の風多く、港外波高く往々にして六尺を越ゆる事あり。然れ共防波堤は能く此の波濤を防遏するを以て巨波の港に現はることなく、其他回浪の如きも素より惧るべきものなし。洞海灣は廣袤十數里灣口より外洋航路まで二海里。海底は黒崎方面に當たる淺瀬を除くの外、概して變化なく、灣内の廣大なる面積は多量の潮を呑んで一の大貯水池を爲し、落潮の時に於いても尙能く港内の水深を保つを得しむ。

若松築港株式會社の築造せる一條の防波堤に沿ひて、幅七十五間の航路は能く二十尺の水深を保ち若松市渡船場と中嶋との間には深さ干潮面以下三十尺に達する所あり。是れ一面には洞海灣内に

湛へられたる潮汐が狭き通路を出つるに當りて如何に海底洗掘の力あるかを示すに足るものなり。防波堤側の航路及港内沿岸共に海底は泥土及細砂にして、往往介殻を混し粘土の深さは海底より三十尺に達する所あり以て古昔の状況を察すへし。

潮汐は風波に従つて多少其高さを異にすれども朔望潮候時十時五分、大潮升四尺七寸五分、小潮升三尺五寸なり。而して朔望平均干潮面を水位の零とすれば朔望満潮は平均五尺五寸なり。漲潮は下之關方面より西南に向つて進み來り、防波堤に沿ひて彎曲港内に入る。其速度は防波堤の中位に於て二分一湮に過ぎず。而して港内に入れば面積の擴大と共に其速度微弱となる。又落潮は灣口中島附近に於いて頗る大となり、優に一湮の速度を有す。而して防波堤側に沿ひて北より北東に彎流し、漲潮と同じく更に東に向つて退流す。其速度亦二分の一湮内外なり。

防波堤頭に近く之と直角の方向に西乃至西北に向つて進む漲潮あり。二分の一湮乃至四分の三湮の速度を以て東進するを見る。是等は孰れも漂砂の堤頭附近に堆積するを防ぐに與つて力あるものなり。

第四節 氣候

南東北の三面は海水の調和を受け、西北には高塔山及石峰山脈を屏風とせる若松の地は、氣候温暖にして寒暑共に宜しきを得、冬温かに夏涼しく九州北岸一帯の地と稍趣を異にせり。

温度は極暑に在りては攝氏の三三・六乃至三四・〇を示し、極寒に在りては〇・二乃至〇・七の間にあり。又煤煙の大氣を汚すの度も甚しからず。對岸八幡を覆ふ所の製鐵所の塵烟も甚しく當市を襲ふに至らず。汽車汽船の煤煙も亦一局部に止まれり。而も山海の風光亦凡ならず。若し夫れ日暖かに風香ほる春の日に、金比羅山上の清城に杖をひき、或は仲秋月明の夜、清光を浴びて白山社頭に松吹く風の音を聽かん時、誰か若松市か自然の恩恵に浴するの大なるを思はざるべき。

第五節 廣袤及地積

若松は元修多羅村の一部に過ぎりしか、黒田長政入國後元和の始め分離して若松村となりぬ。後若松修多羅の兩村を合併して若松村と稱せり。明治三十九年に至り更に石峰村を合併して現今に到る。石峰村は小石、藤木、二島の三大字より成る。故に現在の若松市は五大字即ち若松修多羅の市街地と小石、藤木、及二島の三村落とより成る。其廣袤元より廣からず、東西約二里十丁、南北一里

八丁に過ぎず。小石、藤木、二島の部落は元石峰村、林野田畑の地にして鷄鳴狗吠重に農業を營む。耕す所の地積約三百三十八町歩にして、農産物は之を市街地に搬出して諸人の需要を充たせり。市街地は域内狹隘なりと雖も軒廂櫛比して人馬絡繹たり。唯街路甚狹隘にして、區劃亦不整頓なり。今將に市區改正の計劃中に在り、市區改正の計劃成るの曉には若松市街の狀況は大にその面目を一變するものあらん。明治八九年頃編纂したる福岡縣地理全誌に載する所の町名は東町、西町、紺屋町、新町、安政町、新地町、外町、懸町、船頭町、殿町の十町に過ぎざりしか現今の市街町名は左の如し。

本 町 (自一丁目至十丁目)	西 本 町 (自一丁目至四丁目)	海 岸 通 (自一丁目至三丁目)
東海岸通 (自一丁目至九丁目)	南海岸通 (自一丁目至三丁目)	元海岸通
紺屋町	辨財天通	東新町
船頭町	新 地 (自一丁目至四丁目)	老 松 町 (自一丁目至六丁目)
連歌町 (自一丁目至二丁目)	連歌裏町	裏 中 町
中 町	西 新 町 (自一丁目至五丁目)	松ヶ枝町 (自一丁目至二丁目)
明治町 (自一丁目至五丁目)	三 内 町 (自一丁目至三丁目)	裏三内町

中川通 (自一丁目内四丁目欠) 惠比須通 (自一丁目内六、七丁目欠)
 安政町 (自一丁目内六、七丁目欠) 五反町 (自一丁目内五丁目)
 外町 (自一丁目内九丁目) 稻荷町 (自一丁目内五丁目)
 古前町 土井町一丁目 田町 (自一丁目内五丁目)
 堺町 (自一丁目内五丁目) 旭小路 新中町
 正保寺町 山ノ口通 倉濱町 (自一丁目内二丁目)
 山手通 (自一丁目内七丁目) 櫻町 (自一丁目内二丁目欠)
 白山町 山下町 (自一丁目内二丁目) 梅ヶ枝町 (自一丁目内四、五丁目)
 濱一番町 濱二番町 (自一丁目内三丁目) 濱三番町 (自一丁目内五、六丁目)
 濱四番町 (自一丁目内七、八丁目) 濱四番町北二丁目 濱五番町 (自一丁目内二、三丁目)
 濱五番町南 (自一丁目内七、八丁目) 濱六番町 (自一丁目内八、九丁目)
 濱六番町南二丁目 濱七番町 (自一丁目内二、三丁目) 濱七番町南 (自一丁目内三、四丁目)
 濱七番町北 (自一丁目内八、九丁目) 濱八番町 (自一丁目内八、九丁目) 濱九番町 (自一丁目内三、四丁目)

濱九番町南 (自一丁目内八、九丁目) 濱十二番町 (自一丁目内三、四丁目)
 濱十四番町 (自一丁目内三、四丁目) 濱十五番町一丁目 濱十八番町 (自一丁目内三、四丁目)

有租地

(大正九年十二月末日現在)

地目	反別	地	價	筆數
田畑	二七六・〇三		六二、四七四・九一〇	五、八八五
宅地	五九一・六一四		五、〇五〇・四七〇	一、三三七
山林	三三、六五七・六四		三〇、七八〇・〇三〇	二、五〇四
原野	四、一八四・七五		九、四四〇・八一〇	一、九〇四
池沼	一、七三三・四一七		五、六三三・七〇	八
鹽田	一・九〇八		一、五五〇	九
雜種地	一五、九〇〇		二九、一三〇	二
計	九、一七三・九七		一七〇	一
	三三、六五七・六四		四八、六〇九・〇一〇	九、一〇五

第六節 戶數及人口

地目	反別	筆數
山 林	三〇三	八
神 地	一四八三	一六
堂 地	二〇一八	二
寺 院	二〇一八	二
石 塚	二〇一八	二
溜 池	二〇一八	一
鐵 道	四六〇五五	二
大 藏	四〇〇元	二
陸 軍	一四三・六七	二
遞 信	三〇〇〇	二
警 察	一・五〇元	三
計	六九・二五	五七〇

民有免租地

(大正九年十二月末日現在)

備考 新開地ハ埋立地ニシテ、三十ヶ年間宅地免租年期中ノモノナリ。

官有地

(大正九年十二月末日現在)

地目	反別	筆數
保 安	六・五二八	二
溜 池	一四一・八〇八	一〇
墓 地	七〇・三三	一〇
石 塚	〇・一一	一
新 開	四〇・三三	一〇
學 校	五九・六〇	一〇
市 役	二・三三	一
傳 染	一〇・九〇	三
公 立	二・〇一〇	三
計	一・〇〇一・〇一一	一〇一

太古乃史蹟を有する洞海の濱なる我若松も發展の時期と機會とは容易に來らずして難伏するや久しかりき。蘆屋千軒關千軒と唄はれ蘆屋か此地方に於ける海上權を掌握し、百貨幅濶して、市街殷賑を極めし折は微々たる一寒村に過ぎずして人口亦甚た少なかりき。

初め黒田甲斐守長政筑前を領し江戸參勤の節、彼の險惡なる玄海の風浪を避けん爲に此所を乗船の地とし、兼ねて國産米の積出港として修多羅より分離して若松村を置き、船方役人及其扶持する船頭等を居住せしめしより漸くその名を世に認められしか、而も天保九年十二月現戸數及人口は家數二百六十九軒、内本村二百三十一軒船手三十八軒人口千二十二内男五百四十五人、女四百七十五人に過ぎざりき。而して明治の初年となりても尙戸數僅かに三百に満たざる一小漁村たりしのみ。然るに社會の進運に伴ふ石炭鑛業の發達は年一年其產出を増大ならしめ、其集散市場たる若松港の發展は門司港と相俟つて、實に著しきものあり。更に此地を臨港起點として筑豊鐵道の敷設せらるゝや、若松築港會社の港灣修築と相俟つて忽ち日本有數の港灣となり、人口俄然として増加し、現今に於ては戸數八千七百四十一、人口四万五千二百五十五(大正八年)の多きに達したり。今明治二十三年より現在に到る戸數人口の増加せし有様を表示すれば左の如し。

市町村制施行以來現住戸口増加一覽表

年次別	戸數		人口	
	現住戸數	毎年増加歩合%	現住人口	毎年増加歩合%
明治二二年	七六六	—	二、九三四	—
同 二三年	八三三	六・二	三、一三二	—
同 二四年	八八八	八・四	三、三三七	六・七
同 二五年	八七五	〇・一	三、三三七	一三・三
同 二六年	九三六	九・三	三、八三四	八・一
同 二七年	一、〇〇一	四・七	四、五五〇	一八・九
同 二八年	一、〇〇〇	一九・九	六、三三七	三六・九
同 二九年	一、〇〇〇	八・三	七、七七五	二五・二
同 三〇年	一、〇〇〇	—	八、五〇〇	九・一
同 三一年	一、〇〇〇	—	一、二、六九四	四九・三
同 三二年	二、六六四	二六・四	一五、三三四	二〇・八
同 三三年	三、一三三	五・三	一六、〇〇〇	四・五
同 三四年	三、一五二	四・一	一七、六五八	一〇・二

大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
二八五	二八〇	二七四	二七二	二七五	二七三	三五	三九
一、三六六	一、〇〇一	一、八六六	一、九四	二、〇六	一、四八四	一、七四	一、九〇五
一〇九	五二	一七〇	二二	二九六	一、七〇	一、二六八	一、三五
五	六	七	六	五	六	五	五
一	一	一	一	一	一	一	一
二、四一〇	二、〇〇	七	一六〇	一六	一、七九	二、七三	二、四二
五、七一〇	二、六〇	三、五五	三、四八	三、六四	一、九三	二、一五	二、三〇
一	七	三	二	二	二	三	四
五、六二	五、八〇	六、二八	六、四三	六、七三	七、六四	八、〇七	八、七四

備考 大正元年以前ノ雜業ニハ運輸交通業及職業不詳ノ戸數ヲ含ム

第七節 沿革

若松は元黒田家の舊領地にして元和年中修多羅より分離せしものなるか、往時は寥々たる一漁村にして、島門村大字鬼津字若松と區別する爲め世人は往々呼んで修多羅の若松と唱へ、明治二十二年頃に至る迄は何等世人の注意を惹くに足るものなかりき。隣封小倉には小笠原藩あり、威武堂々として四邊に振ひ、城下の殷賑は見るに足るものありしかは、僅か數里を隔つる若松か漁人農夫

の住居として更に顧みられざりしは敢て怪しむに足らず。黒田長政入國して筑前を領するや、唯此所に船司舟人を置きて急用の時直ちに船を走らせて、大阪に向ふへき萬一の船手の要害としたるに過ぎず。然れども若松港は當時よりして、多少良港の素質を認められ、黒崎と相俟つて物貨輸送の場所とせられしなり。されば若松黒崎の間に領海及權限の争起り、争論頻りに絶へざりしか、享保五年に至りて海面は全く若松の所屬となり、従つて貨物搬出に付いても穀物一切及商船荷物は若松よりし、商船貨物のみ黒崎よりも運送し得ること、なれり。如斯港灣としての若松は、古より多少認識せられたりと雖も、其地勢は雄藩の城下たるに足らず、只浦奉行の管轄するところなりしを以て、軍事上、政治上並に經濟上の中心は元より福岡小倉にありて、若松は其數に與らず。従つて藩應の保護概して厚からざりしかは、未だ其發展の機運を得ざりき。

明治維新に及び廢藩置縣の制となり、交通開け營業の自由保證せられ、文物燦然として開化進歩するに方り、石炭の需用稍開けたりと雖も、當時の石炭市場は遠賀郡蘆屋にありて、若松港は僅かに船舶の一部分集中するを見るのみなりしか、明治二十三年に至り、若松築港會社起り、同二十四年、筑豊興業鐵道開通するや、俄然發展の曙光を示し、石炭市場は蘆屋を去りて若松に移り、其集散著

しく激増し随つて一般の商業も漸く繁榮に赴き、若松村の名稱は明治二十四年二月一日より變して若松町となり、隣村石峰村大字修多羅は若松停車場設置以來數年を出すして純然たる市街地と化し、到底行政區域の關係よりして若松と兩立を許さざる状態となりしを以つて、石峰村の内大字修多羅は明治三十一年十月一日若松町に合併せられたり。築港の擴張は漸次當港の區域を擴大し、其埋立地は石峰村大字藤木二島の沿岸に連續し、一見若松町の一部分たるの觀を呈するに至れり。是れを以つて明治三十九年十月一日再び同村全部を若松町に合併するに及び廣袤東西二里十町、南北一里八町餘に達し、自然の發展に因る戸口の増加は經濟的實力の充實を來し、遂に大正三年四月一日茲に市制の施行を見るに至れり。

市町村制施行以來歴代ノ町村長助役収入役

町 村 長		助 役		收 入 役	
就任年月日	在職期間	就任年月日	在職期間	就任年月日	在職期間
明治二十二年六月七日	七年十一	明治二十二年八月廿一日	一ケ年	明治二十二年八月廿六日	四年十一
氏 名	芳賀興入郎	氏 名	古賀隨心	氏 名	小田岩城
同 三十一年四月十九日	ケ月	同 二十三年七月十一日	四ケ年	同 二十七年六月二十日	ケ月
氏 名	中屋重義	氏 名	櫻井清	氏 名	小田國平
同 三十一年五月十二日	一年十一	同 二十三年七月十七日	ケ月	同 二十七年七月二日	六年二ケ
同 三十三年三月十五日	ケ月	同 二十七年六月十五日	ケ月	同 三十三年八月	ケ月

町 村 長		助 役		收 入 役	
就任年月日	在職期間	就任年月日	在職期間	就任年月日	在職期間
同 三十二年十一月九日	十二年七	同 二十七年六月二十日	十一年九	同 三十三年八月十八日	十二年一
氏 名	蒲瀬瀧千	氏 名	小田岩城	氏 名	石井駒次郎
同 四十五年五月十一日	ケ月	同 三十八年二月	ケ月	大正元年八月二十一日	ケ月
同 大正元年八月十三日	一年二ケ	同 二十七年八月廿三日	三年五ケ	同 元年九月六日	一年七ケ
氏 名	久保通猷	氏 名	福田庸	同 三年三月三十一日	ケ月
同 二年九月十四日	ケ月	同 三十一年一月十三日	六年四ケ	同 三年七月十四日	五ケ月
同 二年十月廿七日	六ケ月	同 三十七年四月四日	ケ月	同 三年十二月九日	ケ月
同 三年三月三十一日	ケ月	同 三十二年六月十三日	五年九ケ		
		同 三十八年二月	ケ月		
		同 三十八年三月六日	二年十ケ		
		同 四十年十二月	ケ月		
		同 四十一年七月十七日	二年十一		
		同 四十四年五月一日	ケ月		
		同 四十四年五月十七日	二年十一		
		同 四十四年五月十七日	二年十一		
		大正三年三月三十一日	ケ月		
		同 三年十二月十七日	二年六ケ		
		同 六年五月四日	ケ月		
		同 六年五月七日	一年八ケ		
		同 八年一月四日	ケ月		
		氏 名	關 壯二		
		氏 名	木南正宣		
		氏 名	大塚彦三郎		
		氏 名	中川幸夫		
		氏 名	城戸平四郎		
		氏 名	大鶴八郎		
		氏 名	三井忠愛		

一、明治二十四年二月一日若松村ヲ町ト改稱ス
 二、大正三年四月一日市制施行ニ付石井良一氏臨時市長代理者ニ選任セラレ小田岩城氏臨時収入役代理者に選任セラル

若松水上警察署 南海岸通二丁目にあり。
 中川通巡査派出所 中川通二丁目にあり。
 濱町巡査派出所 五反町二丁目にあり。
 土井町巡査派出所 土井町にあり。
 西本町巡査派出所 西本町三丁目にあり。
 若松郵便局 外町二丁目にあり。若松戸畑一市一町の郵便事務を掌る。
 修多羅郵便局 本町七丁目にあり無集配の郵便局なり。
 本町郵便局 本町三丁目にあり無集配の郵便局なり。
 西本町郵便局 西本町二丁目にあり無集配の郵便局なり。
 若松税關支署 南海岸通一丁目にあり。門司税關の支署にして明治三十七年四月十日設置せられ關稅事務を掌る。
 若松驛 本町七丁目にあり。官設鐵道筑豊線の起點とす。
 門司鐵道局若松工場 若松驛構内にあり。

門司鐵道局若松機關庫 同上。
 二島驛 大字二島にあり若松折尾兩驛の中間に位す。
 公證人役場 三内町三丁目にあり小出仲氏の主宰する所なり。
 公立若松病院 旭小路にあり。元今の市役所の建物を以て之れに充用せられしか明治三十四年現在の場所に新築移轉せり。

官公署

名	稱	位	置	名	稱	位	置
若松	市役所	老松町三丁目		若松	驛	本町七丁目	
若松	警察署	本町七丁目		二島	驛	大字二島	
若松	税關支署	南海岸通一丁目		門司鐵道局若松工場		若松驛構内	
若松	郵便局	外町二丁目		門司鐵道局若松機關庫		同上	
若松	水上警察署	南海岸通二丁目		中川通巡査派出所		中川通二丁目	
若松	本町郵便局	本町三丁目		西本町巡査派出所		西本町三丁目	
若松	修多羅郵便局	本町七丁目		濱之町巡査派出所		五反町二丁目	
若松	西本町郵便局	西本町二丁目		土井町巡査派出所		土井町	
				公證人役場		三内町三丁目	

第二章 交通

第一節 縣市道附渡船場

若松市に於ける縣道は道路法施行の結果大正八年四月一日縣告示を以て、遠賀郡蘆屋町を起点とし、若松市に至る路線認定せらる。即ち隣村島郷村との境界なる大字二島簗潟に起り、大字藤木修多羅を経て、本町一丁目埠頭に終る。延長一里三十二町五十七間なり。而して藤木より二島に至る間三十五町十間は大正七年度より縣道更正に着手、目下工事中にして大正十年度中に完成の豫定なり。道路法施行前に於ける舊縣道は赤間より若松港に至るものと停車場縣道との二あり。前者は現在認定の路線なり。後者は外町一丁目本町角に起り新地町を経て本町七丁目に至り、赤間縣道に合し舊若松ステーションに達す。其延長七町にして内七十間は前者と重複す。道路法施行と同時に市道に編入せられたり。

本市市道は大正八年四月一日道路法施行と同時に別表の通り認定せられ、百六十一路線、延長十一里二十八町三十二間に達す。

舊里道は八十六線路延長九里六町三十七間に至り、其内郡道二線延長一里二十二町二十四間とす。舊郡道は左の如し。

- 一、辨財天通に起り、明治町、老松町、深町、小石本村を経て島郷村に入る。其延長一里十町十三間。
- 二、前記深町より分岐し、山手通、正保寺町、新中町を経て本町七丁目停車場縣道に合する延長十二町十一間。

若松市道路線認定

路線番號	路 線 名	起 終 点 地 名 町 名 又 ハ 地 番	經 過 地 名
1	東 海 岸 通 線	起 点 東 海 岸 通 一 丁 目 六 十 三 番 終 点 北 海 岸	安 政 町
2	南 海 岸 通 線	起 点 南 海 岸 通 一 丁 目 九 四 四 番 終 点 全 三 丁 目 九 八 四 番	
3	元 海 岸 通 線	起 点 元 海 岸 通 九 六 二 番 ノ 三 終 点 全 九 〇 八 番 ノ 二	辨 財 天 通 及 明 治 町 一 丁 目
4	辨 財 天 通 線	起 点 南 海 岸 通 二 三 丁 目 界 終 点 辨 財 天 通 本 町 三 四 丁 目 界	元 海 岸 通

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
連歌町線	連歌裏町線	裏中町線	中町線	西新町線	松ヶ枝町線	三内町線	日吉社横通線	船頭町線	東新町線	紺屋町線
終起 点 全連歌町一丁目四三番ノ二	終起 点 全明治町五丁目四四番ノ七	終起 点 全裏中町四四番ノ九	終起 点 全外町一丁目四〇四番	終起 点 全西新町五丁目五四八番ノ六	終起 点 全松ヶ枝町一丁目四七九番ノ一	終起 点 全三内町一丁目七六五番	終起 点 全惠比須通一丁目間	終起 点 全六五番	終起 点 全一五八番	終起 点 全紺屋町六十二番
		中川通三丁目	明治町、中川通三丁目、老松町	明治町四丁目、中川通、外町二丁目	明治町	老松町及明治町三丁目		安政町一丁目		

26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
倉濱町二丁目裏線	仲小路線	倉濱町線	山ノ口通線	山手通線	正保寺町線	新中町線	堺町線	中川通線	明治町線	老松町線
終起 点 全倉濱町二丁目裏一圓	終起 点 全倉濱町一丁目五二七番ノ七	終起 点 全倉濱町一丁目四九二番ノ五	終起 点 全山ノ口通五三七番ノ三	終起 点 全山手通一丁目五二九番ノ三	終起 点 全正保寺町四〇一番	終起 点 全新中町四九三番	終起 点 全堺町一丁目五五七番ノ一	終起 点 全中川通一丁目八三六番	終起 点 全老松町三丁目連歌町一丁目交叉点	終起 点 全本町四丁目縣道
	山手通一丁目	新中町山ノ口通	全町二丁目	倉濱町			本町、櫻町一丁目	新地町、本町、三内町、西新町、中町裏中町濱四番町、老松町、其他	元海岸通、新地町縣道、松ヶ枝町、西新町、中町、老松町	西新町、三内町

37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
裏三内町線	旭本町七丁目路線	旭新中路連絡線	旭小路線	山手通三丁目東連絡線 正保寺町東連絡線	山手通三丁目東裏通線	倉濱町連絡線 正保寺町連絡線	倉濱町連絡線 新中町連絡線	全第三連絡道筋線	新中町第二連絡道筋線 山手通第二連絡道筋線	新中町第一連絡道筋線 山手通第一連絡道筋線
終起 点 裏三内町九四番ノ二	終起 点 旭本町七丁目路四一 番	終起 点 旭新中路四九八番ノ二	終起 点 旭小路四一八番ノ二	終起 点 山手通三丁目五〇七番ノ六 正保寺町五〇六番ノ四	終起 点 山手通三丁目五〇六番ノ一 全五一四番ノ一	終起 点 倉濱町一丁目五二四番 正保寺町五〇四番ノ一	終起 点 倉濱町一丁目五二四番 新中町五二二番	終起 点 山手通二丁目五二〇番ノ四 新中町五一八番	終起 点 山手通二丁目五一三番ノ四 新中町五〇〇番ノ八	終起 点 山手通三丁目五五二番ノ三 新中町五〇〇番ノ一

48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38
全第五線	全第四線	若松校裏第三線	若松校裏第二線	若松校裏道筋線	櫻町線	田町第二横線	田町第一横線	田町東裏線	田町線	田裏三内町連絡線
終起 点 大字修多羅一〇一六番	終起 点 白山線 老松町六丁目	終起 点 堺町五丁目 老松町六丁目	終起 点 堺町五丁目 老松町六丁目	終起 点 山手通四、五丁目界 老松町六丁目	終起 点 櫻町三五〇番 大字修多羅四五番	終起 点 土井町一丁目三四一番ノ二 堺町三丁目三六一番	終起 点 田町三四六番ノ五 堺町三丁目三六一番	終起 点 全三四一番ノ一 田町三四七番	終起 点 裏中町終点 櫻町一丁目	終起 点 西新町四丁目五四六番ノ一 中町五九〇番
大井戸線	全	全	白山線土井町大井戸線	土井町大井戸線	土井町一丁目					

49	前田第一號線	終起 点 点	大字修多羅 老松町七丁目	老松町裏線
50	全 第二號線	終起 点 点	大字修多羅 全 一四一 一二三番	老松町裏線及老松町八丁目
51	全 第三號線	終起 点 点	全 一、七四 九番ノ二	全
52	全 第四號線	終起 点 点	全 一、七四 九番ノ二	全
53	全 第五號線	終起 点 点	全 一、七四 九番ノ二	老松町
54	全 第六號線	終起 点 点	全 一、七四 九番ノ二	全
55	老松町裏線	終起 点 点	全 一、一 二七番	若松校裏線第二、第三、第四、前 田第一、第二、第三、第四、 若松校裏線第一、第二、第三、第 四、第五
56	大井戸線	終起 点 点	全 一〇三 〇番	若松校裏線第一、第二、第三、第 四、第五
57	白山線	終起 点 点	全 若松校裏 通白山社下	
58	白山線別線	終起 点 点	全 大字修多羅 若松校裏 全白山社下	
59	山手通四號線	終起 点 点	全 山手通七丁目 若松校裏第四號線	

60	大島線	終起 点 点	大字修多羅 全	
61	土井町線	終起 点 点	中川通三丁目 交叉山手通七丁目	櫻町
62	櫻町二丁目橫線	終起 点 点	土井町 大井戸線	土井町橫線
63	土井町第一裏線	終起 点 点	大字修多羅 四十四號線	
64	全 第二裏線	終起 点 点	電燈會社前通 櫻町二丁目	
65	電燈會社前通線	終起 点 点	土井町一丁目 濱四番町	老松町
66	全 裏通線	終起 点 点	土井町一丁目 老松町六丁目 三九番	
67	全 第一橫線	終起 点 点	電燈會社前線 老松町六丁目	
68	全 第二橫線	終起 点 点	電燈會社前通線 六十六號線	
69	電燈會社前通線ヨリ連 ル線 歌町ヲ經テ中川通ニ至	終起 点 点	連歌町二丁目 四二八番 中町三五九番 ノ三	連歌町二丁目、土井町、田町
70	裏田町線	終起 点 点	全 田町北裏一部	

81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71
築キ出シ線	伽藍線	東海岸通一丁目連絡線 安政町一丁目連絡線	大正町線	外町線	五反町線	惠比須通線	安政町線	元海岸通新地三丁目線	新地線	海岸通線
終起 点点 南本町二丁目 海岸通一丁目	終起 点点 本町一丁目 南海岸通一丁目	終起 点点 東海岸通一丁目八二番ノ二 安政町一丁目八七番	終起 点点 大正町一丁目三五番ノ三 北海岸	終起 点点 外町一丁目七七一番	終起 点点 五反町一丁目二八八番及惠比須通一丁目三四番 北海岸	終起 点点 惠比須通一丁目一五六番 北海岸	終起 点点 安政町一丁目三二番 北海岸	終起 点点 元海岸通九〇三番 新地四丁目九二四番	終起 点点 辨財天通 本町七、八丁目界	終起 点点 渡場 辨財天通
全	海岸通		濱三番丁、四番丁、五番丁	濱三番丁、四番丁、六番丁	全	濱二番丁以下全	船頭町濱二番丁、全四番丁、全六番丁、全八番丁、十番丁、全十二番丁、東四番丁、十六番丁			

92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82
濱二番町線	濱一番町線	稻荷町線	老松町三丁目連絡線 稻荷町一丁目連絡線	本町六丁目連絡線 新地三丁目連絡線	元海岸通三丁目連絡線 元海岸通	本町三丁目連絡線 元海岸通	全全 第三連絡線	全全 第二連絡線	元海岸通南海岸第一連絡線 岸通二丁目	本町二丁目連絡線 海岸通二丁目
終起 点点 濱二番町一丁目開三〇番ノ二 大正町一丁目	終起 点点 安政町一丁目 惠比須通一丁目	終起 点点 稻荷町一丁目四〇九番ノ四 北海岸	終起 点点 老松町三丁目四二二番ノ一ノ二 稻荷町一丁目三五八番ノ八	終起 点点 本町六丁目六三八番ノ二 新地三丁目六五四番	終起 点点 元海岸通二二七番 元海岸通二二三番ノ六	終起 点点 本町三丁目二五三番 元海岸通九六二番	終起 点点 全 九八五番ノ二五	終起 点点 全 九八五番ノ二六	終起 点点 全 九八五番ノ二七	終起 点点 本町二丁目一八五番 海岸通二丁目一八七番
惠比須通、五反町、外町一丁目		濱四番丁、五番丁				海岸通三丁目				

103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93
全 九番町一丁目線	全 八番町一丁目線	全 七番町一丁目線	全 全南通線	全 五番町北通線	全 六番町線	全 六番町南二丁目線	全 五番町線	全 全北二丁目線	全 四番町線	全 三番町線
終起 点点 惠比須通五丁目	終起 点点 東海岸通四丁目 惠比須通四丁目	終起 点点 安政町四丁目 惠比須通四丁目	終起 点点 外町三丁目 老松町六丁目	終起 点点 外町三丁目 老松町七丁目	終起 点点 東海岸通三丁目 老松町七丁目	終起 点点 惠比須通三丁目 五反町三丁目	終起 点点 安政町三丁目 五反町三丁目	終起 点点 惠比須通三丁目 五反町三丁目	終起 点点 東海岸通二丁目 老松町六丁目	終起 点点 安政町二丁目 稻荷町二丁目
			全	大正町、 稻荷町	安政町、 惠比須通、 五反町、 外町、 大正町、 稻荷町	惠比須通		安政町、 惠比須通、 五反町、 外町、 大正町	惠比須通、 五反町、 外町、 大正町	惠比須通、 五反町、 外町、 大正町

114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104
古前小學校 西本町三丁目線	山下町二丁目線	山下町一丁目線	古前町線	本町九丁目ヨリ 東南院ニ至ル線	金比羅山裏手 本町九丁目線	山手通二丁目 山口通線	五反町三丁目 五反町一丁目線	五反町三丁目 五反町一丁目線	外町二丁目 濱二番町三丁目線	全十二番町一丁目線
終起 点点 古前小學校	終起 点点 山下町二丁目 古前町一九四番ノ二	終起 点点 山下町一丁目 古前町四番ノ六	終起 点点 全西本町一丁目 四丁目二〇一番	終起 点点 本町九丁目及十丁目 東南院	終起 点点 本町九丁目五七六番ノ六 大字修多羅五七五番ノ一八	終起 点点 山手通二丁目七二三番 三菱社宅横	終起 点点 本町三丁目二八五番 五反町一丁目二八三番	終起 点点 惠比須通一丁目三一五番 全三一四番	終起 点点 外町二丁目三六八番ノ一 濱二番町三丁目三四四番	終起 点点 東海岸通六丁目 惠比須通六丁目
				金比羅神社						安政町通

136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126
深今 田光 線	深桑 ノ 田木 線	白 山 線	赤 島 線	百東 合五 野反 線	宮 丸 線	松 尾 線	全 第六号線	全 第五号線	全 第四号線	全 第三号線
終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全
全今光 深田	字桑木 深田	大字藤木 神前	一一五二 三二	大字藤木 大字小石 字葛蒲 字東五反	字井尻 字小路	字井尻 字中園	全全	全全	全全	全全
				字小路、佐古、百合野	字 宮 丸	字堂ノ上、松尾				

125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115
全 第二号線	藤木市街割 第一号線	大 池 線	藤木ヨリ二島ニ至ル線	小 古 前 線	金古 比羅 前神 社町 線	全 第三号線	全 第二号線	古前市街割 第一号線	西本町二丁目二五号線	古前町一四号線
終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全
全全	字矢倉下及松尾 字濱ノ田及ソリ	大字藤木 大字大池	大字藤木 大字西濱 字如中	全小古前	全古前町 全金比羅 全神社	全全	全全	大字藤木 古前	古前 西本町二丁目五六番ノ六	古前町 字龜ヶ首
			字和田、濱ノ田、井尻、東五反、 江ノ口、今光、道岸		字辻ヶ谷					

158	157	156	155	154	153	152	151	150	149	148
神側線	棚田線	總牟田線	上小伊藤原線	峠線	小田線	沖田線	波打 ^{ヨリ} 島鄉村 ^{ニ至ル} 線	畑線	中畑線	山手通六丁目線
終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全
大字小石字上ノ鴻溜池側 字赤崎	字神側 字中畑	字中畑 字總牟田	大字小石字上小伊藤 字上小原	大字修多羅字峠 字小田火葬場	字深田 字小田	大字修多羅字波打 字小田	老松町九丁目 島鄉村界 大字修多羅字姥ヶ阪 字畑	大字修多羅字中畑觀音 小石字中畑觀音	字西園、姥ヶ阪、小伊藤	山手通六丁目天満宮横 大字修多羅山ノ堂
字神側	字棚田					字沖田	大字修多羅、大字小石		字西園、姥ヶ阪、小伊藤	

147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137
贊前瀉一海岸線	似垣多田線	停車場谷線	中谷線	々寺アノ木田線	宮ノ馬場線	泉宮ノ下線	水道上池峠岸線	用夕線	入今道丸光線	今桑ノ光木線
終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全	終起 点点 全全
字贊瀉 字前一作	字垣添 字似多田	全中谷 停車場	字中谷 字寺ノ下	字寺田 字タアノ木	大字二島字宮ノ馬場 日吉神社裏	大字二島字宮ノ下 全泉	大字二島字下道岸 字上水上	全用夕	全今光 全八道丸	全桑木 全今光
	字石丸、東橋、畑中、タアノ木、日光寺	字谷畑				字宮ノ馬場、土佐、東橋、錢ノ入	字原田泉、東光面釋迦堂			

159	原線	起點 全	終點 全	字原
160	本村線	起點 大字小石赤崎 終點 全本村	終點 全本村	字前田、河内
161	大正町別線	起點 稻荷町一丁目 終點 濱三番町四丁目	終點 濱三番町四丁目	濱二番丁

若松と戸畑とを隔離するものは洞海の頸部即ち大渡川にして、昔は此海遠賀川の河口に通し恰も川の如く淡水鹹水相交れは大渡川の名ありしといふ。神功皇后の御船通ありし由緒正しき古蹟なり。又明治三十三年十月長くも聖上の未だ皇太子にておはせし時、筑紫御巡啓の折柄渡らせ給ひし所にして、皇太子殿下御渡海の磯戸畑なる渡船口に建てられぬ。此處縣道に當り日々の交通繁くして、小蒸汽船第一、第二、第三河軒丸、わかと丸の四艘交互運航し、更に休止する事なし。附屬の小廻船四艘亦晝夜往復して旅客の便を計れり。此等の渡船は總て若松戸畑の共有に屬し、航通の事業は之を請負に附し、市と町と相共に之を監督せり。

洞海を隔て、指願の間にある八幡黒崎との海上の交通は辨財天通りを衝き當りて渡船場あり。私營の運航船は日に數回八幡に往復し、石炭商組合事務所前より大字藤木新棧橋に至る渡船は同組合が

組合員の爲に經營する所なり。其他若松葛島間渡船等數多の小廻船ありて亦對岸舟航の便を計れり。

第二節 鐵道

筑豊興業鐵道會社は明治二十一年六月の創立にして、二十二年七月十二日設立免許を得、同年十二月成立するに至れり。當初敷設の區域は若松港より鞍手郡直方町を経て穂波郡飯塚町に至り嘉麻郡碓井村に達する本線三十四哩と、直方町より分岐し田川郡神田村に達する支線九哩を有し、線路附近に於ける四十餘坑の石炭と此間の貨物乗客とを運搬する豫定なりしか、明治二十四年八月三十日若松直方間の線路初めて營業開始し、爾後延長工事着々進捗し、一方は碓井より大隈を経て上山田に及び、飯塚より分岐して長尾に達し、一方は神田村金田より糟を経て豊前線伊田に連絡し、石炭運搬の操業益々盛となりぬ。明治三十年九州鐵道會社と合併せられ、日露戰爭以後政府は軍事上の理由と鐵道運輸統一上の理由とに基き、三十九年三月法律第十七號鐵道國有法により、私設鐵道を國家に買収するに及び遂に國鐵の領域に入りき。

舊若松停車場は市街の西南金比羅山の麓本町九丁目に在りしが大正八年七月之が改築移轉に着手し

大正九年八月五日竣工し、現在の木町七丁目に移轉せり。若松停車場は明治二十二年十二月舊筑豊興業鐵道の起點として設置せられ鐵道沿線地より送炭する貨車の數一日約千百輛、列車の發着八十一回、構内に敷設せる軌條を延長するときは優に二十哩に達し實に本邦第一の稱を失はず。而して、石炭船積の設備としては水壓「ホイスト」及「クレーン」各一臺並に海岸壁上に高架せる新舊二ヶ所の棧橋あり、以て日々到着する數萬噸の石炭を處理しつゝあり。

若松停車場に搬出せらるゝ貨物の大部分か、石炭にあるは敢えて怪しむに足らず。今其大勢を瞥見するに明治三十二年以前は統計の徴すべきものなし。三十二年に於いては若松に到着する貨物の中石炭は一、八二二、四二九噸の多きに拘らず、其他の貨物は僅かに二一、八二六噸に過ぎず。而して若松驛より發送する貨物は、五四、九一三噸を計上せり。然るに大正二年に於て到着貨物中石炭は五、一四、六一四噸にして其他の貨物は四一、六五一噸を算し、若松驛より發送するもの八三、六六九噸の多きに至り、大正八年に於ては到着貨物中石炭は五、五〇〇、八九二噸、其他の貨物は四六、〇七一噸に達し若松驛より發送するもの一八八、二〇五噸に激増せり。石炭の搬出益々多きに及び、若松驛に出入する貨物も著しく其數を増加せり。

大渡の一葦帶水を隔て、相隣接し市の東門たる戸畑停車場は、明治三十五年十二月二十七日の開設にして、亦石炭及貨物の發着を司れり。

兩驛に於ける着炭の概數を見るに、三十六年若松驛に於ける三、三五九、六一一噸に對し、戸畑驛は一九噸に過ぎず。大正二年に於て若松驛の五、二一四、六一四噸に對し、一、九三二、四二七噸にして大正八年に於ては若松驛の五、五〇〇、八九二噸に對し二、二六三、一九八噸の割合を計上せり。石炭以外の到着貨物を見るに三十六年若松驛に於ける一六、六四五噸に對し、戸畑驛は四、三六六噸にして、大正二年は若松驛の四一、六五一噸に對し戸畑驛は二九、二四一噸なりしか大正八年に於ては若松驛の四六、〇七一噸に對し四九、二九二噸なりとす。之を發送貨物に付いて見るに、三十六年若松驛の六七、一六六噸に對し戸畑驛は五一噸なりしか、大正二年若松驛の八三、六六九噸に對し、戸畑驛は三一、〇七六噸にして大正八年には若松驛の一八八、二〇五噸に對し八三、八九〇噸なり。今若松及戸畑兩驛に於ける貨物の狀況を表示すること左の如し。

若松兩驛發着貨物噸數累年一覽表

年 度	縣 名	到 着 噸 數		發 送 噸 數	
		石 炭	其他ノ貨物	石 炭	其他ノ貨物
明治三二年	若松	一、八二二、四元	三、八六六	一、八三四、五五	五、四九三
同 三三年	若松	二、〇七七、五七七	七、二二三	二、一四八、七五〇	五、五六三
同 三四年	若松	二、五五八、三三三	二、六九五	二、五八五、一五〇	七、六一三
同 三五年	若松	二、七五五、八五五	一、九二四	二、七四四、九九	六、七三三
同 三六年	若松	三、〇七六、三三三	一、六六五	三、〇九四、八六六	六、七二〇
同 三七年	若松	三、五五九、六二二	二、〇七六	三、五八一、〇三六	六、九八八
		110	1000	110	1000

年 度	縣 名	到 着 噸 數		發 送 噸 數	
		石 炭	其他ノ貨物	石 炭	其他ノ貨物
明治三八年	若松	三、三六二、六七七	三、三六六	三、三三四、九九	六、二四三
同 三九年	若松	三、四七〇、四九九	二、〇〇七	三、四九三、〇六六	二、五五一
同 四〇年	若松	三、四三三、三九九	四、〇三三	三、四九三、七七一	九、六六七
同 四一年	若松	三、六三九、九七二	三、九七九	三、六七四、二七四	七、九四三
同 四二年	若松	三、五〇七、七三九	五、七三六	三、六七一、七七一	二、五二〇
同 四三年	若松	三、七三五、八四七	三、八〇〇	三、七四四、〇八七	七、九八〇
同 四四年	若松	三、九四六、六一〇	三、〇一〇	三、九五六、七〇	二、四八三
同 四五年	若松	四、〇三九、四三三	三、八四〇	四、〇三三、二二二	二、四八三
同 四六年	若松	四、五三八、八五三	四、〇六八	四、五八三、八〇〇	六、八二〇
大正元年	若松	一、八八五、五七七	二、〇八七	一、九〇六、四七〇	三、七九〇
同 二二年	若松	五、二四六、六二四	四、六五一	五、一五六、六五五	三、六六三
同 二三年	若松	一、九三三、四三七	二、九二四	一、九二二、六六八	三、〇七三

品名	年度	
	明治三十五年	同三十六年
米穀	三三八	二八三
木竹材	五、五九七	—
杭木	—	五、四一三
コークス	四四	三七
セメント	二二〇	一四〇
食塩	二二〇	三三六
煉瓦	二、〇五五	五九六
石材	一、七八四	一、三三八
鐵類	二、九二五	二、九〇三
石油	五三七	三九〇
果物	—	五三
蔬菜	—	—
鮮魚	—	—

若松驛發送貨物著名品類別一覽表

(其ノ一)

備考

一、戸畑驛開設明治三十五年十二月廿七日
 二、戸畑驛着炭三十九年度ヨリ激増セルハ同驛構内ニ同年四月一日炭卸機ヲ設置シ汽船直積ヲ開始セシニ由ル

若松市誌	大正三年		同四年		同五年		同六年		同七年		同八年	
	戸畑	若松	戸畑	若松	戸畑	若松	戸畑	若松	戸畑	若松	戸畑	若松
	四、六八一、〇〇四	二、一〇六、七〇四	四、一四八、一三二	一、九七九、四五六	四、〇四一、六八〇	二、一七四、六八〇	四、八〇一、六八〇	二、九〇〇、三二〇	四、九二二、九六六	二、七三三、八四四	五、五〇〇、八九二	二、三三三、九八八
	三九、五五〇	一九、〇〇四	三、四一、三五八	一九、二二五	五、二一、六六六	三、五、九四八	七、四、七四五	五、九、九三三	六、一、五六八	六、三、六四三	四、六、〇七一	四、九、二九二
	四、七五、五五四	二、三三、七〇六	四、一八二、四八九	一、九九八、六七二	四、六五六、五三一	二、二二〇、二二五	四、八七六、四三三	二、三、四三三	四、九七三、七六四	二、三、七〇七	五、五、四六六、九六三	二、三、二、四九〇
	八、四八三	三六、三三六	七、二、二六七	三七、九三七	九、一、〇〇三	四〇、三、四八	一〇七、〇七九	五七、八八九	一、四、一、六一	六三、六四三	一八八、二〇五	八三、八九〇

品名	年	度
米穀	明治四四年	七
木竹材	明治四四年	八、四〇四
杭木	明治四四年	三、八九〇
コーラス	明治四四年	
セメント	明治四四年	二、三二
食鹽	明治四四年	一、二九六
煉瓦	明治四四年	五、九五
石材	明治四四年	五、〇〇六
鐵類	明治四四年	二、四二
石油	明治四四年	
米穀	大正元年	三
木竹材	大正元年	九、三二一
杭木	大正元年	四、六三三
コーラス	大正元年	六
セメント	大正元年	二、七二
食鹽	大正元年	五、〇〇
煉瓦	大正元年	四、八八七
石材	大正元年	四、七〇七
鐵類	大正元年	
石油	大正元年	
米穀	同二年	一九〇
木竹材	同二年	九、一八七
杭木	同二年	四、五七五
コーラス	同二年	
セメント	同二年	一、〇七
食鹽	同二年	一、三〇七
煉瓦	同二年	四、九〇
石材	同二年	四、三五五
鐵類	同二年	
石油	同二年	
米穀	同三年	一七三
木竹材	同三年	八、八七二
杭木	同三年	四、八三三
コーラス	同三年	
セメント	同三年	六、八三
食鹽	同三年	三、〇
煉瓦	同三年	三、八五九
石材	同三年	四、六七七
鐵類	同三年	
石油	同三年	
米穀	同四年	六
木竹材	同四年	五、九三三
杭木	同四年	四、四八
コーラス	同四年	
セメント	同四年	九三
食鹽	同四年	七、〇
煉瓦	同四年	四、三九
石材	同四年	二、六七〇
鐵類	同四年	
石油	同四年	
米穀	同五年	六六
木竹材	同五年	六、三三〇
杭木	同五年	五、九一五
コーラス	同五年	
セメント	同五年	四、三〇
食鹽	同五年	二、九二四
煉瓦	同五年	四、五七五
石材	同五年	三、七二九
鐵類	同五年	一、七四
石油	同五年	
米穀	同六年	一九三
木竹材	同六年	一〇、八四
杭木	同六年	六、二、〇一
コーラス	同六年	
セメント	同六年	一、八〇
食鹽	同六年	四、〇四
煉瓦	同六年	七、〇、〇
石材	同六年	六、五九九
鐵類	同六年	七、二
石油	同六年	
米穀	同七年	六八
木竹材	同七年	二、七、八三
杭木	同七年	五、三、〇九
コーラス	同七年	
セメント	同七年	三、六九
食鹽	同七年	九、五〇九
煉瓦	同七年	一、七、三三
石材	同七年	四、四、六五
鐵類	同七年	九、八二
石油	同七年	
米穀	同八年	三七
木竹材	同八年	一五、〇九二
杭木	同八年	一〇七、一八五
コーラス	同八年	
セメント	同八年	二、五五
食鹽	同八年	五、三、九八
煉瓦	同八年	一、五、七五
石材	同八年	一、五、三、五二
鐵類	同八年	一、〇、六二
石油	同八年	

若松驛發送貨物著名品類別一覽表

(其ノ二)

品名	年	度
漆器	明治四四年	七〇
雜品	明治四四年	七、一〇〇
合計	明治四四年	六七、七三三
漆器	大正元年	一
雜品	大正元年	七、一九八
合計	大正元年	六七、二六六
漆器	同二年	一
雜品	同二年	二、三三七
合計	同二年	六、九五八
漆器	同三年	五七七
雜品	同三年	八、七四六
合計	同三年	八、二九三
漆器	同四年	九〇
雜品	同四年	八、三三
合計	同四年	九、六三
漆器	同五年	一、一四八
雜品	同五年	一、六、一〇六
合計	同五年	一〇〇、一六一
漆器	同六年	二、二八二
雜品	同六年	三、五八九
合計	同六年	八、八、三三
漆器	同七年	一、八七二
雜品	同七年	八、八八九
合計	同七年	七九、八八〇
漆器	同八年	一、七〇七
雜品	同八年	一〇、〇八
合計	同八年	六四、七二八

品名	年	度
茶	明治四四年	三
陶磁器	明治四四年	三
和洋酒	明治四四年	七
藥及藥製品	明治四四年	三
砂糖	明治四四年	六
醬油	明治四四年	三
炭油	明治四四年	三
水	明治四四年	三
煙草各種	明治四四年	三
疊表	明治四四年	三
棉及綿布	明治四四年	三
摺付木	明治四四年	三
牛馬	明治四四年	三
麵類	明治四四年	三
礦石	明治四四年	三
肥料各種	明治四四年	三
薪炭	明治四四年	三
茶	大正元年	一、五七
陶磁器	大正元年	一、五七
和洋酒	大正元年	三
藥及藥製品	大正元年	三
砂糖	大正元年	三
醬油	大正元年	三
炭油	大正元年	三
水	大正元年	三
煙草各種	大正元年	三
疊表	大正元年	三
棉及綿布	大正元年	三
摺付木	大正元年	三
牛馬	大正元年	三
麵類	大正元年	三
礦石	大正元年	三
肥料各種	大正元年	三
薪炭	大正元年	三
茶	同二年	七
陶磁器	同二年	七
和洋酒	同二年	三
藥及藥製品	同二年	三
砂糖	同二年	三
醬油	同二年	三
炭油	同二年	三
水	同二年	三
煙草各種	同二年	三
疊表	同二年	三
棉及綿布	同二年	三
摺付木	同二年	三
牛馬	同二年	三
麵類	同二年	三
礦石	同二年	三
肥料各種	同二年	三
薪炭	同二年	三
茶	同三年	二
陶磁器	同三年	二
和洋酒	同三年	三
藥及藥製品	同三年	三
砂糖	同三年	三
醬油	同三年	三
炭油	同三年	三
水	同三年	三
煙草各種	同三年	三
疊表	同三年	三
棉及綿布	同三年	三
摺付木	同三年	三
牛馬	同三年	三
麵類	同三年	三
礦石	同三年	三
肥料各種	同三年	三
薪炭	同三年	三
茶	同四年	一
陶磁器	同四年	一
和洋酒	同四年	一
藥及藥製品	同四年	一
砂糖	同四年	一
醬油	同四年	一
炭油	同四年	一
水	同四年	一
煙草各種	同四年	一
疊表	同四年	一
棉及綿布	同四年	一
摺付木	同四年	一
牛馬	同四年	一
麵類	同四年	一
礦石	同四年	一
肥料各種	同四年	一
薪炭	同四年	一
茶	同五年	一
陶磁器	同五年	一
和洋酒	同五年	一
藥及藥製品	同五年	一
砂糖	同五年	一
醬油	同五年	一
炭油	同五年	一
水	同五年	一
煙草各種	同五年	一
疊表	同五年	一
棉及綿布	同五年	一
摺付木	同五年	一
牛馬	同五年	一
麵類	同五年	一
礦石	同五年	一
肥料各種	同五年	一
薪炭	同五年	一
茶	同六年	一
陶磁器	同六年	一
和洋酒	同六年	一
藥及藥製品	同六年	一
砂糖	同六年	一
醬油	同六年	一
炭油	同六年	一
水	同六年	一
煙草各種	同六年	一
疊表	同六年	一
棉及綿布	同六年	一
摺付木	同六年	一
牛馬	同六年	一
麵類	同六年	一
礦石	同六年	一
肥料各種	同六年	一
薪炭	同六年	一
茶	同七年	一
陶磁器	同七年	一
和洋酒	同七年	一
藥及藥製品	同七年	一
砂糖	同七年	一
醬油	同七年	一
炭油	同七年	一
水	同七年	一
煙草各種	同七年	一
疊表	同七年	一
棉及綿布	同七年	一
摺付木	同七年	一
牛馬	同七年	一
麵類	同七年	一
礦石	同七年	一
肥料各種	同七年	一
薪炭	同七年	一
茶	同八年	一
陶磁器	同八年	一
和洋酒	同八年	一
藥及藥製品	同八年	一
砂糖	同八年	一
醬油	同八年	一
炭油	同八年	一
水	同八年	一
煙草各種	同八年	一
疊表	同八年	一
棉及綿布	同八年	一
摺付木	同八年	一
牛馬	同八年	一
麵類	同八年	一
礦石	同八年	一
肥料各種	同八年	一
薪炭	同八年	一

品名	年度	明治三五年	同三六年	同三七年	同三八年	同三九年	同四〇年	同四一年	同四二年	同四三年
米穀		一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三
木竹材										
杭木										
コークス										
セメント										

備考
本表ハ石炭以外ノ著名品ノミヲ表示ス

戸畑驛發送貨物著名品類別一覽表

(其ノ一)

品名	年度	明治三五年	同三六年	同三七年	同三八年	同三九年	同四〇年	同四一年	同四二年	同四三年
鐵石		一七二	二二	三五五	三三	五七四	三〇〇	六〇七	六、一三四	九、八九五
肥料各種										
薪炭										
漆器										
雜品		二、九元	一三、四三	一三、六三	二、九六四	八、五〇	九、七六〇	一一、九四九	五、七七八	二、八八九
合計		六、二〇〇	七、二〇〇	八、二六九	八、四八二	七、二六七	九、〇〇三	一〇、〇七九	一四、一六二	一八、八〇五

品名	年度	明治三五年	同三六年	同三七年	同三八年	同三九年	同四〇年	同四一年	同四二年	同四三年
果物		四	三九六	九〇三	一、九四三	六二〇	七四	四三	五九六	一、二六二
蔬菜		三		三	六〇	二五七	一九八	七〇	五九	八二
鮮魚		六六	七六	一、〇三	九九	八九四	七九三	六三九	四二	四三
茶				六	九	一	七	三三	五七一	九九六
陶磁器				二	三	三	四	四	四	七
和洋酒				二	三	三	四	四	五	七
葉及葉製品										
砂糖										
醬油										
礦油										
氷										
煙草各種										
疊表										
棉及綿布										
摺付木										
牛馬類										
麵類										

品名	年度	
	明治四四年	大正元年
米穀	二五、〇三五	二二、三三三
木竹材	七、七	二、四八
杭木	二、〇〇四	一、四一三
コークス	六	一、二二
セメント	一、五七二	一、六四三
煉瓦		七四
石材		二九
鐵類		一四
同二年	三、三	一、三九
同三年	三、三	一、三九
同四年	三、三	一、三九
同五年	三、三	一、三九
同六年	三、三	一、三九
同七年	三、三	一、三九
同八年	三、三	一、三九

戸畑驛發送貨物著名品類別一覽表

(其ノ二)

品名	明治四四年	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
肥料各種									
薪炭	七		八						
漆器									
雜品	九六	二六三	四〇〇	一、四四九	一、一八〇	七三	二七四	一、五七九	一、七三六
合計	二五	五二	七〇	二、五五一	七、九四五	一四、六二	二四、五二〇	二四、八三五	三八、〇三五

品名	明治四四年	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
食鹽		八七		六一					
煉瓦									
石材									
鐵類									
石油									
果物									
蔬菜									
鮮魚									
茶									
陶磁器									
和洋酒									
葯及葯製品									
砂糖									
醬油									
棉及綿布									
水馬									
牛馬									

品名	明治五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年
米穀	二、八七七	二、〇〇九	三、三三四	三、三九九	一、三九七	一、七三三	二、六六一	三、一四七	二、八四七	三、九七四	四、〇三九	五、三三七	六、九七七	八、九三四
木竹材	五七		九四五	七五三	五〇四	七〇三	一、七四一	一、五九九	一、九五四	一、八五四	一、九四三	三、八四三	一〇、八七四	八、八八三
杭木		五五	六六	一三三	二〇一	三三三	一、七四一	一、五九九	一、九五四	一、八五四	一、九四三	三、八四三	一〇、八七四	八、八八三
コーラス	九、六三三	九、八九二	三、五〇三	三、五九二	二、四〇二	三、〇三三								二、四四九
セメント	一四			一五三	一六									
食鹽	八		一	二六	三									
煉瓦		七九	八八五	四〇三	二二			二八	七八	五七	五二	六三	九三	二八四

若松驛到着貨物著名品類別一覽表

備考 本表ハ石炭以外ノ著名品ヲ表示ス

品名	明治五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年
砂糖														二、三六七
綿糸					三、八九〇									三、一〇八
礦石														一、七五四
雜品	六、六五五	五、七八九												三、四〇八
合計	三、七、九〇〇	三、六、六三三	三、二、四四四	三、一、〇七六	三、八、三六六	四、四、三六六	三、三、六六六	三、三、六六六	三、三、六六六	三、三、六六六	三、三、六六六	三、三、六六六	三、三、六六六	三、三、六六六

品名	明治五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年
石油	五	六	六	八										七
果物														八
蔬菜														八
鮮魚														八
陶磁器														八
和洋酒														八
藥及藥製品														八
醬油														八
礦油														八
氷														八
棉及綿布														八
摺付木														八
牛馬														八
肥料各種														八
薪炭														八
食鹽														八
茶														八

品名	明治五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年	同十九年	同二十年
石	八	三九	九四	三三	六	五	三九	一八	一五	三三	六	三九	五七九	三三	四〇八	
鐵	一、八九〇	三三	七九	五〇四	六九〇	一、〇一九	五五四	三六二	五四	三九三	一、五三二	二、七〇二	二、三三八	四、〇八		
石		一〇	三六	一	二五	九四	七	八	三三							
果				二六	一六二	二〇七										
蔬				一九七	二五	一〇九										
鮮				五二	六三	七〇										
茶				八〇	四	三										
陶				六四	八〇	九六										
和				九六	五九	七三										
藥				一四	六	三										
砂				一〇	一〇	二										
醬				二〇	七	五七										
水				二〇	七	二八										
煙				二六	七	八										
疊				三三	一六	二八										
棉				六九	一六	三三										
及				三九	一六	二八										
綿				三九	一六	二八										
布				三九	一六	二八										

品名	明治五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年	同十九年	同二十年
摺																
付																
牛																
馬																
麵																
石																
肥																
薪																
漆																
雜																
計	一九、二四	三、七七	三、一八一	六、三三	一、八七	六、八八	七、三三	四、〇四	六、八四	〇、七四	六、八四	〇、七四	六、八四	〇、七四	六、八四	〇、七四

備考

- 一、本表ハ石炭以外ノ著名品ヲ表示ス
- 二、大正二年、三年ノ木竹材ハ杭木ヲ含ム
- 三、明治三十九年、四十年、四十一年ノ三ヶ年ハ統計セズ

戸畑驛到着貨物著名品類別一覽表

品名	明治五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年	同十九年	同二十年
米	一、四五	五、七〇	九、九四	一、六八	一、三五	一、四〇	七、六九	八、五六	一、〇〇	一、四四	一、四〇	一、九〇	二、六四	三、五〇	五、四八	五、九七
穀																

若松戸畑兩驛乘降車人員一覽表

年 度 區 別	若 松 驛		戸 畑 驛		乘降人員一日平均	
	乘車人員	降車人員	乘車人員	降車人員	若 松 驛	戸 畑 驛
明治 二七年	五、八五五					
同 二八年	七、七五一					
同 二九年	八、六〇〇					
同 三〇年	一三、一九四					
同 三一年	一八、三三六					
同 三二年	一七、四九一					
同 三三年	一八、九六二					
同 三四年	一八、四六一					
同 三五年	一七、二五六					
同 三六年	一四、四九					
同 三七年	一八、二五					
同 三八年	一六、四四五					
同 三九年	一八、四八					

年 度 區 別	大 正 元 年		同 四 四 年		同 四 三 年		同 四 二 年		同 四 一 年		同 四 〇 年	
	乘車人員	降車人員	乘車人員	降車人員	乘車人員	降車人員	乘車人員	降車人員	乘車人員	降車人員	乘車人員	降車人員
同 四〇年	一九、六五	一八七、三三	一四八、九五三	一五四、一三二	一、〇五六	八三						
同 四一年	一七、三四一	一五四、五一	一三三、二八	一三八、四二八	九〇九	一、七〇						
同 四二年	一五、六九〇	一五七、七六	一四八、六七八	一五五、四七六	八六七	一、三二						
同 四三年	一五、九三九	一五〇、六六一	一七〇、一〇五	一七三、八二	八七	一、四九						
同 四四年	一三、七六六	一三三、六八	一三二、三三五	一三三、四八	七三六	一、七二						
大 正 元 年	一三、三三	一三六、八九七	一六〇、〇八	一六八、八八	七五七	九〇						
同 二 年	一六、二四四	一五八、五九	九九、二四八	一〇七、〇二	八七六	五五五						
同 三 年	一六、四九九	一五二、一四七	一〇二、九九一	一〇一、四八九	八七八	五六〇						
同 四 年	一六、八三三	一四四、六六七	一〇六、四三三	一〇〇、九四四	八六九	五六八						
同 五 年	一七、七五	一七九、四四一	一四二、六九二	一四一、三四一	九六四	七七八						
同 六 年	一七、九〇〇	一四〇、七一〇	一四〇、〇三	一八六、九二	一、三〇八	一、〇八						
同 七 年	一三、一四三	一三九、四三	一三六、二五七	一三七〇、八二	一、七三〇	二、〇〇八						
同 八 年	一三、四三〇	一三六〇、二六	一四五、三三四	一四八、九七六	二、一〇八	二、六四二						

備考

- 一、戸畑驛開通三十五年十二月十七日
- 二、四十二年七月一日列車運轉改正アリ從來大藏經由ノ本線列車ハ戸畑經由トナリ爲ニ同驛ハ俄然乗降客増加セリ
- 三、大正元年七月一日小倉戸畑間電車開通ノ爲メ戸畑驛乗降客減ス
- 四、三十六年迄ノ降客統計セス

第二章 交通

第三節 港灣 船舶附築港會社

筑豊五郡より輸送する石炭の大部分は一度此港を經由して神戸大阪横濱等の内地、さては上海、香港等の外國市場へ輸送せらるゝ故に、大小の船舶幾千隻日夜蟄集して絶ゆる時なし。今や三千噸内外の汽船を入れるゝに些の困難を感せざる若松港も、其築港以前に在りては港口の水深僅かに六尺に満たず、小潮の際の如き二十万斤積の帆船すら尙滿載して出港する能はず。已むを得ず數哩を隔つる福浦港まで舳を以つて瀬取をなし、漸く積込を了する状態にして、港内至るところに淺洲あり。船舶の繫留場甚狹隘にして、潮流亦急。船舶の出入頗る困難なりしなり。此等の不便を除却するの目的を以て企劃せられたるものは即ち若松築港會社なり。

若松築港會社は、明治二十一年浚疏會社創立の舉に基因し、明治二十三年遂に本會社の設立となり、石野寛平氏之が社長となり、大に盡瘁する所あり。茲に築港と共に浚渫をなすの大計劃を樹て、浚渫の土砂を以て本港沿岸海面の埋立をなし、其土地賣却代金と本港出入船舶の帆別及積荷の高に應じ、港錢を賦課し(若松港出入港 錢定額表参照)以て資本の償却に充つるの方法をたてたりき。

幸にして會社の計劃漸次順潮に進捗し、現今に於ては干潮水深二十呎乃至二十五呎を保ち、三千噸級の汽船の出入は障碍なきに至れり。若松築港會社の資本は初め三十萬圓に過ぎざりしか、社會に於ける石炭の需要と筑豊興業鐵道の敷設とは益々石炭の搬出を盛んならしめ、切に築港の擴張を必要ならしめしかは、資本金は漸次増額して七十五萬圓となり、百萬圓となり、更に百八十萬圓となり現在三百六十萬圓に増資するに至れり。

若松港を吃水十八呎内外の汽船の出入を自由とならしめたる第二期擴張工事は、三十二年擴張計劃の調査に着手し、四十年其擴張工事を終れるが、其港灣の現状を概観するに、

港灣の區域	
内港	一四〇萬面坪 (葛島以南)
本港	二五萬面坪 (中島葛島間)
外港	二二、二四四萬面坪 (渡船場以東)

水深 若松築港株式會社の築造せる一條の防波堤に沿ひて幅七十五間の航路は能く二十呎の水深を保ち、若松市渡船場と中島との間には深さ干潮面以下三十呎に達する所あり。

航路 十一萬面坪 (幅員水面換算)

防波堤 一千五百四十間

碇繋場 汽船繋留の目的を以て本港内に十三個の浮標を置き、別に内港製鐵所沿岸及本港東岸門鐵沿岸には繋留壁を築造して、汽船を横付けし、棧橋装置に依り貨車より直に船艙に積込ましむ。繋留壁 若松驛構内延長一千間にして、戸畑驛構内の延長は六百間、其間汽船七隻を横付けせしむることを得。

然るに近年大型汽船の出入激増の爲め、港内汽船碇泊所は非常に狹隘を告ぐるに至りたるを以て、所謂港灣の整理として企劃せる第三期の擴張も、大正九年十二月を以て完成したり。即若松港本港内帆船碇泊所、即若松側沿岸前海面約六萬五千坪を全部水深干潮面以下二十呎以上に浚渫し、之に繋留浮標七個を設け、汽船碇泊所となし、若松停車場岬山新棧橋前より藤木埋立地まで延長六百八十間幅六十間、此海面約十萬二百三十坪を全部水深干潮面以下十五呎以上に浚渫し、帆船全部の碇泊所となし、更に本港内と右帆船碇泊所との間を航路幅六十間水深干潮面以下十五呎以上に浚渫し、帆船の出入を便ならしめ、而して浚渫土砂の一部は藤木埋立地に、一部は連歌濱埋立地に放棄したり。

大工場誘致を目的とせる洞海湾沿岸埋立工事は、八幡市前田より折尾町本城に至る地の埋立をなすものにして、埋設地七十四萬六千坪、其間に六箇所の船溜を設け、干潮面以下水深七呎乃至十呎を保たしむるものとす。尙其沿岸に延長千九百四十間幅五十間水深干潮面以下二十呎の航路の浚渫をなすものなり。本工事は之を第一期二期に分ち、第一期工事は大正九年十二月より六箇年、第二期工事は第一期工事後七箇年にして完成の計劃なり。

若松市濱町前面防波堤より本航路に向ふ船溜新設の計劃は、入口幅八十間總面坪十二萬面坪水深干潮面以下十五呎となし、濱町附近繋繋策の目的を有せり。

若松港は明治三十七年特別輸出入港に編入せられ、海外輸出を開始してより、港頭大いに般賑を極むるに至れり。明治三十二年以前にありては、前記の如く港内の水深汽船の出入に堪へず、唯曳船小蒸汽四、九一〇隻の出入ありしのみ。然るに港内浚渫の上、若松關門間に定期航海船を設定したるの結果、三十二年には汽船雜貨積船の出入するもの一千五百四十隻に及へり。四十三年に至り定期航海船廢せられて汽船雜貨積船の數六九四隻に減じ、逐年減少の傾向を示せしか大正八年には六七四隻に達せり。然れども石炭積船は三十三年四十二隻にすぎざりしが、大正二年に至りて一千五百七十

一隻となり、大正八年には二千四百三十四隻に及べり。曳船小蒸汽は年々其数を増加して大正二年には八千二百四隻を算し、大正八年には一萬二千三百七十八隻に達せり。

帆船に於ても雜貨積船の入港するもの年々其数増加の趨勢を示し、明治二十六年三千八百六十二隻なりしもの四十年には一萬三百三十二隻四十四年には八千九百九十五隻となり、市場の景氣により多少の増減は免れずと雖も増加の大勢は動かすべくもあらず。最不景氣の大正二年に於いても六千八百八十五隻を算し、大正八年には一萬三百九十隻に達せり。

其の出港に就いては明治二十六年に於ける雜貨積船二百三隻に過ぎざりしもの、大正元年に於ては五百九十八隻、大正二年すら四百五十八隻に及び大正八年に於て千三百二十一隻に増加す。之を陸運の汽車輸送と相對照すれば共に年々貨物の發送及到着の數量増加して、明かに若松市の購買力並に生産力の發達を示すに至れり。

川霧は若松港特有の一名物なり。鐵道未だ敷設せざる以前は筑豊各地炭坑より若松港に搬出せらるゝ幾十億の石炭は、總て此川霧を唯一の運搬機關とせり。遠賀川及其支流を船相衝みて上下するの狀、遙かに之を望めば恰も蟻蟻の行列に似たり。其最も隆盛を極めたる時代に於いては其數無慮七千艘以上に達したり。爾來鐵道の敷設せらるゝに隨ひ次第に減少すと雖も尙現に二千百餘艘あり。之に依つて運送せらるゝ石炭一ヶ年約六十万噸を下らすといへば、其運搬力のなほ侮るへからざるものあるを見るへし。

今若松港に於ける船舶の出入を示せば左の如し。

若松港入港船舶數累年一覽表

年 度 別	汽 船				帆 船				合 計
	石炭積船	雜貨積船	小蒸汽船	計	雜貨積船	石炭積船	計		
明治二六年			10	10	3,863	1,718	5,581	11,062	
同 二七年			42	42	3,168	2,997	6,165	10,333	
同 二八年			86	86	3,483	3,431	6,914	10,327	
同 二九年			173	173	2,669	3,993	6,662	9,332	
同 三〇年			256	256	3,638	3,877	7,515	11,032	
同 三一年			490	490	4,165	3,903	8,068	12,136	
同 三二年		1,540	263	4,163	5,485	4,183	9,668	13,831	
同 三三年		2,012	269	5,080	7,051	4,526	11,577	16,653	

年 度 區 別	汽 船				帆 船				合 計
	石炭積船	雜貨積船	小 曳 汽 船	空 船	石炭積船	雜貨積船	空 船	計	
明治二六年			10		10,115	303	75	22,043	
同 二七年			481		3,216	161	748	3,606	
同 二八年			898		3,540	183	36,333		
同 二九年			1,772		3,475	140	37,434		
同 三〇年			2,366		3,737	191	41,711		
同 三一年			4,910		4,098	234	48,207		
同 三二年			2,633		4,009	289	51,460		
同 三三年			2,999		4,588	427	54,371		
同 三四年	60	2,101	3,975	1	5,037	346	58,097		
同 三五年	43	2,131	3,211		5,347	338	58,340		

若松港出港船舶數累年一覽表

同 七 年	一四六	五〇三	二,〇四六	二,三二二	一四,〇〇五	九四二	三,四九七	五七,九八三
同 八 年	一五九	六七四	二,三三八	二,四七六	一五,六八七	九五一	三,七五三	五九,七八〇

同 三 四 年			二,100	六二	五,〇五七	六,六七六	四六,六四四	五八,〇九七
同 三 五 年			三,151	四	五,三三四	五,四四四	四七,六〇三	五八,三三四
同 三 六 年			二,八〇〇	三	四,九七七	五,四四九	五七,六〇〇	六三,九九七
同 三 七 年			九七〇	一	四,〇四七	五,四六二	五四,四〇九	五八,四五六
同 三 八 年			一,〇九九	二	五,五五四	七,三三三	四八,九四七	五八,四九六
同 三 九 年			一,八三三	二五七	八,六七九	九,〇五九	四八,九四七	五八,四九六
同 四 〇 年			二,一〇五	六四	七,四〇五	一〇,三三三	四二,六五〇	六〇,八八七
同 四 一 年			一,三三三	八〇	七,五三〇	九,二五〇	四〇,七六六	五七,五四六
同 四 二 年			一,三三三	一,〇三九	七,九三九	六,七九九	三六,五三三	五二,三三〇
同 四 三 年			五,五八九	一,二六六	六,九三三	六,七二六	三八,六六七	五二,三七六
同 四 四 年			四,〇〇〇	一,三六六	六,九七七	八,九九三	三八,三〇三	五二,三七六
大正元年			二,〇八八	一,六六六	八,八八九	七,九四二	四二,六六八	五八,五〇八
同 二 年			二,〇八八	一,五七五	一〇,〇二七	六,八八五	四三,五四〇	六二,四五三
同 三 年			二,九一九	一,二二二	八,五五七	六,四〇六	四一,四四三	五六,七七九
同 四 年			六二七	一,五一九	九,二八〇	五,〇九〇	三八,九九九	五五,六五〇
同 五 年			七,三六九	一,五三三	九,三三三	六,三三七	四〇,九七三	五七,三三八
同 六 年			一〇,〇五五	二,三三四	二二,七六二	七,八八九	三六,六二八	五八,〇九七

- 一 出八港トモ貨物ヲ積載シタル船舶ニ對シテハ第一表、第二表、第三表ノ定率ニ依リ港錢ヲ徵收ス
- 二 出八港トモ貨物ヲ積載セザル船舶ニ對シテハ第一表、第二表、第三表ノ定率ニ依リ三分ノ一ノ港錢ヲ出港ノトキ徵收ス
- 三 本港ニ於テ幾分ノ荷役ヲ爲ス船舶ニ對シテハ第一表、第二表、第三表ノ定率ニ準據シ積込貨物ノ數量ニ對スル港錢ヲ徵收ス 但空船ノ定率ヨリ減スルコトヲ得ス
- 四 入港ノ際積荷ニ對シ港錢ヲ徵收シタル船舶ニシテ揚荷不爲出港スルトキハ重テ港錢ヲ徵收セズ

第一表及第二表中當分ノ間若松石炭商同業組合ト當會社トノ間ニ於テ左記ノ割合ニ割戻シヲ爲スベク協定セリ

第一表	第二表	第三表	第四表
六拾萬斤以上	金參拾錢	四百兩以上	金拾錢

第四節 航路標識附若松港取締規則

若松築港株式會社が明治三十四年の頃より着手せし築港の擴張は、主として大型汽船の誘致を目的とし、併せて帆船の荷役に便宜を與ふるの計畫なりしに、僅か七十五間に過ぎざる航路に依りて、此の大型汽船を安全に出入せしむるは頗る至難の業に屬するを以て、同社に於ては夙に之か設備を計畫し、航路の安寧を保ち、出入の船舶をして危懼の念を懐かしめざらんことを企圖せしも、航路標識條例は私設を許さざる規定にして、同社の名義を以て之を出願すること能はざるを以て、同社

に於て建設費一切を負擔し、其設立は若松町の名義を以てすることとし、明治三十六年若松燈臺及港口淺瀬の三個の浮標は同三十七年一月許可を得て設立せり。爾來同社に於て之か維持經營に要する一切の經費を直接支辨し來りしか、大正三年四月一日より市制施行せらるゝや、全然市の經營に移し、同社は單に指定寄附金として毎年所要の實費を負擔することゝなれり。今市立に屬する航路標識の名稱位置構造等を示せば左の如し。

燈 臺

名 稱	位 置	北 緯	東 經	初 點	年 月	構 造	等 級	燈 質	明 弧	自 基 礎	自 水 面	燭 光 數	光 途 距 離
若松燈臺	若松港突堤ノ極端	三十三度五十六分	百三十九度四十九分	明治三十六年八月	鐵造四角形紅色	アセチレン瓦斯	全度	二丈五尺	二丈九尺	310	十哩中		

浮 標

名 稱	着 色	構 造 及 水 面 上 ノ 高	大 低	記 事
若松(第一黑色)	黑	鐵造圓錐形球標 チ戴キ高サ九尺	約三尋	若松燈臺ハ南八十五度五分、西洲燈臺ハ北四十二度十五分、西臺場島潮流信號塔ハ北四十四度十分東、若松燈臺ハ南八十一度三十五分、西洲燈臺ハ北四十二度五十五分、西臺場島潮流信號塔ハ北四十九度東、若松燈臺ハ南七十五度、西洲燈臺ハ北二十二度十分、西臺場島潮流信號塔ハ北六十五度四十六分東
若松(第一紅色)	紅	同	同	
若松(第二黑色)	黑	同	同	

右航路標識の外大正元年八月福岡縣令第二號を以て從來制定の若松港取締規則を改正し、若松警察署水上派出所内と防波堤とに信號竿を設置せしめ、大型汽船の通航に制限を加へ、航海の安全を期すること、なりしを以て、若松石炭商同業組合及若松築港株式會社は此の規定に依り信號竿を建設し、両者の負擔を以て双方に信號者を置き、出入船舶の安全を計り居れり。

若松港取締規則左の如し

縣令第五拾九號

明治三十七年十二月二十五日(大正元年八月八日
縣令第二號ニテ改正)

若松港取締規則左之通定ム。

若松港取締規則

第一條 若松港ヲ分チテ、内港本港及外港トシ其區域左ノ如シ。

一、金毘羅山下標柱ト牧山鼻標柱トノ連結線以西港界線迄ノ水面ヲ内港トス。

二、若松町渡船場ノ標柱ヨリ河斛島(通稱中之島)西端ヲ經テ戸畑町渡船場ノ標柱ニ至ル連結線以西金毘羅山下標柱ト牧山鼻標柱ト連結線マテノ水面ヲ本港トス。

三、若松町渡船場ノ標柱ヨリ河斛島西端ヲ經テ戸畑町渡船場ノ標柱ニ至ル連結線以東港界線迄ノ水面ヲ外港トス。

第二條 本港ヲ更ニ左ノ二區ニ分チ第一區内白色ノ浮標ヲ以テ圍マレタル線以内ヲ汽船(總噸數七十噸
除ク)ノ碇泊所トシ、其他ノ部分及第二區ヲ總噸數七十噸未滿ノ汽船及帆船雜種船ノ碇泊所トス。

一、第一區ハ航路ノ以南本港ト内港及本港ト外港トノ限界線及陸岸ニ依リ圍マレタル區域内。

二、第二區ハ航路ノ以北陸岸ニヨリ圍マレタル區域内。

第三條 港界内ノ航路ハ黒赤色ノ浮標ニヨリ區劃シタル水面ヲ以テ本航路トス。

若松町ヨリ戸畑町ニ接續スル國道筋渡船及若松町字辨財天海岸並ニ若松稅關支署側面波止場ヨリ往復スル小蒸汽船、小廻船ノ航路其他船舶ノ碇繫場ヨリ出入スル航路ハ之ヲ支航路トス。

第四條 總テ船舶ハ左ニ掲クルモノヲ除ク外、航路内ニ碇泊若クハ停船スル事ヲ得ス。

一、港内ノ工事ニ從事スル船舶

二、沈没品ノ引揚ニ從事スル船舶

三、遭難船舶ノ救助ニ從事スル船舶

四、事變ノ爲メ運轉自由ヲ得サル船舶

前項第一號乃至第四號ニ掲クル船舶(總噸數十噸未満積石數百石未満ヲ除ク)航路内ニ碇泊若クハ停船中ハ海上衝突豫防法第四條第一項ノ規定ニ依リ船燈又ハ形象ヲ掲クヘシ。

第五條 船舶(總噸數百噸以上積石數千石以上)著港ノトキハ、即時ニ其船ノ種類、船名、船籍港、總噸數、登簿噸數、

發港地名、發港年、月、日、時及船主ノ住所氏名、國籍ヲ、出港ノトキハ拔錨二時間前ニ其船名、出港年、月、日、時及出向地名ヲ記シ船長又ハ其代理者(住所職業生年月日ヲ附記スヘシ)ニ於テ所轄警察官署ニ届出ツヘシ。

定期ニ航海スル船舶ハ豫メ前項ノ届出ヲ爲シ、以後之ヲ省略スルコトヲ得。

第六條 入港セントスル汽船(總噸數百噸以上)ハ突堤終端沖ニ於テ晝間ニ在テハ國旗及信號符字ヲ掲ケ、夜間ニ在テハ汽笛長聲ヲ三發スヘシ。

但定期郵便船ハ晝間會社旗ヲ以テ信號符字ニ代用スルコトヲ得。

前項ノ國旗及信號符字又ハ會社旗ハ汽船ノ著港ヲ所轄警察署ニ届出タル後ニ非サレハ之ヲ引下スコトヲ得ス。

出港セントスル汽船ハ其旨所轄警察署ニ届出タル後直チニ出帆旗ヲ引揚クヘシ。

第六條ノ二、港界内ニ出入スル汽船ハ左ノ信號ニ依リ進退スヘシ。

- 一、防波堤ノ信號竿ニ掲クルモノ、
- 泊船所ナシ港外ニ假泊スヘシ。



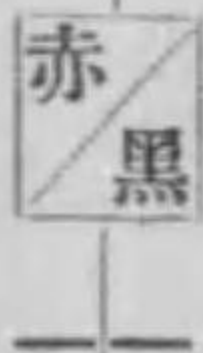
出港船アリ入港船ハ港外ニ待合スヘシ。



(出港汽船港界内ノ泊船所ヲ出テ本航路ニ向ヒタルトキ又ハ牧山鼻ヨリ出港シ來ル汽船カ何レモ中島ヲ通過スルマデ本信號ヲ掲ケ、尙續テ出港スル汽船アルトキハ此信號ヲ續掲スルモノトス)。

二、若松警察署水上派出所構内信號竿ニ掲クルモノ。

入港船アリ出港ヲ見合スヘシ。



(本信號ハ入港汽船ガ防波堤外一ノ瀬浮標通過時ヨリ若松警察署水上派出所ヲ通過シ終ル迄之ヲ掲クルモノトス)。

三、防波堤信號竿及若松警察署水上派出所構内信號竿ニ掲クルモノ。
航路ニ障害アリ出入港ヲ見合スヘシ。



(本信號ハ航路ノ障害除去セラル、迄之ヲ掲クルモノトス)。

第七條 總テ汽船ハ港界内ニ於テ特ニ規定アル場合ノ外猥リニ汽笛ヲ吹鳴スヘカラス。

第八條 入港セントスル總テノ船舶ハ端艇ヲ取入ルヘシ。出港セントスル時亦同シ。

第九條 船舶(噸數二十噸以上
積石數二百石以上)ハ總テ雙錨ヲ投シ碇泊スヘシ、本港第一區ニ於テ繫船浮標ニ繫留スル

汽船ハ其首尾ヲ繫クヘシ、此場合ニ於テハ前項ニ依ルヲ要セス。

第十條 港界内ニ於テハ荷足、灰燼、塵芥等ヲ海中ニ投棄ス可ラス船舶ニ於テ石炭、荷足、其他之

ニ類スル物料ヲ積卸シスル時ハ其海中ニ脱落セサル様豫メ必要ノ防備ヲ爲スヘシ。

第十一條 港ノ妨害トナルヘキ難破物又ハ海中ニ投棄若クハ脱落シタル物料ハ當該船舶又ハ其所有者ニ於テ直ニ之ヲ取除クヘシ。

第十二條 燈船、燈臺、浮標又ハ立標ニハ鍵、綱其他ノ船具ヲ繫留スヘカラス。

第十三條 港界内ニ於ケル總テノ船舶ハ他ノ船舶ニ危害ヲ及ホス如キ速力ヲ以テ航行スヘカラス。

第十四條 艀船ハ港界内ニ在テハ四隻以上連結シテ竝行スル事ヲ得ス。

第十四條ノ二 港界内ニ於テ夜間航行スル艀船及艀船ハ總テ白色ノ標燈ヲ掲揚スヘシ。

第十五條 總テ船舶ノ港界内ニ於テ他船ノ航行及投錨ヲ妨ケ又ハ前路ヲ横切ル事ヲ得ス。

第十六條 荷船、端艇又ハ小蒸汽船ハ止ヲ得サル場合ノ外他船ノ後部ニ接シテ繫留スヘカラス。

第十七條 船舶港界ニ於テ火ヲ失シタル時ハ救援ノ來ル迄船鐘ヲ打鳴スヘシ且晝間ハNMノ信號ヲ掲ケ夜間ハ斷ヘス紅燈ヲ上下スヘシ。

第十八條 港界内ニ於テハ海上衝突豫防法ノ規定ニ依リ信號ニ用ユル場合ノ外銃砲及煙火等ヲ發ス

ル事ヲ得ス。

第十九條 常用ニ超過シ爆發物及容易ニ燃燒スヘキ物料(爆發物ト稱スルハ「プラスチック、ゼラチン」彈藥包、爆發管「ダイナマイト」煙火、無煙火藥、導火管「ゼリグナイト」「ナイトログリセリン」火藥、綿火藥、雷管ノ類ヲ謂ヒ容易ニ燃燒スヘキ物料ト稱スルハ生石油(アルマ)油(ラングレン)油(ロツク)油(包含ス)石油「ナフタ」、的列並底油、依的兒、偏蘇爾、石油偏陳「アセトン」酒精及硫化炭素ノ類其他華氏九十五度以下ノ熱度ニ依リテ發火スヘキ氣體ヲ發スル物ヲ謂フ)ヲ積載スル船舶ハ外港ニ於テ航路ヲ避ケ碇泊スヘシ但單ニ本港界線内ヲ航行スルハ此限リニ非ス。

前項ノ船舶ハ晝間ハBノ信號旗夜間ハ紅燈ヲ前檣ノ頂上ニ掲クヘシ。

第二十條 港界内ニ於テ曳船ヲナス汽船ハ左ノ制限ヲ超ユル事ヲ得ス。

一、被曳船カ航洋船ナル時ハ一隻。

二、前項以外ノ船舶ナル時ハ其積量二十萬斤以上ニ在テハ三隻其以下ニ在テハ二列三隻(單列ノ時亦同シ)

第二十一條 前條曳船ニ有スル曳綱ノ長サハ曳船ト被曳船第一船トノ距離ヲ十尋以内トシ其以下相

互間ノ距離ヲ六尋以内トス。

第二十二條 小廻船ハ汽船ノ船側ニ接シテ四隻以上竝列スヘカラス。

第二十三條 港界内ノ航路ニ於テハ漁業ヲ爲ス事ヲ得ス。

第二十四條 警察官ニ於テ必要ト認ムル時ハ碇泊中ノ船舶ニ臨檢シ又ハ一時船舶ノ航行ヲ停止セシムル事有ルヘシ。

第二十五條 第四條乃至、第十六條、第十九條、第二十三條ニ違背シ又ハ第二十四條ノ臨檢ヲ拒ミ若クハ航行停止ノ命令ニ従ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス。

第二十六條 船舶ニ在テハ海員ノ所爲ト雖モ船長若クハ船長ノ事務ヲ行フ者其責ニ任ス。

附 則

第二十七條 本則第六條ノ二信號ニ關スル規程ハ大正元年九月十日ヨリ施行ス。

第五節 運送業 倉庫

鐵道ノ敷設ニ船舶ノ輻湊ニ依リテ貨物ノ集散ハ石炭を除クの外未だ著しきに至らず。随つて若松

市に於ける運送業は、石炭を運送する營業者を除き鐵道運輸其他貨物の運送を業とするもの僅少なりと雖も、將來市區の改正と共に四通八達の街路成立し、本市海陸連絡設備竣工の曉は、鐵道並に船舶の運輸と相俟つて、陸上の運送業亦發達するに至らん。本市に於ける主なる石炭貨物運送業者左の如し。

石炭		回漕業		雜貨		回漕業	
營業所	營業者	營業所	營業者	營業所	營業者	營業所	營業者
大字 藤木	日本郵船株式會社門司支店若松出張所	東海岸通一丁目	枋木商事株式會社	同	同	同	同
同	大阪商船株式會社 若松出張所	海岸通一丁目	合名會社尼崎汽船部 若松出張所	西本町一丁目	共同曳船合資會社 若松支店	白川 卯一 郎	
海岸通二丁目	飯野商事株式會社 若松出張所	南海岸通三丁目	德 王 正 兵 衛	東新町	若松帆船運輸株式會社	大 村 象 三 郎	
船頭町	山九運輸株式會社 若松支店	南海岸通一丁目	高 取 鷹 助	紺屋町一丁目	若松帆船運輸株式會社	今 治 丈 太 郎	
海岸通三丁目	若松帆船運輸株式會社	鐵道省公認若松貨物取扱業	深 川 熊 藏	同	若松帆船運輸株式會社	同	
東新町	内海帆船同盟	新地三丁目	白川 卯一 郎	海岸通三丁目	矢 田 友 三 郎	本町七丁目	今 治 丈 太 郎
紺屋町一丁目	水 町 一 介	本町八丁目	大 村 象 三 郎	同	同	同	同
海岸通三丁目	同	同	同	同	同	同	同

金融機關の發達し、貨物の集散増大するに従ひ、倉庫の必要なるは今更喋々を要せされとも市内未だ此業の發達を見ず。現今個人所有の水島倉庫、精米會社に屬する米穀業者の倉庫、其他若松倉庫株式會社の如き、二三の小倉庫あるに過ぎず。

第六節 郵便 電信 電話

通信の繁閑は文明程度のバロメーターなり。若松市に於ける郵便物は累年著しき増加を示し、最近に於ては始と大都市を凌駕するの状況を呈せり。現在二等郵便局の外本町、修多羅、西本町の三ヶ所に無集配の三等局を設置し、日々郵便事務を取扱ふにも拘らず、尙且つ不便を感ずるの状態を示せり。

若松郵便局は明治七年八月十二日を以て設置せられ、明治二十一年郵便爲替及郵便貯金事務取扱を開始す。若松及戸畑を以て其の區域とし、配達は若松市は日に四回、戸畑町は二回なり。大正九年十月末には郵便函數若松三十八、切手賣捌所二十七を數ふ。

本町郵便局は明治三十七年十二月十六日を以て、修多羅郵便局は同三十五年十一月十六日を以て、

西本町郵便局は大正五年八月十六日を以て開始し共に無集配三等局なり。
 電信は明治二十二年六月一日始めて若松郵便局内に設置せられ内國公衆電報を取扱ふ。二十五年六月一日より外國電報取扱を開始す。

若松停車場及戸畑驛亦公衆電信を取扱ふ。

電話は明治三十三年十一月十六日若松郵便局に電話所を設置し市外通話を開始す。同三十八年四月一日市内交換事務を開始す。開始當時の加入者は百十に過ぎざりしか、大正九年末には六百七十六に達し大正九年十月二十四日より複式交換機となれり。若松停車場、若松、戸畑渡船場に自動電話の設あり、更に大正十年三月に於て中川通に増設の豫定なり。

郵便物發着數累年一覽表

年次	普通郵便		特種通常郵便		小包郵便	
	引	配	引	配	引	配
明治二十七年	三三三、六〇〇	三三三、四三三	六、四八八	五、二〇〇	八四三	一、七九九
同二十八年	三九九、二七七	四一四、五六六	八、八三三	五、六六三	一、三六七	三、三三三

同二十九年	四九九、八八〇	五五五、七七三	一〇、六〇二	六、七三三	二、二〇〇	四、四八八
同三〇年	八六七、四七七	七五三、七七七	一四、六二二	八、二六六	五、五〇〇	六、八八一
同三一年	一、〇二六、六五八	一、〇一〇、六九二	一九、五七六	九、二八四	四、八〇四	九、一七三
同三二年	一、一四一、九七五	一、〇九〇、六六七	二二、〇〇〇	一一、二二五	五、三六八	一〇、七七五
同三三年	一、二六四、〇三二	一、一〇一、九四四	二五、三九九	一五、一九二	六、六四九	一一、〇七四
同三四年	一、四三三、八六二	一、二九五、八二二	三二、六六四	一六、五五〇	八、四八〇	一四、二二二
同三五年	一、四〇九、九六三	一、三六〇、九七七	三三、六三三	一七、三三三	一〇、九四〇	一六、三三三
同三六年	一、三三三、三三三	一、三三三、〇〇八	三八、〇七七	一七、〇七七	一〇、九一八	一四、三六八
同三七年	一、四四〇、九三二	一、三三三、四三七	三五、九七九	一八、三八一	一一、二七四	一五、四四四
同三八年	一、五四八、一五三	一、六〇一、六三三	三五、三三四	二一、三九八	一二、一四〇	一八、九六四
同三九年	一、七五一、八八七	一、六三三、〇九四	三八、七九七	二二、〇五四	一四、九二二	二二、〇二八
同四〇年	一、八〇九、〇六九	一、八七二、八六〇	四一、七六七	二二、四九五	一八、二二二	二二、一一三
同四一年	二、〇一六、五五七	二、一三三、三三三	四六、四九九	二二、六六〇	一八、一四四	二七、九七七
同四二年	二、三三七、〇〇〇	二、一〇七、三三三	四八、二〇五	二六、三三八	一七、六七〇	三〇、〇〇一
同四三年	二、四七六、五〇〇	二、二九三、六〇〇	四七、五三三	二八、二四一	二〇、三三三	三二、三三三
同四四年	二、三三八、〇三二	二、四四七、四三三	六〇、〇七五	三三、四九九	二〇、五九九	三三、七〇〇
大正元年	二、三六、一六八	二、三三、四九九	五三、七九九	三三、六七二	二二、二二二	三三、四三三

年次	振出高	拂渡高	外國振出高	外國拂渡高
大正二年	二、六八九、六〇六	二、九四四、七〇〇	五三、四九二	二四、四五四
同三年	二、八八四、六〇四	三、二七四、四六六	五〇、〇四五	三三、〇七四
同四年	三、二九四、二九六	三、三五九、六一四	六二、七四四	三七、〇九三
同五年	四、六六五、〇八一	四、〇四四、四四〇	七五、九九九	三六、〇九五
同六年	四、七四〇、〇三一	四、八七六、二七二	六〇、〇三八	四一、六三九
同七年	六、四九八、六三六	六、四一五、九三三	四一、三二六	一五、四二七
同八年	七、二四七、四八八	六、九五五、〇三六	四八、七四七	一六、三三〇

郵便爲替取扱高累年一覽表

年次	振出高		拂渡高		外國振出高		外國拂渡高	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
明治二十七年	八、二二三	八、七三八、九七〇	三、一九三	五八、二〇〇、五四四	二	一三三、八三五	一	一、五二〇
同二十八年	一〇、〇〇七	一一、七六六、六五六	三、二五〇	五八、四三〇、七〇八	八	八二、〇〇〇	〇	〇
同二十九年	一一、四三八	一二、七五三、二四八	四、〇三九	七一、四四五、五六六	六	七三、七五四	一	一〇一、五二〇
同三十年	一三、七九三	一六、三六〇、三三四	四、三七五	七四、六八一、六八四	三	一七七、五八〇	三	二六七、七三〇
同三十一年	一七、三九四	一九、九二八、四九九	三、八六八	四九、一〇三、三三三	二	一六、六九〇	二	一〇六、七〇〇

年次	振出高		拂渡高		外國振出高		外國拂渡高	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
同三十二年	一六、九〇〇	二二、八四四、七三三	四、一〇〇	五九、六三五、一〇三	六	六二、六一〇	一	二〇、五一〇
同三十三年	一四、九五六	一七、八九六、二八八	四、六七一	六四、三〇一、四八〇	五	五〇、二四〇	五	一〇、六二〇
同三十四年	一四、九〇八	一八、四一五、六四四	五、五五八	九〇、五六八、九〇〇	七	一三六、五九〇	八	七五九、八七〇
同三十五年	一六、八〇五	一九、八二〇、九五三	六、六九六	九二、三七、二九九	六	八〇、一七〇	一〇	六六六、四一〇
同三十六年	一八、〇五五	二〇、一八四、五八八	七、九三三	一一、三九九、七六一	七	九三、三〇〇	三	一、七三三、七三〇
同三十七年	一八、六九五	二〇、〇四一、七三六	九、三三三	一四、八八七、三三八	二	二〇三、九二〇	一八	一、八四七、四六〇
同三十八年	二六、二四四	三五、一八一、八二二	一一、〇〇一	一八、八七二、四六八	一八	一、五〇六、一九〇	一八	一、五〇六、一九〇
同三十九年	三〇、四〇七	三七、三五九、七三四	一二、一八九	一八、二〇八、三七九	二	七七四、四九〇	三	二、一五二、九二〇
同四〇年	三三、六一一	四二、二八〇、九六六	一三、四四一	一八、七、五五〇	三	四一、六八〇	一八	一、四三三、三三〇
同四一年	三三、七〇〇	四四、七、四六六、八四三	一四、七九二	一九六、二八七、一四五	五	二六五、五八〇	一八	九四四、三二〇
同四二年	三六、七六六	四三、八、二二、六〇七	一六、五五二	二四八、三四七、四三〇	四	八二六、七六〇	二六	三、〇二四、二二〇
同四三年	三九、四四四	四三、四、四三、三五〇	一〇、七四七	二六五、三三二、五八五	三	六二八、〇四〇	四七	六、一三二、七五〇
同四四年	四一、四一九	四九、九、〇三、七五〇	二〇、四六六	二七三、五四二、二五一	三	二、一〇〇、三四〇	四三	四、〇〇五、八一〇
大正元年	四六、三六一	五七、一、三四、七五〇	二二、四五一	二六三、〇六、六五五	二	七四七、二一〇	三	一、七六九、六二〇
同二年	五二、九〇〇	五九、八、〇三、四九〇	三、四二五	三三三、四九〇、六二五	一	三三八、〇七〇	五九	五、九〇〇、三八〇
同三年	四三、四九六	四〇、〇、六七、四三九	一八、四六六	三三九、六〇〇、六三〇	一六	三六六、六四〇	四六	三、三三八、五四〇
同四年	五〇、〇五九	六四、七、四三、八一〇	二二、九六二	三三二、二六、七三〇	八	九五、八二〇	四一	三、八六八、七八〇

郵便貯金受拂累年一覽表

年次區別	郵便貯金預入		郵便貯金拂戻	
	口數	金額	口數	金額
大正五年	八〇四、五五、九六〇	二七、〇三三	一三	四、九七五、五三〇
同六年	一、五二五、九七七、八〇〇	三五、九四三	八	五、〇〇〇、〇〇〇
同七年	二、三三〇、〇〇〇、三三五	四一、七七七	一三	四、二六四、〇〇〇
同八年	二、八六六、一七〇、一四〇	五九、七五〇	七	二、五九四、〇〇〇
明治二七年	三、七七五	一三、八七二、一四五	六〇	一三、一三三、一四八
同二八年	四、一七五	一七、四六〇、一四二	七八七	一六、〇三三、〇七三
同二九年	三、四二二	一三、七二六、九三一	九二九	一七、四〇五、八三三
同三〇年	一、四七七	一〇、三三三、四四七	五三七	一〇、一〇三、七七一
同三一年	一、〇七七	八、四四五、四二四	四八〇	一四、六四一、〇六三
同三二年	九一五	五、七九五、九〇五	三三四	六、六〇一、四四四
同三三年	二、三〇八	六、一九九、六四〇	四四〇	六、八九三、七一八
同三四年	三、四四四	七、九三三、五五六	六九六	七、七三三、四三八
同三五年	六、九〇二	一五、〇〇〇、一四九	一、一〇二	九、二六四、六二八

同三六年	二、八〇三	二九、二四九、〇四一	二、九四〇	二五、二八七、一五二
同三七年	一九、三九五	五七、三九二、六三三	四、五三五	三、四三三、一一四
同三八年	一九、四二一	一〇三、一四五、三八四	八、五八八	七〇、七七五、一〇九
同三九年	三、九三三	二七、四四四、九五三	九、七四八	一〇、〇五六、四一八
同四〇年	三、二七二	一七九、六八八、八七九	一一、九九一	一七一、四四五、五七〇
同四一年	四〇、一三三	二三八、八四一、九八八	一〇、九〇〇	一三三、六七八、九五三
同四二年	四三、五〇一	一六、四二二、九七六	一一、三六五	一一二、〇八七、七二六
同四三年	四八、七七三	一九三、九九七、七四四	一一、一六三	一五六、一五一、九五八
同四四年	五九、一三〇	三三、六八七、五〇六	一五、六四六	二〇〇、七四二、七六二
大正元年	六〇、〇二七	二五、八〇九、五三五	一八、二七七	二五三、八七七、九〇六
同二年	五、五四五	二八、四九三、九四〇	一七、八八〇	二七一、一六七、六八八
同三年	四九、四四三	三六、九三三、四六	一六、二四	三三〇、六三五、五五五
同四年	六〇、九九五	三四六、九〇〇、三一九	二、九九一	二九三、二七、八一七
同五年	八一、六六三	五二、一五七、〇〇〇	二七、八七四	四一、一〇九、〇〇〇
同六年	九六、八七四	一〇三、八六三、九七三	三三、九九五	七三、八六八、九六三
同七年	一七、八九二	一、五三三、九二二、三三八	四、三三一	一、二五三、七〇五、九八四
同八年	三四九、八三八	一、九四二、五五五、七一九	四五、〇五〇	一、七四〇、七八、六六六

電信發着數累年一覽表

年次區別	國內		國外	
	發着	信	發着	信
明治二七年	三、四二〇	二四、〇三三	八	一九
同 二八年	四、八九六	二八、三三三	三	一四七
同 二九年	三、八四九	三九、七六九	九	七
同 三〇年	六、〇三三	六三、三三七	一四	一三
同 三一年	七、七九二	七四、〇一一	三六	三六
同 三二年	六、七九八	六二、〇八二	七三	八三
同 三三年	六、〇九四	六六、九四〇	八三	一四二
同 三四年	六、七〇四	六五、一三四	三九	三九三
同 三五年	五、五六六	五七、〇〇〇	三八	四三三
同 三六年	五、三〇八	五二、八二四	三九	四三三
同 三七年	五、五四五	五五、〇三四	八二	九五六
同 三八年	六、四七七	六八、六五四	一、二三四	一、一九四

電話通話數累年一覽表

年次區別	國內		國外	
	發着	信	發着	信
同 三九年	六、九七三	六、五五五	一、九八三	二、〇〇〇
同 四〇年	六、二七	六、四八一	二、〇〇〇	一、九三三
同 四一年	六、七、四五六	六、五、七四	二、三六	一、九三三
同 四二年	六、四、九一〇	六、一、七八	二、三〇〇	二、二二七
同 四三年	六、三、八八九	六、一、四〇	一、七五三	一、六六八
同 四四年	六、七、七五五	六、五、七九	一、一六二	一、〇〇一
大正元年	七、三、〇八〇	七、一、七四	一、〇八	九二
同 二年	八、六、〇一四	八、四、八〇	九三	八五
同 三年	七、六、六七	七、七、六七	九四九	七四三
同 四年	八、七、三九	八、〇、四七	九五三	七六二
同 五年	一、〇、五五六	一一、〇、一六	一、〇八八	七七九
同 六年	一、七、一七八	一、七、一、四八	一、七一九	一、六四八
同 七年	二、〇、一、八四九	二、〇、一、五五	一、九〇〇	一、八七六
同 八年	三、九、五四〇	三、六、七四	二、三六三	二、三三九

年次區別	電		話		加入者一戸一日平均通話數	
	加入者	市内通話數	市外通話數	市内	市外	
明治三八年	110	5,195,544	3,641	2,944	0,544	
同三九年	209	1,268,669	2,601	1,477	0,599	
同四〇年	255	1,436,243	4,750	1,543	0,606	
同四一年	281	1,375,270	5,168	1,340	0,500	
同四二年	314	1,479,076	5,563	1,291	0,488	
同四三年	333	1,539,218	5,465	1,258	0,455	
同四四年	344	1,569,088	7,948	1,250	0,570	
大正元年	371	1,633,666	8,441	1,198	0,666	
同二年	369	1,971,336	10,114	1,388	0,733	
同三年	416	2,442,126	11,655	1,608	0,744	
同四年	445	2,344,433	11,648	1,566	0,733	
同五年	467	2,581,477	12,755	1,514	0,700	
同六年	526	3,227,444	16,433	1,676	0,855	
同七年	561	5,444,033	18,918	1,566	0,888	
同八年	643	5,933,843	18,310	1,510	0,770	

第三章 商業

第一節 總說

古は磯馴の松瀬波濤の聲と相和し、漁人農夫撃壤鼓腹して平和を夢みつゝありし若松は、固より商業として見るべきものなく、唯古き時代より盛に行はれし蛭子の祭日に小屋掛の小賣商人の群集にて一時寂寞を破りしものありしと、藩政時代に此地に米廩の設ありて年貢米の積出しをなせし外言ふに足らず。偶々筑豊五郡の豊炭採掘せられ、最初は川船に依り帆船に依り、後には汽車により汽船により何れも若松市を根據として集散するに及び、俄然として盛氣樓閣を現出するの觀を呈するに至り、茲に商業の發展を示すに至りぬ。然れども若松市商業の發達は尙今後に待たざるへからず。現今に於ては石炭の外他に誇るべき貨物の集散なく、從て是等に對する機關の設備亦閑却せられつゝあるの感ありて、日に内外各地へ往復する幾百隻の帆船及汽船は殆んど石炭の積取のみに使用せしめ、貨物船の比較的僅少なるは、諸機關の設備不完全に基因するものにして、識者の夙に遺憾とする所なり。然るに今工事中の海陸連絡完成し、倉庫の設備等一般機關の是に伴ふに至らば、筑豊一帯諸

雜貨の中繼市場となり、本市商業の發達、市勢の進展は蓋し刮目に値するものあるに至らん。

第二節 貿易

筑豊の石炭並に製鐵所の原料品に對し直接輸出入の途を開くの希望は、港灣の修築完成に依り之を充し得らるゝの機に達し、明治三十七年四月七日勅令第一〇四號を以て若松港を開港に加へ、若松税關支署を設置し、輸出入品目を左の如く指定して同月十日より實施せり。

輸出 石炭、鐵材、鋼材、

輸入 鐵鐵、

斯くして若松港が一度開港の班に加はるや、内外貿易業者は何れも直接輸出入の便益を喜び、進んで制限品目の増加を要望して已まず。之が爲め三十八年九月輸出品の制限を撤廢し、輸出品目に左の如く追加せり。

生卵、米粃、大麥、小麥、燕麥、玉蜀黍及豆類、銑鐵、

而して貿易の進運は獨り前記品目の追加に満足せず遞次追加を促し、四十年四十四年大正三年の三

回到輸入品の追加を行へり。

大正六年八月に至り輸入品の制限撤廢せらる。茲に於て初めて若松港は輸出入共何等制限なきに至れり。當時の輸入特許品左の如し。

鳥卵、米粃、大麥、小麥、オート、玉蜀黍、豆類、落花生、コークス、
石炭鐵、銑鐵、シリカサンド、粘土、マグネタイト、フェロマンガニース、
スピリゲルアイゼン、肥料、

此の如くにして貿易増進は輸出入貨物に對する制限の撤廢となり、之と相關聯して税關施設の充實を要すれば、若松税關支署に於て小蒸汽船棧橋、上屋の設置あり。更に又民間の施設にして税關設備を補足する私設保税地域は年々其坪數を増加せり。之れ洞海湾沿岸に建設せる各種の工場が、輸出入貨物を直接自己の構内に於て船積船卸し、若くは一定の期間輸入手續未済の儘藏置し得るの便益を受くる爲め、保税倉庫、仮置場、上屋、藏置場を設置したるものにして、其數大正九年末に於て八箇所に及び、各保税地域毎に若松税關支署の派出所を置き、其他港内要所に監所を設置せり。洞海湾沿岸に現存する各種の工場及將來設置せらるべき工場が其所要の諸機械は勿論、原料製品の多

數をして、當然の經路たるへき若松港に依らずして、水深の關係上若松港以外の開港の輸出入貨物たらしむるは、若松港の爲め最も遺憾とする處にして、多年の懸案たる洞海湾修築問題は考慮すべき重大問題なり。

本港の外國貿易は石炭と鐵を主要なるものとす。石炭は筑豊五郡の炭田より採掘せらるゝ、一千百萬噸の巨額の内、一小部分の門司小倉或は宇島より搬出せらるゝものゝ外、大部分は若松に搬出せられ、帆船又は汽船にて近くは大阪神戸横濱に送り、遠くは上海香港の外に及ぶ。其他の輸出品に至りては大正八年に於て金屬の一萬五千五百圓、鐵及鋼製品の一萬六千二百圓、汽船及其他の船舶の三萬三千圓、鹽乾魚の二萬六千三百圓、コールターの四千五百圓を主要なるものとす、其他は擧げて數ふべきものなし。

輸入の鐵は多くは對岸八幡製鐵所に送るものにして、其輸入額は特別輸出入港に指定せられたる明治三十七年には二萬三千圓に過ぎざりしが、大正二年には百三十四萬八千圓に及び、更に大正八年に於て一千三百一十一萬四千圓に激増せり。銑鐵は明治三十九年に五十六萬九千圓なりしが、大正五年には百五十一萬圓となり、大正八年には九百二十七萬二千圓に達せり。右の外大正八年に砂糖の二百

三十二萬四千圓、食鹽の二十五萬二千四百圓、礦物の四十五萬五千八百圓、豆糟及菜種油糟の八十三萬八千九百圓、石(加工モ)の十三萬四千九百圓、米穀の八萬五千八百圓は其主なるものにして、孰れも大正六年八月に輸入品の制限を撤廢せし爲め著るしく増加せるものなり。明治四十二年に比して四十三年の貿易額に減少を示したりしは韓國併合の結果にして、同國輸出を外國貿易より削除して別に移出として計上したるが故なり。

大正八年に於ける朝鮮貿易は移出七百四萬三千六百七十三圓にして、移入四百八十九萬九千二百八十七圓なり。

若松港輸移出入高累年一覽表

年次區別	輸出入高		移出入高		輸移出入合計
	輸出	輸入	移出	移入	
明治三十七年	三六九、七九九	三三、六六七	—	—	三九三、四六六
同三十八年	一、一八〇、八〇四	二五、三六六	—	—	一、四三四、一七〇
同三十九年	二、五九〇、五三四	一、〇一〇、五〇九	—	—	三、六〇一、〇四三

品名及單位	年		次
	大正元年	同二年	
精糖	數量	價格	斤
鹽乾魚	數量	價格	圓
晒粉	數量	價格	斤
石炭	數量	價格	噸
骸炭	數量	價格	噸
木炭	數量	價格	斤
コールドター	數量	價格	擔
圓	圓	圓	圓
大正元年	八、七五〇	九〇、七五五	六、七〇〇
同二年	九〇、七五五	六、七〇〇	六、七〇〇
同三年	六、七〇〇	六、七〇〇	六、七〇〇
同四年	一八二、八二四	一三、二九六	一三、二九六
同五年	三七七	三七七	三七七
同六年	九五、五三六	一一、四一八	一一、四一八
同七年	二、四四四	二、四四四	二、四四四
同八年	二六、三五七	二六、三五七	二六、三五七

若松港輸出品累年一覽表

(其ノ二)

品名及單位	年		次
	大正元年	同二年	
木材及板	數量	價格	圓
枕木	數量	價格	圓
硝酸	數量	價格	斤
タール	數量	價格	擔
金屬	數量	價格	圓
鐵及鋼製品	數量	價格	圓
其他	數量	價格	圓
計	數量	價格	圓
大正元年	一、一〇〇	三、七九〇、〇八八	三、七九〇、〇八八
同二年	一、一〇〇	三、七九〇、〇八八	三、七九〇、〇八八
同三年	一、一〇〇	三、七九〇、〇八八	三、七九〇、〇八八
同四年	一、一〇〇	三、七九〇、〇八八	三、七九〇、〇八八
同五年	一、一〇〇	三、七九〇、〇八八	三、七九〇、〇八八
同六年	一、一〇〇	三、七九〇、〇八八	三、七九〇、〇八八
同七年	一、一〇〇	三、七九〇、〇八八	三、七九〇、〇八八
同八年	一、一〇〇	三、七九〇、〇八八	三、七九〇、〇八八

品名及單位	年次	米	
		價格	數量
米 圓擔	大正元年	二六、五九九	四、四七五
	同二年	三三、六三三	三、三九六
	同三年	一三、八四九	二、四三八
	同四年	三九〇	八九
	同五年	一一三	三
	同六年	七八	九八
	同七年	三、一五九	三三二
	同八年	八、八八三	七、三三八

若松港輸入品累年一覽表

(其ノ二)

計	其 他				米 穀		炭 灰		鐵 鋼	
	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量
	圓	圓	圓	擔	圓	噸	圓	噸	圓	斤
三三、六六七										
二六三、三六六			六〇〇	一三三						三、二七、七八〇、二、八五、九、九二
一、〇四、五〇九		一九三	四〇四	八二九					五六九、一五八	
九六、三三三		一、〇六	二、三六	四元					三八、六三三	
一、四六、六三三		四、二六	二、一〇三	四元			二、六五、六四五		二五、六〇	一、四〇五、五五六
一、四四、八〇〇		四、五九	七、一〇	七〇九			三、八、四二〇		二、一、六〇	八、〇〇〇、〇八四
一、一九、九〇六		二、八七一							一四、一四〇	七、九、九、〇、五五
一、六六、三〇一		二、三六五		三、七、八三					六、四、二、二八	三、六、一、〇〇、一、三〇三

品名及單位	年次	石 炭		鐵 礦	
		價格	數量	價格	數量
		圓	噸	圓	擔
	明治三十七年			三三、六六七	五、六三三
	同三十八年			二六二、七六	九二、七七
	同三十九年			四元、三、八四	一、〇三、七六
	同四〇年			七、九、八四七	一、六、四〇、六九〇
	同四一年			一、二、九、五九九	二、六、三、一、六一
	同四二年			一、〇、二、五三三	二、八、九〇、九九八
	同四三年			一、〇、三、五七五	二、九、九、四、六
	同四四年	三九、三三七		六、六、六〇〇	一、八、九、七、二四

若松港輸入品累年一覽表

(其ノ一)

備考 本表中ノ金屬ハ「ピレット」「レール」其他ニシテ製鐵所ノ製品ナリ

計	其 他		汽 船 及 其 他 船 舶		車 輛 及 同 部 分 品	
	價格	數量	價格	數量	價格	數量
	圓	圓	圓	隻	圓	圓
四、九三、五五五			七、三三〇			
五、七二、二七九			六、〇四六			
六、六、六、四九九			三、九、九六			
五、三、四〇、五三三			八、九四〇			
六、三、三、七八			一、七、五九七			
八、九三、五二九			二、五、五二六			
三、〇三、一、〇〇〇			一、五、一、四三			三、三、三、三
一〇、一、四、五、九三三			三、三、七、五二			三、〇、〇、〇、〇

其他	菜豆		大豆		機械及同部		鐵製		金		粘		石(加工)	
	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
七四八〇														
六、〇四九														
三、六八八														
二、三三七														
二、六三六														
一、四四七														
二														
二														
三、八、三、八七														
二、六、四、七九														

砂	食	大豆及小豆	落花生	鐵	其他ノ鐵	石	銑	硅	糖	
									價格	數量
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
二、九〇〇、七〇〇										
四、〇四九、八〇三										
三、九六七、〇三三										
四、四〇一、四六一										
一、二二三										
二、八三三										
四、二八三、五八一										
一、四五一、七三九										
一〇、六三五										
三、九四九										
九、四、五、五、六										
六、四、一、六、〇										
七、三、八、六、二										
一、五、〇、七、八										
二、六、三、五										
四、二、八、三、一										
一、五、六、八、〇										
四、三、九、一、六										
一、五、六、八、〇										
四、七、七、八、四										
一、三、四、七、五、〇										
一、五、三、〇、三、八										
三、三、〇、四、三、三										
八、一、九、一、五、二〇										
一、六、二、四、三、七、四										
四、九、九、一、五、一										
七、〇、〇、四、〇、三、二										
一、三、二、四、二、九、九										
九、〇、〇、八、三、七、六										
一、三、一、二、四、二、九、九										
四、五、五、八、五、六										
一、八、九、七、三、三										
五、〇、二、五、二、四、七										
一〇、四、九、七、八、九、三										
九、二、七、二、五、六、六										

計	數量		價格
	圓	圓	
	二,二五,八五五	三,六六,一五五	
	三,八四,九四四	四,〇七,九〇四	
	四,一六,一七四	六,一八,四四六	
	三,〇七,六二〇	三,二六,七三〇	
	三,二六,七三〇		

若松港移出入品累年一覽表

(其ノ一)

品名及單位	明治四三年		同 四四年		大正元年		同 二年		同 三年	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
石炭 噸	一六,八二一	八〇,九四〇	一三八,五九七	七〇,六八八	一三二,三三九	五五九,五三七	七二,三三四	三六八,〇三五	七二,一五九	四四八,八六〇
骸炭 噸	一八	三三九	四八二	六,八七	六六六	八,四九四	八元	一三,七八	三七一	六,七三
セメント 斤	七四,四〇〇	一,四四〇	四四,〇〇〇	七,一〇六	二七,五五三	三,四六〇	六五,八九七	九,〇七	一〇,五〇五	二四,二三四
木材及板 斤					一		四九,二四六	七三		
金 屬		五〇〇		一八,一〇〇		二,四八八		三,五五二		
鐵及鋼製品 噸				八五		五,〇一〇		七,〇〇六		四七,七九四
煉瓦				一,〇〇〇		一,三三七		一,〇〇〇		四七,七九四
醬油 升						一,〇〇〇		一,〇〇〇		五,〇五七
食鹽 斤						一〇〇,〇〇〇		一,九四三		五,〇五七

移出入合計	移入		移出		出密計
	其他雜品	計	米穀	鐵礦	
	二九五,六二七	三三三	三三七	九四九,七九五	一,七九六
	三八〇,六四三	四一九	七七一	二九四,一〇三	八五,〇二五
	一,五五六,三三三	三元	五八一	一,七九一	一,七九六
	五八四,五九八	一四九	一五六	五八三,六三〇	一三,二八〇
	一,七七一,〇三五	三五一	二二	二,〇五七,六三二	九二,七六五
	一,二九六,七七五	七二	二九四	七三三,六六七	三,八五八
	一,七七七,八四	一〇八	七〇	八三三,〇九五	四七

若松港移出入品累年一覽表

(其ノ二)

品名年度	大正四年		同 五年		同 六年		同 七年		同 八年	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
醬油	一四	元								
食鹽										

同上 假置場	同	大正六年五月九日	一六五	同
日華製油株式會社私設假置場	若松市	同 年 九月十二日	五、九七六	大豆其他製油原料、大豆油、豆粕、落花生油
東洋製鐵株式會社私設假置場	戸畑町	大正七年十月十二日	一、九二七	鐵礦、石炭

第三節 石炭

(イ) 石炭小史

石炭は若松港の命脈なり。若松港の貿易額が全國第四位を占むるも石炭の爲めならずんはあらず。若し夫れ石炭の輸出のみを以て論ずれば實に若松は日本全國に於ける第一の石炭輸出港にして、全國産する處の大正八年の石炭三千二百二十七萬九千九百三噸(佛噸)の内筑豊五郡の産炭一千三百四十六萬八千四百五十噸にして、從來石炭搬出を以て稱せられたる門司港の搬出が僅か百八十七萬噸に過ぎざるに若松港は優に七百八十六萬噸を搬出せるを以て見るも、石炭輸出港として天下に冠絶せるを知るへし。

筑豊石炭發見の時代は特に文書の徴すべきもの無きか故に、正確に知る事固より難しと雖も、恐らく二百四五十年以前のものならむが。今を去る事二百十四年即ち元祿十五年、貝原益軒の著筑前續風土紀には「遠賀鞍手嘉摩穂波の中諸所の山野に燃石なるものあり、村民之を掘り採りて薪に代用せり、遠賀鞍手には特に多し、頃年粕屋の山にも掘れり、煙多く臭惡しと雖も燃て火久しく水風呂の釜に焚くに適し、民用に最も便なり、薪多き里にはなし、是れ造花自然の助なり云々」とあり。又寶曆年中筑前國主黒田光之祖父長政の遺志を繼ぎ遠賀郡遠賀川より洞の海に通ずる堀川運河開鑿中、楠橋村字壽命より陣原湯までの間吉田村の地内にて人夫等火を焚いて茶を沸かせしに、忽ち黒色の石塊に燃え付きしを見て始めて燃料に適するを知りたるもの、即ち同地方石炭發見の端緒なりと云ふ。

惟ふに寶曆元年は今を去る事實に百六十年以前にあり。然るに今を去る事約百四十餘年前即ち明和年間に於て筑前國遠賀の郡若松の庄屋に和田佐平と云ふものあり。石炭の用途を考へ遂に食鹽を燒くの用に供すべきを案出し、直ちに住吉丸惠比須丸に滿載して之れを周防三田尻に輸出せしに、製鹽業者未だ之を焚くの方法を知らず。佐平又之れを説明するの智識と經驗とに乏しく、爲めに大に

失敗し悉く海中に投棄して歸國せしか、後大に考究の結果遂に鐵網を用ひて燃燒するを案出し、再び之を製鹽者に送りて頗る好結果を得、製鹽業者亦初めて五平太の效用著大なるを悟り、遠近の製鹽者傳へ聞いて大いに之を需要するに至りしかは、佐平大に發奮し採炭事業の擴張を試みしも、偶藩廳の忌諱に觸れて一朝投獄の厄に遭ふ。後藩廳若松、蘆屋の兩地に焚石所を設け、郡奉行をして之を監督せしめ、官營事業として之を經營するや、佐平釋されて其の手代となり、數年精勤の廉を以て賞詞を受くる事數次、文化八年八十八歳を以て歿す。佐平投獄の後約九十年にして筑前の人松本平内藩廳に獻策して始めて仕組法なるものを定め、明治維新の頃迄實行せり。仕組法は石炭、鶏卵、生蠟の三物産を一括し共同販賣を目的とするものにして、其取締所を蘆屋に置き若松港に焚石會所を設け、年々各郡の採炭額を豫定して之を當時の鑛業人に受負はしめ、其分課額の多少により坑夫の賃錢、糧米等を前貸し、採炭の全部を焚石會所に上納せしめ、之を會所指定の石炭問屋に拂下げ、代金の内より前貸金を控除して残額を鑛業人に下附する事になし、又石炭購賣の船舶來る時は問屋を經由して所要の數量を買取らしめ、入港當時の順序に依り其出港を許すを例とし、若し賣れ残りの石炭あれば之を碇泊中の船舶に配當し義務買入を嚴命する等、種々の方法を設けて石炭鑛業を規律

的ならしむると共に、藩廳に於ける收入の一財源たらしめたり。明治以前幕末の頃に方り、筑後久留米の人村上太三郎曾つて肥前天草に於いて燧石を發見し、其使用方法を研究して石灰製造に適するを知り、後筑前國嘉穂郡上三緒、鞍手郡勝野、田川郡後藤寺附近にて燧石を採掘し、漸次販路を擴張したりと云ふ。

(ロ) 明治維新後

明治維新後始めて斯業に關する法令の發布せられたるを見るに、即ち二年二月二十日行政官布告七十七條を以て「鑛山開拓の儀は其地居住の者共故障無之候は、其支配の府縣藩へ願の上採出不苦候の府縣藩に於ても舊習に不泥速に差免し可申事。」と達せられ、明治五年三月廿七日付太政官第百號布告を以て、鑛山心得を發表し始めて斯業に關する根本的方針を定め、明治六年七月廿日に至りては更に太政官布告第二百五十九條を以て、日本鑛法を發布して全國の鑛業を統一し、始めて成文法を見るに至れり。是れ明治二十五年六月一日鑛業條例の實施に至る迄我鑛業界を支配せし法文なり。

明治八年片山逸太氏豊前田川郡糸田村に始めて蒸汽機械應用を試みて失敗し、後貝島太助帆足義方の二氏何れも片山氏の志を襲ひて失敗し、十四年杉山徳三郎氏に依りて嘉穂郡目の尾炭坑に据付ら

れしより始めて完全に成功し、爾後各所の炭山に應用するに至りしは採炭業隆興の先驅にして、明治十八年筑豊石炭鉱業組合組織せられ、後日本郵船會社、三菱會社を始めとし、東京、大阪等の豪商亦會社組織を以て指を筑豊の採炭業に染め、一方に於ては九州鐵道二十一年を以て成立し、若松築港會社及門司築港會社等亦同年を以て起り、二十二年には門司の特別輸出港に編入せらるゝあり、筑豊興業鐵道亦同年を以て發起せられ、二十三年に至りては別に豊州鐵道の發起あり。何れも筑豊の石炭を中心として大發展を爲し、二十四年に至りては九州鐵道の門司久留米間及筑豊興業鐵道の若松直方間開通し、從來堀川運河に據りし筑豊石炭の輸送をして一大革新の機運に達せしめたり。二十六年筑豊興業鐵道直方飯塚間及直方金田間開通し、鹼田炭坑に煽風機及正式の選炭機を据付け、安全燈を使用す。何れも筑豊地方に於ける嚆矢なり。二十七八年の戰役起るに會して、石炭の需要益々多きを加へ、斯業更に發展の勢を示し、戰後二十八年豊州鐵道の小倉伊田間開通して田川炭の門司搬出に一步を進め、二十九年以後は戰勝の影響を享けて企業大に勃興し、従つて炭況大に振つて斯業の隆盛前古に比なく、門司若松の二港亦此間に著しく發達し、三十年遠賀郡八幡に製鐵所を創立して更に斯業界に活氣を添へたりき。三十四五年より三十七八年間は戰後好況の反動として一

般市場の不振に連れ、採炭業一時雌伏の狀況に陥り、三十七年には若松港か特別輸出入港に編入せられ、三十八年後は日露戰役の後を受け炭價騰貴して其全盛を極め、望月の缺けたる事もなかりしか、四十一年後半期よりは一般經濟界の不振と戰後好況の反動とは漸く市場の不振を來たし、筑豊の炭況益々不良となり、各炭山何れも採炭緊縮の結果として前年に比し其の送出高を減するに至れり。かくて數年の間盛衰唯ならざりしか大正六年以降に於て歐州大戰の餘映に炭況般盛を極め斯業は益々發展し、規模は益々宏大なるに従ひ、大に坑夫の待遇上改善する所あり。法令規定の外労働者保護の目的を以て日用品の供給を便にし、衛生及風紀上の取締を勵行し、共濟義會を設立し、業務の勤勉を奨励し、又貯金方法を設くる等、斯業界の面目を一新するに至れり。

(ハ) 石炭輸送量

日本全國石炭の大半を壟斷せる筑豊五郡の炭田は、久しき以前より門司港の恩恵に浴せしか故に、世人動もすれば門司港を以て石炭輸出の首腦港となし、若松港を以て之れか補助港と考ふるものなきにあらずと雖も、筑豊五郡の發送炭年額約千百三十一萬噸の内、若松港に集中するもの實に八百九萬噸の多きに達し、門司港に至るもの僅かに九十萬噸、小倉八幡宇ノ島等各地に至るもの合せて

二百三十三萬噸とす。

門司港は更に海路により若松より供給を受くるもの約六十八萬噸なれば、門司若松兩港より内外各地並に汽船に供給する數量は門司港の百十九萬噸に對し、若松港の七百八十六萬噸の割合なり。從來筑豊炭の海外に輸出せらるゝもの、殆ど全部門司の獨占に歸し明治三十七年に於いて門司港の百五十四萬噸に對し若松港は僅かに九萬噸にして筆にするも耻かしき程なりしが、大正二年に於いては門司港の九十七萬噸に對し、若松港九十四萬噸にして殆ど伯仲の間に在り。然るに大正五年に於て門司港の輸出二十六萬噸に對し、若松港八十萬噸となり、大正八年に於ては門司港の入萬三千噸に對し若松港は五十四萬噸に達し茲に地位顛倒するに至れり。又内地に送出するもの大正五年に於いて門司港の四十七萬噸に對し、若松港は五百十七萬噸にして、大正八年には門司港の三十九萬噸に對し、若松港は七百十萬噸なれば殆ど一對十八の割合なり。之れ若松港が石炭の輸出港として、門司港に比し頗る有望なるを示して餘りあるものといふべく、門司港は今や石炭輸出の權威としては將に鼎の輕重を問はれんとしつゝあるなり。

惟ふに邊陲の若松港が隆々日の出の門司を凌ぎて日本唯一の石炭輸出港となりし所のものは、一は

筑豊五郡に距離最も近く、鐵道の便を藉るも尙若松は門司に於けるよりも近き事十哩乃至十三哩にして、加ふるに鐵道の便なき所は艀船によりて運送するにも若松は水運の便あるのみならず、一旦輸送せられたる石炭を搬出するに方りても、若松港は直に響灘の海洋を衝いて、遠く海外に送るを得る等地利の形勝甚だ大なるか故なり。

若松門司兩港着炭累年比較表

年次	若松		門司		着炭高百分比	門司港着炭百分比	着炭高百分比
	若松	門司	若松	門司			
明治十九年			300,707	300,707			
同二十年			396,777	396,777			
同二十一年			533,627	533,627			
同二十二年			618,853	618,853			
同二十三年			677,384	677,384			
同二十四年			695,504	714,831	96.3	135,574	1.8
同二十五年			666,813	810,726	94.9	151,553	5.1
同二十六年			722,526	1,160,517	96.3	201,849	1.7

年次	内國各地積出高		外國輸出高		汽船燃料積込高	
	若松港	門司港	若松港	門司港	若松港	門司港
明治三十七年	一、五三三、二九	四六八、五四七	九、八一	一、五四一、七八八	五、五七三	一、四八五、五六二
同三十八年	一、七三六、六三七	五〇三、五二六	二〇六、〇七八	一、一五二、六三三	一九、九九五	一、六六〇、〇〇一
同三十九年	一、七六八、五三三	七六八、七七七	五九四、三三三	九〇四、七七六	四三、三三九	一、五〇〇、〇九一
同四〇年	一、九七四、三七六	八五四、一九六	五三三、〇七五	一、二二二、九四四	五七、一八六	一、五〇〇、五〇一
同四一年	二、二六六、五八三	八六六、三三二	六六七、三九二	一、〇八〇、一五三	七七、九六六	一、三四九、九七〇
同四二年	二、五六一、二五九	七八一、八一	七六三、三六五	八三一、九七三	八九、四五六	一、三二四、三四七
同四三年	二、九六五、一〇〇	五九一、〇八九	六九三、八八六	八九八、四九八	一一、一九九	一、三二七、七五四
同四四年	三、六六六、二九	六〇八、一九九	七〇九、八四四	七三六、五三八	二八、二〇八	一、七六六、九七八
大正元年	四、二八五、七八	六七八、一三七	八二二、九七七	七七七、九八五	一六四、〇四二	一、三三七、四八
同二年	四、六七、九六四	四八七、四三六	九四三、三三六	九七三、五六四	一八、五五五	一、五三九、四四〇
同三年	四、二〇六、六四四	四一〇、四〇五	九六〇、五一一	七〇〇、一一〇	一六九、九七七	一、四四一、九四二
同四年	四、四一八、八六六	三五八、五九四	八三三、七八七	六八八、〇〇五	一〇、四七七	一、二四四、二二三
同五年	五、一七三、六七	四七九、六四九	八〇一、五八八	三六九、八五五	一七四、五九五	一、三三六、六六〇
同六年	五、九七七、五五〇	四八一、五八九	七七九、〇三三	二四八、四〇六	一八九、二二四	一、〇七七、四三七

同七年	六、二五〇、三九	四三七、九五〇	四九八、四七七	二四六、五九四	一八一、二二七	一、〇五三、八三三
同八年	六、四二二、八二二	三九九、八七七	五三九、八八五	八五、五九〇	二二二、四七四	一、五九一、六六一

備考

一、本表ハ兩港石炭商同業組合調査ニ依ル
 二、朝鮮輸出ハ四十二年迄ハ外國輸出四十二年以後ハ内國積出高二算入ス
 三、内國各地積出高若松港ノ數量ハ門司港送炭ヲ除キタルモノナリ

若松港積出炭累年一覽表

年次	内國積出高		外國輸出高	汽船燃料積込高		合計
	門司港	内國各地港		内國船	外國船	
明治三十四年	一、九三九、〇七	一、四四〇、六三二	—	—	—	三、〇九九、六五八
同三十五年	一、九八四、一七	一、一九四、八五八	—	—	—	三、一七九、〇〇〇
同三十六年	二、四九九、三六	一、三三三、八九五	—	—	—	三、八三三、〇三二
同三十七年	二、四六六、六〇〇	一、五三三、二九	九二、二八一	—	—	四、〇八八、五九三
同三十八年	二、三四五、四六三	一、七六六、六七	二〇六、〇七八	—	—	四、〇八八、一七三
同三十九年	二、三三六、二〇三	一、七六六、五三三	三九四、三三三	—	—	四、五〇四、三九六
同四〇年	二、五八〇、八八八	一、九七四、七六	五三三、〇七五	—	—	五、〇八八、七三九

第三章 商業

若松市誌

年次	同一年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
同四年	二、四九二、四一九	四、七五九、〇〇二	六六七、三九二	二、三、五一八	五、四、四四八	七、七、九六六	五、五、〇四三	五、五、〇四三
同四二年	一、八九五、六三九	四、四、五七、八九八	七、六、三六五	二、七、三七七	六、二、二九	八、九、四五六	五、二、七三九	五、二、七三九
同四三年	一、七四三、一九二	四、七、〇八、三七一	六、九、三八六	五、二、五四〇	六、一、六五九	二、四、一九九	五、五、六、三八六	五、五、六、三八六
同四四年	一、七、六、六、六六	五、四、二、七、五五	七、〇、九、八、一四	七、九、九、三〇	五、八、二、七八	三、八、二〇八	六、二、〇、七七七	六、二、〇、七七七
大正元年	一、七、四、〇、八、九八	六、〇、六、六、六六	八、六、二、九、七七	一、四、五、八、一七	一、八、三、三五	一、六、四、〇、四三	七、〇、五、五、三五	七、〇、五、五、三五
同二年	一、八、八、二、八、九九	六、五、五、四、八、三	九、四、三、一、三六	一、七、八、九、三三	七、六、四、〇	一、八、六、五、五三	七、六、四、〇、五三	七、六、四、〇、五三
同三年	一、九、一、一、七、〇二	六、一、七、八、八、六	九、二、六、〇、五二	二、五、九、七、〇	一、〇、一、二、七	一、六、九、九、七七	七、二、〇、三、八四	七、二、〇、三、八四
同四年	一、一、〇、一、一、四、七	五、六、二、一、〇、三	八、三、七、八、七	一、五、八、九、三三	一、四、九、八	一、六、〇、四、七一	六、六、〇、五、八一	六、六、〇、五、八一
同五年	一、〇、八、八、二、五、五	六、三、六、〇、九、四三	八、〇、一、五、八、八	一、六、七、〇、二、三	七、五、八、二	一、七、四、五、九、五	七、五、八、二、二五	七、五、八、二、二五
同六年	六、三、四、八、五、一	六、六、二、四、〇、二	七、七、九、〇、三	一、八、六、四、四、四	二、七、九、〇	一、八、九、二、四	七、五、九、〇、六、四七	七、五、九、〇、六、四七
同七年	五、九、八、五、三、四	六、八、八、八、六、三	四、九、八、四、七、七	一、七、九、二、四、九	二、九、六、八	一、八、二、二、七	七、五、九、〇、五、七	七、五、九、〇、五、七
同八年	六、八、一、八、二、九	七、一、〇、三、六、二、一	五、五、九、八、五	二、二、〇、四、三、八	二、一、〇、三、六	二、二、四、七、四	七、八、五、六、〇、〇〇	七、八、五、六、〇、〇〇

備考
 一、本表ハ若松石炭商同業組合ノ調査ニ依ル
 二、朝鮮輸出ハ四十二年迄ハ外國輸出ニ四十二年以後ハ内國積出高ニ算ス
 三、若松港ハ明治三十七年四月十日税關ヲ開始セリ

若松兩港外國輸出炭仕向地別比較表

仕向先	年次		浦 壙 斯 德	上 海	香 港	廣 東	漢 口	芝 罘	汕 頭
	出 港	年							
若松	六、〇〇〇	一八、六七七	一八、八二一	一五、七六二	一一、八七九	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇
若松	一、五、一九八	三、三、四、七	二、九、九、五	一、九、三、五	一、一、八、七九	一、一、八、七九	一、一、八、七九	一、一、八、七九	一、一、八、七九
若松	四、六、〇、五、三	四、七、七、四、四	三、九、八、〇、五	三、一〇、三、〇、六	三、一〇、三、〇、六	三、一〇、三、〇、六	三、一〇、三、〇、六	三、一〇、三、〇、六	三、一〇、三、〇、六
若松	四、七、〇、三、六	七、四、五、二、一	二、九、五、五、六	一、五、二、五、二	一、五、二、五、二	一、五、二、五、二	一、五、二、五、二	一、五、二、五、二	一、五、二、五、二
若松	二、七、五、五、一	三、五、五、六、三	二、四、一、〇、九、九	二、七、五、二、三	二、七、五、二、三	二、七、五、二、三	二、七、五、二、三	二、七、五、二、三	二、七、五、二、三
若松	三、五、八、五、四、五	四、三、一、八、〇、四	三、五、五、一、二、五	一、七〇、一、四、一	一、七〇、一、四、一	一、七〇、一、四、一	一、七〇、一、四、一	一、七〇、一、四、一	一、七〇、一、四、一
若松	三、五、四、四、六	二、〇、一、五、六	四、九、五、〇、七	五、四、四、九、〇	五、一、〇、三、六	五、一、〇、三、六	五、一、〇、三、六	五、一、〇、三、六	五、一、〇、三、六
若松	三、九、八、一、一	九、三、九、八、七	一、四、七、七、〇	六、一、五、五、三	六、一、五、五、三	六、一、五、五、三	六、一、五、五、三	六、一、五、五、三	六、一、五、五、三
若松	九、一、七、四	二、七、〇、六、五	一〇、四、六、五	六、三、四、五	五、七、六	五、七、六	五、七、六	五、七、六	五、七、六
若松	三、六、四、四、九	五、六、七、六、四	三、九、九、七、七	二、〇、〇、四、〇	四、五、四、三	四、五、四、三	四、五、四、三	四、五、四、三	四、五、四、三
若松	四、四、四、九〇	一、一、八、九	二、七、六、三	一、五、八、四、七	一、三、九、六、六	一、三、九、六、六	一、三、九、六、六	一、三、九、六、六	一、三、九、六、六
若松	四、〇、〇、九、四	二、八、七、三、八	二、七、六、三	一、五、八、四、七	一、三、九、六、六	一、三、九、六、六	一、三、九、六、六	一、三、九、六、六	一、三、九、六、六
若松	一一、四、三、一	一、五、三、七、三	一、五、三、七、三	一、五、三、七、三	一、五、三、七、三	一、五、三、七、三	一、五、三、七、三	一、五、三、七、三	一、五、三、七、三

第三章 商業

若松市誌

一三六

合計	内國各地送		若松ヨリ門司送	兩港積出	總積出高兩港百分比
	門司	若松			
二八、五五八	四、六七一	六、八二七	一、七四〇	六、〇六六	一〇・一
四、六七一	四、七四六	九〇・六	一、八二二	六、五五五	七・〇
五五、三九五	四、〇六六	九〇・六	一、八二二	六、五五五	七・〇
三、七六〇	四、〇六六	九〇・六	一、八二二	六、五五五	七・〇
二、七六六	四、〇六六	九〇・六	一、八二二	六、五五五	七・〇
三九、七四二	五、一七二	六、八二七	一、〇二二	六、二〇三	七・一
五五、一六九	五、九七七	五、五五〇	一、〇二二	六、二〇三	七・一
四、五五六	六、二五〇	二、二九	一、〇二二	六、二〇三	七・一
二〇、六七〇	六、四二二	八、二七	一、〇二二	六、二〇三	七・一
六、四二二	六、四二二	九、〇二	一、〇二二	六、二〇三	七・一
五、八二九	六、四二二	九、〇二	一、〇二二	六、二〇三	七・一
五、八二九	六、四二二	九、〇二	一、〇二二	六、二〇三	七・一
五、八二九	六、四二二	九、〇二	一、〇二二	六、二〇三	七・一

備考

- 一、積出數量ハ若松石炭商同業組合ノ調査ニ依ル
- 二、仕向地ハ本表揚記年中或一年ニ於テ五萬噸以上ヲ供給セシモノヲ列記シ他ハ各地送りニ合算ス
- 三、臺灣ハ前項ニ依ラス特ニ掲ケタリ

若松石炭商同業組合員最近八ヶ年間取扱高一覽表

店名	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
三井物産株式會社	二、〇〇〇、五七〇	二、四三三、五七〇	二、六六八、三〇〇	二、三三六、三六九	二、二八一、七五五	二、二五五、六五五	一、六三三、四二一	二、〇〇〇、一〇〇〇
三井物産株式會社	二、一七三、三〇〇	二、四四〇、六〇四	二、二七〇、八五九	一、九八三、四二七	二、〇〇二、八〇八	一、九三三、五〇六	一、五三六、三六九	一、五二一、五三九
三井物産株式會社	一、四三三、七四〇	一、五五八、九六九	一、五八九、〇〇四	一、三〇五、四七〇	一、三〇八、〇八〇	一、二四一、四三八	一、三三三、六九三	一、〇九〇、八八四
三井物産株式會社	一、四三三、七四〇	一、四八九、八九一	一、四四四、七九一	一、三〇五、四七〇	一、二七四、九三八	一、二六三、六四六	一、二三三、六五八	九六六、八三二
三井物産株式會社	三、八二二、三六六	四、五二〇、九四〇	四、三三〇、五四六	三、七五九、一八二	三、八一、三三八	三、〇六、九九七	三、八〇〇、九六六	三、七九、五二四
三井物産株式會社	四、五二〇、九四〇	六、一五二、二八六	六、八一、一六五	六、九三、四〇一	七、三〇、〇六八	七、四四、三三〇	六、五二、八八六	六、三三、八三三
三井物産株式會社	九、〇五、〇五九	九、〇九、九九九	八、五五、四四六	七、五五、七八四	八、三九、七八五	八、〇〇、九九四	七、二四、三九七	六、九三、三三八
三井物産株式會社	六、〇五、七五六	五、五五、一三五	五、八八、八六六	五、四七、二九五	六、一九、四九九	六、七、八九四	五、二四、五六七	四、八一、五八八
三井物産株式會社	三、四、六二二	一、七、三七三	一、七、三七三	一、九、七、七六	一、〇九、九九九	一、〇九、九九九	一、〇九、九九九	一、〇九、九九九
三井物産株式會社	二、六四、九五四	二、八四、八五三	一、九、七、七六	一、〇九、九九九	一、〇九、九九九	一、〇九、九九九	一、〇九、九九九	一、〇九、九九九
三井物産株式會社	四、一九、三九七	三、五三、七〇三	三、四三、五八八	三、四三、五八八	三、四三、五八八	三、四三、五八八	三、四三、五八八	三、四三、五八八
三井物産株式會社	三、四三、七五五	二、八二、九五五	二、二七、七六五	一、五四、二五三	二、二、二八四	一、八七、五五五	一、二〇、六一一	一、〇七、一八三
三井物産株式會社	二、六、七六六	二、七、三四八	二、七、六八八	二、八、七、四九〇	二、八、五、三三二	三、六、五七七	二、〇六、六五三	二、三三、八〇六
三井物産株式會社	三、五九、三六九	三、二四、三六七	三、五七、九六五	三、四七、四九〇	三、六、二三五	三、六、四九九	三、二二、九九四	三、二二、九九四
三井物産株式會社	三、五九、三六九	三、二四、三六七	三、五七、九六五	三、四七、四九〇	三、六、二三五	三、六、四九九	三、二二、九九四	三、二二、九九四

第三章 商業

一三七

日本郵船株式會社若松出張所	積	出	三三、六三三	一〇〇、四〇〇	一〇〇、五三三	二二七、五八四	一五、〇〇〇	一八九、四一七	一五〇、三三三	一五〇、二二二
伊藤商事株式會社若松出張所	積	出	一三、八四〇	三五、八七七	一五、七八八	二六、〇九二	一〇九、四五六	八六、六一〇	七三、九九九	六九、一〇〇
伊藤健輔	積	出	九七、六四〇	二七、三三三	三、九二四					五、五四一
今西商店若松出張所	積	出	六〇、四〇四	八三、五五五	一〇七、〇六九	九七、七九四	九八、六七四	一一〇、〇九九	九二、五七七	八八、三〇三
赤池炭坑	積	出		七二、三三七						
藤田商店	積	出	五〇、九三三	六二、一一四						
合資會社巴祖若松出張所	積	出	一七、四七六	五九、六七七	二九、九六五	六二、四六九	五五、七七七	九九、二八二	一六、〇〇〇	九三、一六六
三好商事株式會社	積	出	五六、五四五	二八、三三七	一九、九六五	一五、九三九	一六、〇四九	一〇三、三三七	一〇三、二一九	二九、九七三

岩崎炭坑若松出張所	積	出	一〇一、〇三三	一三七、九四八	二五、七七七	一〇一、八六六	八九、一五四	五一、四三三	五〇、〇四七	五五、一五〇
井上礦業合資會社若松出張所	積	出	五、三五九	九七、六三八	六九、四六九	八〇、五四七	二〇、六三四	一五六、〇〇〇	一一五、八九三	二五、一四二
株式會社三笠商會	積	出	五、三三七	九四、八二七	一〇四、九七四	九三、二八八	八二、〇〇三	六〇、七六〇	五三、五八八	五五、六六八
株式會社麻生商店若松出張所	積	出		七、三五七	六八、八八四	五八、〇二八	一九〇、六三三	二九三、二二〇	三四九、八九五	三四、一七七
日下部貞男商店	積	出	七、一七〇	六三、八八九			六九、六三三	一三〇、一三三	一六二、〇九六	一八〇、一四二
株式會社大藤商店	積	出		五〇、九八〇	六九、七八九				六三、三三三	一八〇、一三三
御徳海軍炭坑若松出張所	積	出	一三、三三四							六、一八八
福岡礦業株式會社若松出張所	積	出	一三、五八二					五四、五六七		
大橋商會若松出張所	積	出	六、一〇三							
	積	出	八、八五五							
	積	出	五、七二三							

合 計	其他ノ商店		計		貝島商業株式會社若松支店	中島鐵業株式會社若松支店	帝國炭業株式會社若松出張所
	積出	着炭	積出	着炭			
積出	積出	着炭	積出	着炭	積出	積出	積出
七、〇五三、六五五	七、二九一、一〇一	七、〇八八	六、七四七、五九三	六、三三三、七七七			
七、八六四、五三三	七、八六六、〇九三	九一、五四八	七、三三三、九七七	七、三三三、〇〇〇			
七、二〇三、八四四	七、八四三、九四四	七五、一四八	七、三三六、七九八	六、四八八、六七六			
六、六〇五、二八一	六、七五九、六九七	七九四、四〇三	六、三三七、〇〇四	五、八〇八、八七九			
七、三三七、二五五	七、五三三、三九九	六八、三七五	六、九三三、三三六	六、五五八、七五〇			
七、五八〇、六四七	八、一五〇、五三七	八九三、七三三	七、三三四、八一〇	六、六六六、九二一			
七、二四九、一八〇	七、七五六、二〇一	一一〇、二四六	六、九五八、七四九	六、〇三九、〇〇〇			
七、一九一、四四五	八、六三三、四七七	一、〇九一、三二六	七、三九三、一七八	六、一〇一、一〇九			
			一、〇四一、四八八				
							二、九八八、八〇〇
							三、六六五、五五五
							二、七六、一九二

取扱人員一商店平均取扱高一覽表

區 別	年 次	積出		人員	平均取扱高
		人員	取扱高		
五萬噸以上取扱商店	大正元年	積出	一七三、九、九〇五	人員	一、五四八、一、五九四
		着炭	一五、四、二、五八	人員	一、五四八、一、五九四
其他ノ商店	同 二 年	積出	一五、四、二、五八	人員	一、四四〇、〇、六〇〇
		着炭	一五、四、二、五八	人員	一、四四〇、〇、六〇〇
其他ノ商店	同 三 年	積出	一五、四、二、五八	人員	一、三三三、三、六〇〇
		着炭	一五、四、二、五八	人員	一、三三三、三、六〇〇
其他ノ商店	同 四 年	積出	一五、四、二、五八	人員	一、二五八、八、九三三
		着炭	一五、四、二、五八	人員	一、二五八、八、九三三
其他ノ商店	同 五 年	積出	一五、四、二、五八	人員	一、四四九、五、〇九五
		着炭	一五、四、二、五八	人員	一、四四九、五、〇九五
其他ノ商店	同 六 年	積出	一五、四、二、五八	人員	一、七四三、三、〇八八
		着炭	一五、四、二、五八	人員	一、七四三、三、〇八八
其他ノ商店	同 七 年	積出	一五、四、二、五八	人員	二、〇三三、七、九三三
		着炭	一五、四、二、五八	人員	二、〇三三、七、九三三
其他ノ商店	同 八 年	積出	一五、四、二、五八	人員	一、八四〇、〇、七三三
		着炭	一五、四、二、五八	人員	一、八四〇、〇、七三三

備考

- 一、取扱數量ハ若松石炭商同業組合ノ調査ニ依ル
- 二、店名ヲ掲ケタルハ着炭積出共一ヶ年間各五萬噸以上ヲ取扱ヒタルモノナリ
- 三、前掲以外ノ商店ハ其年ニ於テ取扱炭アルモ其ノ他商店ノ部ニ合算セリ

若松門司兩港貯炭高累年一覽表 (月末現在) (其ノ一)

月 次	年 別	若松	門司
一 月	明治三六年同	七〇、五四七	三六、八六六
二 月	三七年同	五五、一〇八	二九、五六三
三 月	三八年同	三三、八四三	一七、五九二
四 月	三九年同	七〇、四八一	一六、五五五
五 月	四〇年同	五八、〇五八	三三、六三七
六 月	四一年同	一七〇、九三三	三七、八五八
七 月	四二年同	一三八、四七一	四七、九五七
八 月	四三年同	一三六、四七一	三七、八五八
九 月	四四年	六六、三二九	一五、〇九九

四	五	六	七	八	九	十	十一月
若松	若松	若松	若松	若松	若松	若松	若松
一八四、四三九	一四九、五八九	一六六、三六一	一六七、六八二	一五二、四〇六	一五〇、四四四	一六九、七六七	一五、〇五一
九七、四九六	八六、六八九	七、六六三	一〇四、七九一	七四、四三三	一五、六四八	五、六七〇	七四、四五一
二四、七七八	一八五、一四四	二五九、六六八	三三六、二四四	三三二、五六八	二五三、三七七	三三三、五七〇	二八三、七二二
四四、四八四	三三四、〇五六	四四、六一六	三三、〇二二	四四三、五五八	二五三、〇〇六	四〇〇、四九九	二七二、五五五
一八五、七四四	八九、六八七	一六八、六〇三	九一、七七七	一七四、六四四	七九、六〇一	一七一、七四四	一五七、四三〇
二七、〇九六	四三、六〇六	一七六、三五〇	五三、三九	二二七、四八一	五九、四七四	三三、三六六	一八八、二五
一三九、三三五	七六、七三四	一八九、四三〇	七二、四〇五	三三、〇五四	七三、四八〇	二五三、三八三	七、五四七
一九、〇五	八六、五七四	二四、五九五	一〇四、四〇	二七三、四八〇	一一三、五三二	三三、四〇二	一一三、四〇二
一〇一、〇〇〇	三七八、五三三	一〇四、四〇	一〇四、四〇	四三、四六七	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇

若松戸畑貯炭場

(大正九年八月末日現在)

十二月
若松 六、五五五
若松 九七、八八八
若松 四六、〇四四
若松 二七四、一九二
若松 一八五、七〇〇
若松 一一三、六二二
若松 一一、三六六
若松 三三、四六六

區名	區劃	坪數	使用料金	個所	坪數	使用料金	使用者
イ	二〇	二、〇八七	二〇	藤木	二、七三七	最低八錢五厘	三井物産株式会社
ロ	五	六三九	一五	同	六六一	最高二十二錢	同
ハ	一八	二、三二一	一二	同	一五、二六三		同
ニ	七	七五九	一〇	同	一〇、四二九		三菱商事株式会社
ホ	一八	二、三〇四	八	同	六、〇三二		安川敬一郎
ヘ	一六	一、九八一	五	同	七三		同
ト	三六	四、一六四	一五	同	二、三五三		株式会社麻生商店
チ	三二	四、〇三六	八	同	三、六二一		株式会社佐藤商店
計		一八、二九一	同	同	二、〇八六		山下鐵業株式会社

若松市誌

外三杭木貯置場三、七九九坪アリ

區名	坪數	使用料金	個所	坪數	所有地貯炭場
乙 第一區	六二七	二〇	同	七四七	古河鐵業株式會社
同 第二區	五二二	二五	同	一、六八四	松川 駒次郎
同 第三區	四二四	同	同	三三一	筑豐鐵業組合
同 第四區	二、八九九	同	同	一、一〇九	岩崎 久米吉
同 第五區	一、〇一九	八	同	一、九〇五	合資會社 巴組
同 第六區	四、八四五	二五	同	三六四	伊藤 健輔
同 第七區	二、六四二	同	同	二、〇八八	中島鐵業株式會社
同 第八區	三九五	同	同	六九九	中野 昇
同 第九區	八六六	同	同	七四八	住友 吉左衛門
同 第十區	二四二	同	同	一六八	若松石炭商同業組合
同 第十一區	二五七	同	同	六三〇	堀内 京松
同 第十二區	一六、五五七	同	同	一〇、〇〇〇	同
合計			合計	五三、七二八	

一四八

第四節 石炭商同業組合商工會其他各種商業

一、若松石炭商同業組合は若松市南海岸通二丁目九百八十五番地にあり。其起源を深めるに、舊藩時代に於て藩士松本平内(今の松本健次郎氏の祖父なりと云ふ)なる人あり。藩廳に獻策して石炭、鶏卵、生蠟の三物産を一括したる現今の專賣法に類似したる仕組法なる制度を設け、人民の自由販賣を禁し、其取締所を遠賀郡蘆屋に置き、若松港に焚石會所の出張所を設けたり。

取締所は年々各郡の石炭採掘高を豫定して之を鑛業人に受負はしめ、其分課額に應じて坑夫の賃錢

區名	坪數	個所	坪數	所有地貯炭場
同 第三區	二九七	中ノ島	二、二五七	三菱商事株式會社
同 第四區	三四〇	牧山該炭場	七五五	同
同 第五區	一五九	濱ノ町	一、三五〇	安川 敬一郎
同 第六區	一四〇	同	一、〇〇〇	住友 吉左衛門
同 第七區	二五七	一文字	二〇〇	中島鐵業株式會社
同 第八區	八	八藤木	五〇〇	合資會社 巴組
合計	一六、五五七	合計	一七、八一二	

糯米等を前貸し、採炭したる石炭は焚石會所に上納せしめ之を會所指定の石炭問屋に拂下げ、代金の内より前貸金を控除して殘餘を鑛業人に下附するの制度を創めたり。是れか爲め石炭の採掘並に販賣は自然に定限せられ、其營業は家附の株となりて互に其權利の賣買をなすに至れりと云ふ。隨て他より石炭買入に來る船舶あれば問屋を経て會所に届出て再び問屋を經由して所要の數量を買取らしめ、入港當時の順序に依り其出港を許すを例とす。若し賣残りの石炭あれば之を割込と唱へて強て碇船中の船舶に配當し義務買入を嚴命し、若し其命に應せされは出港順を操り下けて最後に出港せしめたりと云ふ。又問屋業者には入港船舶乗込員の旅宿をも兼業せしめたるを以て、之を稱して船宿とも唱へたりき。然るに明治維新と共に此制度は全く廢止せられたるも、明治七年頃までは依然舊慣に依り藩政時代に定限せられたる者のみ獨占的に營業せしか、時勢の變遷に伴ひ明治八年本縣達を以て問屋業に關する法規を發布せられ、何人とも自由にも營業するを得るに至るや、企業者續々として起り、其營業者俄かに二十餘名に達し、營業競争の餘弊百出するに至れり。茲に於てか其弊害の矯正と將來斯業の改善發達を企圖するの必要を感じ、同業者相謀り始めて組合を組織せり。當時實業界尙幼稚の時代なりしを以て、成文の規約を設くるに至らず、只同業者相互間に單純なる

口約を爲せしに過ぎず。其機關の如きも僅かに一名の組合頭取なる名義を附し、時の村吏之を指定し代表者として其業務を執行せしめたるに過ぎざりき。明治十八年本縣布達を以て同業組合準則發布せらるゝや之に準據し同年始めて成文の規約を設け、若松港石炭問屋組合と稱し、縣の認可を得、明治三十三年一月組合地區を戸畑町石峯村迄擴張し組合名を若松石炭業組合と改稱せり。同年重要物産同業組合法發布せらるゝや、同法に依る組合として更に定款を制定し、若松石炭商同業組合と改稱し、更に組合地區を擴張して八幡、黒崎、折尾に及ぼし根本的に組織を改め、翌三十四年八月三十一日主務省の認可を得て現今の組合となれり。

組合員の資格は石炭、燐石、骸炭を賣買するもの、並に骸炭を製造するもの、是等を輸送し又は輸送の取扱を爲すものにして、解取扱者は之を除外す。而して組合の事業は石炭の檢量をなし、荷役の改善と不正行爲の取締をなし、出入船舶の保護並に通信交通機關の改良を計り、同業者に紛議ある時は之か仲裁を爲すものにして、組合員の數並に正副組長左の如し。

最近八ヶ年組合員の數

年次	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
販賣專業	五三	五八	六八	七四	八三	一〇五	一四五	一八四
輸送專業	五	五	五	六八	七四	八七	八五	七三
輸販送兼業	七九	八〇	六八	一	一	一	一	一
合計	一三七	一四三	一四一	一四二	一五八	一九三	二三一	二五八

組合創立以來正副組長

組長	副組長
在職期間 自明治三十四年八月 至同四十三年五月 同年數 八年十ヶ月 氏名 安川敬一郎	在職期間 自明治三十四年八月 至同四十二年一月 同年數 八年八ヶ月 氏名 山本周太郎

自同 四十二年四月	自同 四十二年五月	自同 四十二年六月	自同 四十二年七月	自同 四十二年八月	自同 四十二年九月	自同 四十二年十月	自同 四十二年十一月	自同 四十二年十二月
吉田 良春	吉田 良春	吉田 良春	吉田 良春	吉田 良春	吉田 良春	吉田 良春	吉田 良春	吉田 良春
寶邊 森太郎	寶邊 森太郎	寶邊 森太郎	寶邊 森太郎	寶邊 森太郎	寶邊 森太郎	寶邊 森太郎	寶邊 森太郎	寶邊 森太郎
片岡 武吉	片岡 武吉	片岡 武吉	片岡 武吉	片岡 武吉	片岡 武吉	片岡 武吉	片岡 武吉	片岡 武吉
吉田 良春	吉田 良春	吉田 良春	吉田 良春	吉田 良春	吉田 良春	吉田 良春	吉田 良春	吉田 良春
松川 駒次郎	松川 駒次郎	松川 駒次郎	松川 駒次郎	松川 駒次郎	松川 駒次郎	松川 駒次郎	松川 駒次郎	松川 駒次郎

一、若松商工會は明治四十二年の秋當港發展の大勢に鑑み、時の有志者其必要を感じ相謀り創立せるものにして、山本周太郎氏最初の會長たり。明治四十三年春、山本周太郎氏其職を辭するや、石野寛平氏推されて其後を襲ひ大町美種氏、大貝潜太郎氏は副會長たり。由來本會の目的は商工業の進歩發達を期し市の繁榮を計るにありて、創立以來市の商工業に貢献する所尠しとせず。而して其業務は商業會議所の規定に倣ひ活動し來りたるものなるも、法律の下に組織せられしに非ずして單に有志者の努力に依り成立せしものなれば、其活動に缺く可からざる會の經費の如きも一般市民の力に俟つ事能はず。唯會員の負擔に依るの外無く、其資力は會の使命と相伴はざるものあり。茲に於

てか明治四十三年度に於て始めて町費の補助を得、爾來今日に至るまで毎年其保護に依りて目的の遂行に努めつゝある状態なりとす。當市が曩に町制たりし時代に遠賀郡内に於ける六箇商工會は郡内聯合の必要を感じ遠賀郡聯合會を組織し、其事務所を本會内に併置し、石野寛平氏を聯合會長に推選して事務を見來りしが、大正三年四月市制施行と同時に聯合會より分離して獨立する事となれり。會員は創立の當時に於て四百餘名を有せしも漸次減少して目下二百二名に過ぎずと雖、今日の會員は比較的實力者多く會の實質は堅實を示すものあり。

大正九年五月評議員代議員任期滿了に付き改選の結果、評議員十名代議員五十名當選就任せり。大正十年一月二十六日會長副會長辭任後補缺選舉執行、會長に菊池四郎吉氏、副會長に白川卯一郎伊藤健輔の兩氏當選就任せり。時勢の進運に伴ひ規約改正の必要を感じたるを以て、大正九年八月福岡縣知事の認可を受け、之れを改正すると共に本會の勢力を擴大せしめたため、市長、代議士、を名譽會員に、縣會議員及商工業に關する學術技藝、若くは經驗を有する者、併に斯業に密接關係ある郵便局長、税關支署長、若松驛長、市助役、石炭商同業組合理事を特別會員に推薦せり。今本會業務概要を擧ぐれば左の如し。

- 一、每年中元、歳末又は蛭子神社祭禮等に當り、各種商店の聯合賣出しに補助盡力する事。
- 一、毎年一回店員表彰式を舉行し、取引風習等の改善を計る事。
- 一、知名の士を招き商工業に關する講話會を開催し、斯業の智識を發展せしむる事。
- 一、各商工業者の依頼に係る各地方取引信用に關する紹介を爲す事。
- 一、市の市況調査又は各地の商況調査を爲し、當業者の参考に資する事。
- 一、各商業者間の紛議を調停し、相互の圓滿を計る事。
- 一、毎年一回珠算競技會を開催し、各商店員の珠算就中速算技術の向上進歩を期する事。
- 一、毎年一回店頭裝飾品評會を開催し、商品陳列方法及店頭裝飾の改良進歩を期する事。
- 一、商工人名録を編纂し、汎く之を社會に紹介し、商取引上の便に供する事。
- 一、市勢の發展に伴ひ目下商業會議所の設立を計劃し、専ら之れか準備中に屬せり。
- 一、若松戸畑白米同業組合は若松市西新町に事務所を設く。本組合は重要物産組合法に依り明治三十八年七月二十五日設立せしものにして、同業者營業上の弊害を矯正し、販賣白米の品位製法を均一ならしめ、業務の發達を圖るを以て目的とす。組合區域は若松市及遠賀郡戸畑町なるも、若松港灣

内に於て船舶に供給する者に對しては地域外に營業所を有するものも組合定款の支配を受くるものとせり。

大正八年末に於ける組合員二百九十名にして最近一ヶ年間の販賣高約六萬石とす。役員は組長一、副組長一、議員十六名にして鹿毛瀧次郎氏現に之れか組長たり。

一、筑豊鑛業組合は市内新地町三丁目事務所を設く。石炭を搬下する川舟業者の組合なり。明治十九年一月の設立に係り、營業の利便及業務の改良擴張を企圖し、組合全般の福利を増進するを以て目的とす。本組合は遠賀、鞍手、嘉穂、田川四郡を地區とし組織せられたるものにして、組合員は殆んど若松市以外の者なりと雖も、其營業狀態は悉く當港と炭坑との間を運航し、同業者は常に當港内に集中し來り業務の統一上當市に事務所を設置せり。

組合設立當時に於ては同業者の有する船數六七千艘の多數なりしも、鐵道敷設の爲めに從來水運に依りし炭坑も鐵道輸送を爲すに至り、最近に於ける船數二千餘艘に過ぎず。役員は總長の外議員九名、幹事一名、方面組長十四名にして小田利三郎氏現今の總長兼幹事なり。

一、若松魚市株式會社の市場は市内濱之町並に戸畑町大字戸畑埋立地方の二ヶ所にあり。元若松町

に二ヶ所戸畑町に一ヶ所の個人經營の市場なりしを一團とし、大正二年四月資本金十萬圓の株式組織となせり。現今は全額拂込済にして、魚類競賣を以て目的とす。一ヶ年取扱高百二十萬圓に上り市内の供給は勿論戸畑町八幡市へも重に供給せられ、遠く筑豊炭坑地へ輸送するの量亦尠ならず。現今の専務取締役は田中幾太郎氏とす。

一、若松市内に於ける主なる會社及個人經營の各種商店左の如し。

會社

(大正九年十月末日現在)

名	稱	位置	設立年月	營業目的	資本額	拂込額
三井物産株式會社若松出張所		海岸通二丁目	明治四十二年十月	物品販賣業、問屋業、運送業、代理業、造船業、並附帶業	100,000,000	100,000,000
古河商事株式會社若松出張所		同	大正六年十一月	礦物金屬、金屬加工品雜貨等物品販賣並之ニ關聯スル業務代理業運送業	10,000,000	10,000,000
井上鑛業合資會社若松出張所		本町二丁目	明治四十二年三月	石炭鑛及其他鑛物採掘製鍊並ニ販賣	50,000	50,000
株式會社東京石川島造船所若松分工場		大字 藤木	大正六年十月	造船及鐵工業	5,000,000	5,000,000
三菱商事株式會社若松支店		海岸通一丁目	大正七年五月	物品販賣業、問屋業、運送業、代理業、仲立業、製造業	15,000,000	15,000,000
洞海灣巡航株式會社		東海岸通一丁目	大正八年七月	運送業	100,000	100,000

若松市誌

三好商事株式會社	新地二丁目	大正七年八月	石炭販賣及船舶輸送	500,000	115,000
合名會社江口鐵工所	濱四番町一丁目	大正六年一月	鐵工業	150,000	150,000
帝國鑄物株式會社	惠比須通八丁目	大正六年八月	諸鑄物製造販賣	11,000,000	1,000,000
日本郵船株式會社門司支店若松出張所	新棧橋鐵道橋	明治十八年十月	海運業	100,000,000	5,000,000
中平石炭株式會社	海岸通三丁目	大正七年三月	石炭賣買船舶運送業	300,000	3,000,000
神戸棧橋株式會社若松出張所	倉濱町二丁目	明治十七年十一月	造船業、鐵工業	11,000,000	7,000,000
株式會社榑谷商會若松支店	海岸通三丁目	大正六年一月	鑄造業、倉庫業	1,000,000	2,000,000
中島鑛業株式會社若松支店	本町二丁目	大正七年八月	販賣	1,000,000	2,000,000
若松倉庫株式會社	新地三丁目	大正四年四月	石炭採掘及其販賣	10,000,000	10,000,000
日米鐵油合資會社若松出張所	本町八丁目	明治三十三年二月	物品ノ保管預、金貸借、保險業ノ代辦	50,000	11,000
榑木商事株式會社	東海岸通一丁目	大正四年十二月	礦油類販賣	100,000	110,000
貝島商業株式會社若松支店	惠比須通二丁目	大正八年十一月	運送業	1,000,000	1,000,000
日華製油株式會社若松工場	濱ノ町	大正六年三月	石炭賣買業	10,000,000	11,000,000
株式會社佐藤商店	安政町一丁目	大正六年三月	油脂肥料製造業	5,000,000	5,000,000
若松築港株式會社	東海岸通一丁目	明治二十五年七月	鑛業鑛物販賣問屋業	1,000,000	1,000,000
村井鑛業株式會社若松出張所	海岸通二丁目	大正六年十二月	若松港改築浚疏 石炭石油及其他ノ鑛業並 ニ之ニ附帶シタル事業	3,000,000	11,000,000

株式會社若松製網所	濱五番町	大正六年十二月	マニラロープ製網販賣	115,000	50,000
東海鋼業株式會社若松工場	濱ノ町	大正五年十二月	鋼板條鋼ノ製造販賣	5,000,000	11,000,000
合名會社中里商店	本町八丁目	大正二年四月	金物地金諸機械賣買及仲 次業	1,000	1,000
九州水力電氣株式會社若松營業所	老松町六丁目	明治四十四年四月	電燈電力軌道其他	5,000,000	11,000,000
大阪商船株式會社若松出張所	新棧橋鐵道橋	明治十七年五月	船舶運送業	100,000,000	5,000,000
若松汽船株式會社	海岸通二丁目	大正七年三月	船舶並海運業	300,000	3,000
若松戸畑魚市株式會社	濱二番町	大正二年四月	魚類競賣	100,000	100,000
合名會社古河鑛業會社門司支 店若松出張所	海岸通二丁目	明治三十八年三月	鑛業及製鍊其他金屬ノ加 工並販賣	5,000,000	5,000,000
山下鑛業株式會社西部營業所	船頭町	大正七年十二月	鑛業ニ關係アル工業 鑛產物ノ賣買仲介海陸運送	10,000,000	10,000,000
株式會社若松貯蓄銀行	本町四丁目	明治二十九年七月	貯蓄及普通銀行業	100,000	100,000
株式會社百三十銀行若松支店	同	明治三十一年十二月	銀行業	10,000,000	10,000,000
株式會社波佐見銀行若松支店	本町五丁目	明治四十二年一月	銀行業	1,000,000	500,000
株式會社三井銀行若松支店	本町二丁目	明治四十二年十一月	銀行業	100,000,000	10,000,000
株式會社住友銀行若松支店	本町五丁目	明治四十五年四月	銀行業	20,000,000	10,000,000

第三章 商業

商店

營業名	住所	氏名	營業名	住所	氏名	營業名	住所	氏名
材木商	安政町一丁目	三輪徳太郎	同	同	永末清次	同	三内町二丁目	吉田新吉
同	葛比須通二丁目	隅谷房吉	同	同	中垣貞次郎	同	葛比須通一丁目	末永ウメ
同	濱二番町	影山正平	同	外町一丁目	秋枝新太郎	醫油壺造業	本町七丁目	大貝潜太郎
同	安政町三丁目	富士山榮一	同	本町四丁目	宮本重祐	同	本町七丁目	大町美種
同	濱三番町	白石與	同	本町五丁目	藤原保吉	同	西新町一丁目	小野田彦助
金物商	明治町一丁目	岡崎鶴吉	同	本町三丁目	大森國太郎	旅人宿業	老松町六丁目	久我直吉
同	本町五丁目	梯貞助	同	同	木安信	同	本町三丁目	松井彌一郎
同	本町六丁目	井上安五郎	同	本町四丁目	平田藤吉	同	本町三丁目	宇都宮治郎平
石炭商	本町一丁目	松川駒次郎	同	本町六丁目	石崎猪八	料理屋業	葛比須通一丁目	久我ヒサ
同	海岸通二丁目	伊藤健輔	同	本町四丁目	水野平吉	同	老松町二丁目	津田朝太郎
同	海岸通三丁目	柳川精四郎	同	本町二丁目	吉岡吉兵衛	同	明治町四丁目	西村宮太郎
同	海岸通二丁目	山本久吉	同	海岸通二丁目	橋高忠次	同	濱一番町	平石光太郎
米穀商	葛比須通一丁目	鹿毛瀧次郎	同	辨財天通	佐甲鐵藏	搾乳業	明治町三丁目	福久由松
同	同	帆足小平	同	本町三丁目	石元友三郎	同	大字小石	高崎義雄

營業名	住所	氏名	營業名	住所	氏名	營業名	住所	氏名
同	三内町三丁目	中谷芳男	同	海岸通	井上龜三郎	同	大字藤木	藤原光藏
同	仲町二丁目	二村龜吉	酒類商	本町二丁目	高梨二郎	運送業	本町八丁目	白川卯一郎
同	濱一番町	藤勝惣助	同	本町五丁目	筒井節次郎	同	本町八丁目	古田豊吉
杭木商	老松町六丁目	金丸時太郎	同	外町二丁目	古賀龜太郎	同	同	今治丈太郎
同	本町二丁目	平野幸太郎	書籍文具商	本町四丁目	石松國吉	同	同	大村泉三郎
同	濱二番町	古賀忠護	同	本町六丁目	齋藤安次郎	同	同	深川熊藏
同	本町五丁目	菊池四郎吉	菓子商	本町二丁目	小林守三郎	同	同	水町一介
同	堺町二丁目	幸田百次郎	同	本町六丁目	野口卯八	同	同	矢田友三郎
呉服商	本町四丁目	齋藤久重	同	本町三丁目	浦野増之助	同	同	徳王正兵衛
同	同	毛利新次	藥種賣藥商	本町五丁目	梁井幾太郎	同	同	高山國次郎
同	同	西澤甚太郎	同	本町三丁目	古賀全彌	同	同	福山寅雄
同	老松町一丁目	村上新助	同	本町五丁目	相良政太	同	同	福山寅雄
同	同	眞隅徳藏	同	本町七丁目	宮野芳太郎	同	同	福山寅雄
雜貨商	本町五丁目	眞隅徳藏	洋服商	本町三丁目	淵上兵太郎	同	同	花田平助
同	本町四丁目	山崎津久茂	同	同	同	同	同	同

第四章 工業

第一節 總説

若松港か石炭市場として最近二十年間に長足の進歩發達を遂けたるにも拘らず、一般工業は進歩未だ著しきものなし。惟ふに若松市の地勢たる海外貿易に於ては形勝の地位にあり、一般工業の勃興未だ其の機運に接せざりし所以のものは、案するに純良なり用水に乏しかりしと海陸連絡機關の不備に胚胎し、全く先天的不能に非ずして、未だ驥足を延はすの機を得ざりしに在るのみ。既に數年前より企圖せられし上水道の敷設は四十五年三月末を以て竣工通水し、海陸連絡工事も近く竣工せんとす。是等の缺陷にして補填せられんか若松市の工業は茲數年を出すして踵を接して勃興するに至らん。

第二節 電燈

若松に於ける電燈事業は明治三十二年小數の株主によりて資本金十萬圓を以て市内土井町に若松電

燈株式會社を設立せしか、其後次第に資本金を増加し、大正二年には五十五萬圓に達せり。大正三年九川水力電氣株式會社と合併し、同社若松營業所の經營に移れり。設立當時は需用者三百戶、一千六百五十一燈に過ぎざりしか、四十四年料金低下の結果一千三百五十五戶の需用者を見たり。大正三年再び料金引下げを爲したる爲め需用者著しく増加し、同年末には需用戶數四千五百九十九、燈數一萬二千七百六十二となり、更に大正八年末に於ては需用戶數八千三百二十七戶燈數三萬八千五百二十四に激増せり。電球はタンダステンなり。現今に於ける電燈料左の如し。

燭光別	定額燈料金		臨時燈料金		裝飾用臨時燈料金	
	常夜燈	街燈	燭光別	點燈日數 十日以内 十日以後	燭光別	三十燈以上 五十燈以上 百燈以上
五燭光	六拾錢	五拾錢	十燭光	六錢	十燭光	參錢
十燭光	六拾五錢	六拾錢	十六燭光	七錢	十六燭光	參錢
十六燭光	八拾五錢	八拾錢	二十四燭光	八錢	二十四燭光	參錢
二十四燭光	壹圓拾錢	壹圓五錢	三十二燭光	拾錢	三十二燭光	參錢
三十二燭光	壹圓四拾錢	壹圓拾五錢	五十燭光	拾四錢	五十燭光	參錢
五十燭光	壹圓九拾錢	壹圓八拾五錢	百燭光	貳拾錢	百燭光	參錢

百燭光	參圓	貳圓九拾五錢
六百燭光	拾圓	
千燭光	拾五圓	
二百燭光	四拾錢	貳拾四錢
四百燭光	六拾錢	參拾六錢
五百燭光	六拾五錢	參拾九錢
千燭光	壹圓	六拾錢

第二節 瓦斯

西部合同瓦斯株式會社若松營業所は濱ノ町にあり。元若松瓦斯株式會社と稱せしを、大正六年四月西部合同瓦斯株式會社に合併せしものにして點燈、動力、熱の供給及副産物販賣を目的とす。資本金は三百五十萬圓にして全額拂込済なり。埋設鐵管延長四千百三十六間にして供給約三千萬立方呎とす。

電燈瓦斯需用戸數累年一覽表

年次	電		瓦		瓦斯供給量
	年	末	年	末	
同三一年	需用戸數	一、六三三	同燈數	一、六三三	一、八三〇、〇〇〇
同三二年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同三三年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同三四年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同三五年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同三六年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同三七年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同三八年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同三九年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同四〇年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同四一年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同四二年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同四三年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同四四年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
大正元年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同二年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同三年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇

年次	電		瓦		瓦斯供給量
	年	末	年	末	
明治三一年	需用戸數	一、六三三	同燈數	一、六三三	一、八三〇、〇〇〇
同三二年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同三三年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同三四年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同三五年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同三六年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同三七年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同三八年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同三九年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同四〇年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同四一年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同四二年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同四三年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同四四年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
大正元年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同二年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇
同三年	同	一、〇〇五	同	一、〇〇五	一、八三〇、〇〇〇

同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
五、一〇〇	五、五五五	六、一九五	七、四六五	八、三三七
一四、二七九	一五、五三三	二一、五五五	二八、七四六	三六、五三四
二、〇〇〇	二、〇七九	三、四四七	三、八九九	四、六三三
一、七一〇	一、四九九	一、七〇〇	一、六〇一	一、四六一
四、八〇〇	四、七〇〇	五、七一一	五、三三八	二、一四三
二、二二六	二、四三三	二、七九〇	二、八六一	二、〇七八
一、九七五、〇〇〇	一、七、五三三、〇〇〇	一、六、三三三、〇〇〇	一、〇、一〇三、〇〇〇	三、一〇三、一〇〇

備考

一、電燈開業ハ明治三十一年七月一日

明治四十四年ヨリ需用戸數激増セシハ料金引下チ爲シタルニ依ル又同年ヨリ一月平均燈數低減セシハ小燈使用者増加セシニ依ル又大正三年ニ於テ著シク燈數増加セシハ再ヒ料金引下チナシタル結果ナリ

二、瓦斯ハ大正元年十月ヨリ供給ヲ開始セリ

第四節 製氷

九州製氷株式會社若松工場は惠比須通五丁目にあり。資本金百萬圓にして小倉市に本社を置く。製氷能力一日十五噸主なる供給先は漁業用なるも其他飲料冷蔵用等販路廣く、大正九年十月の開業にして日尙淺きも將來有望の事業なり。

第五節 精米

本市人口の増殖に伴ひ精米業者の數近時著るしく増加せるが、今市内米穀商にして精米業を営むもの三十三名あり。電氣動力を使用して一ヶ年の精米高十二萬二千俵に達し以て多大の需要を充たしつゝあり。

一ヶ年の精米高三千俵以上の精米業者左の如し

住 所	氏 名	住 所	氏 名	住 所	氏 名
仲 町	二村 龜吉	三内町	中谷 芳男	元海岸通二丁目	葉石 清兵衛
岬 山	古田 種次郎	本町七丁目	砂田 彌三郎	仲 町	日出精米株式會社
惠比須通	永井 源三郎	倉濱町	益富 龜太郎	濱一番町	藤 勝 惣助
西本町一丁目	景山 磯吉	惠比須通	鹿毛 瀧次郎		

第六節 工場

若松市の工業は最近數年間に極めて急速なる發展を遂げたり。大正八年末に於ては主要工場十四を數へ、投資額千七百七十五萬圓に及び、製産額は六百五十萬圓の多額に達し、能く事業の旺盛なるを表示せるものなり。翻つて近く大正四年末に於ける七工場、投資額七十二萬圓、製産額は十二萬圓なるに比し洵に隔世の感なき能はず。斯くの如く本市工業の發展は驚異に値すべきものにして、市海陸連絡設備の完成と相俟つて將來に於ける活躍は蓋し推測に難からず。

大正八年末に於ける十四工場の總面積五萬三千三百坪、總建坪一萬二千五百坪、従業員二千三百名を算せり。

最近五ヶ年間主要工場概況

年次	工場數	資本金額	直接作業ニ従事スル者ノ數		労働入夫ノ數		原動機	製産價格
			男	女	男	女		
大正四年	七	710,000	106	3	5	4	179	22,977
同五年	八	711,000	146	6	19	3	133	33,855
同六年	八	839,000	159	3	3	1	97	42,454
同七年	15	1,192,000	190	60	37	2	289	39,975

同八年	18	1,775,000	185	77	39	11	505	4,501	65,015
-----	----	-----------	-----	----	----	----	-----	-------	--------

備考

本表ハ直接作業ニ従事スル者及労働人夫ヲ通算シ平均一日十人以上ヲ使用セル工場ニ就キ調査ス
大正六年八月以後ニ於テ四工場ノ創業アリシモ同年中製産ナカリシニ依リ本表ヨリ省ク

若松市主要工場現況

(大正八年十二月末日現在)

工場名	所在地	創業年月	資本金	従業者總數		種類	原動機	一ヶ年製産	價格
				男	女				
株式會社東京石川島造船所若松分工場	大字藤木	大正六年十月	5,000,000	37	3	關汽機	1	100,000	2,426
帝國鑄物株式會社	惠比須通八丁目	大正六年八月	2,000,000	24	10	電動機	3	170,000	379,840
日華製油株式會社	濱ノ町開七至六年三月	2,000,000	36	5	關汽機	1	250,000	674,879	
				76	14				1,795,101

年次別	工業	農業	林業	畜産	水産	計
明治四二年	三二、〇三九	一〇一、八〇〇	三、七六六	一五、七六五	三三、七六六	三五六、〇九六
同 四三年	二四、〇五五	一一三、九二四	五、一三七	七、九八四	一〇、三四七	三九〇、四二七
同 四四年	三五、一〇〇	一一五、四四九	八、二二二	七、五四八	二、一八三	五〇三、五九二
大正元年	三五、八六五	一四二、二七九	六、九八〇	一三、一七四	二七、七五四	五二五、九五三
同 二年	四七、九七一	一五、九九九	二、四八六	一三、六二三	二五、四二〇	六七三、八八九
同 三年	四九、七六〇	九、九八八	三、四三七	一五、四七六	二七、五七七	六四三、八四八
同 四年	三三、七五五	一一七、一七九	三、三三〇	一一、九二〇	二六、二六五	四八二、四二九
同 五年	五五、四五四	一二四、三三三	六、四二四	一五、七九九	二、四一八	七一九、二六八
同 六年	八五、三三七	一六五、二五二	四、五三三	一七、六四六	三六、三〇九	一一二七、〇八七
同 七年	六、三〇五、三六八	一八五、三七三	一、六七七	四〇、三六五	九〇、一六六	六、六六九、一九二
同 八年	六、九五〇、三〇〇	二六三、三三三	二、一八〇	四九、二八九	一五、一七九	七、五九〇、二八一

備考 大正三年ニ於テ農産品價格著シク減少セシハ米價下落ノ結果ナリ

第五章 鑛業 農業 水産

第一節 總節

若松は元瀬海の一漁村、戸數僅かに三百に過ぎざる小村落なりしも、藩政時代より石炭集散地なりしを以て、住民の大部は古より商工業及漁業を以て生活し、農業を營むもの誠に僅少なりしに、搗て加へて近年に於ける人口の繁殖と戸數の増加とに依り、耕地は變して街衢と化し、農政に關する區域は村落部、小石、二島、藤木に限らるゝに至り、農業者は僅かに全戸數の四分に當る。固より農業本位の土地にあらずと雖も、農業者一戸平均の耕地一町五反五畝歩、生産額千二百圓餘に當るを以て、優に其業の充實を示し居る實況なるのみならず、人口の増殖は農産物の需用を夥多ならしめ、他方より輸入する蔬菜に就て之を見るも、一ヶ年十二三萬圓に達するを以て、將來益々之れか改善發達を計るは施政上の一大要務なり。而して本市の如き商工業の進歩發展を計るは固より焦眉の急なれども、經濟獨立の原則より農事の奨励に努め、資力の充實を計り、以て農工商の對立を策するは亦以て本市發展の一階梯たらずんばあらざるなり。

第二節 筑豊石炭鑛業組合

筑豊石炭鑛業組合は明治十八年四月福岡縣布達第三十四號石炭鑛業人組合準則に據りて組織せられしものにして、其目的とする所は採炭事業に關する諸般の改良進歩を研究し、石炭販賣の共同利益を保護し、及石炭運搬の便法を圖り、其取締方法を議定するにありき。其當初は筑前に遠賀、鞍手、嘉摩穂波（二郡は今の嘉穂郡）の四郡及豊前の田川郡にて、各別に組合を設けしも、同年十一月中各郡組合聯合の必要を感じ、鞍手郡直方町に其聯合會を開き、縣官及有志者の斡旋により、五郡一致の團體となし、其翌年一月より遠賀郡若松港に筑豊五郡鑛業組合取締所、並に石炭一括販賣所を設立する事とし、福岡縣屬石野寛平氏を推して組合總長とし、氏か築港會社に轉するに及び、稻垣徹之進氏を推して總長となし、後安達仁造氏を経て、三十六年安川敬一郎氏新たに總長となり、明治四十四年三月麻生太吉氏之れに代りて總長となり、大正八年三月松本健次郎氏の就任を見るに至れり。其間幾多の歲月と共に組合事務は着々改善せられ、明治二十八年十一月には組合事務所を新築し、修多羅丘上に屹立して若松市の全景を瞰下するを得へし。當初組合の常務は唯一の運炭機關た

りし遠賀川及堀川筋の浚渫と川橋に對する取締を主とし、兼て組合員の懇親を結び、併せて斯業の發達を圖るにありしか、鑛業振興の機運に投し筑豊興業鐵道の敷設を促かし、若松築港會社の發企を助け、海陸運輸の大改善を計り、且公益的事業に對して多大の助力を爲したること世人の知る所にして、遠賀川改修工事費とし二十五萬八千二百圓、東筑、嘉穂、兩中學校建築資金三萬圓つゝ、福岡縣工業學校採鑛科設置費、直方高等女學校建築費及福岡縣協贊會費として何れも若干の寄附をなし、更に大正三年には若松石炭商同業組合と共同して若松市へ金三萬圓の寄附をなし、大正八年には三十二萬圓を投じて筑豊鑛山學校の創立あり、越えて大正九年には若松石炭商同業組合と共同にて十六萬四千七百五十圓を以て竣成せる若松市公會堂を市に寄附せる等は其重なるものとす。

第三節 其他の鑛業經營

住友炭業所は住友家の經營する所にして、石炭の採掘及販賣を爲し同家の九州に於ける忠隈炭坑その他の炭山を管理す。吉田良春氏其所長たり。

岩崎久米吉氏 岩崎氏は遠賀郡岩崎炭坑其他を經營し、現に筑豊鑛業組合常議員たり。若松市海岸

通りに於て石炭販賣業を經營せり。

佐藤慶太郎氏 佐藤氏は遠賀、高江、猪隈等の諸炭坑を經營し現に筑豊鑛業組合常議員たり。濱町に於いて石炭販賣業を營めり。

吉田磯吉氏 吉田氏は代議士にして請負業を營みしか近時遠賀郡海老津の炭坑を經營せり。

第四節 漁業組合

若松漁業組合の事務所は外町二丁目にあり。元若松町漁業組合と稱し、明治三十五年設立せしものなるか、四十三年漁業組合法の發布に依り、同法に基き更に規約を設け、大正元年十一月新に其筋の許可を受けたり。

大正三年四月市制施行せらるゝや、再び規約の一部を變更し、若松漁業組合と改稱す。本組合の地區は往時の若松村即ち現今の若松市一圓を區域とし、其漁業場は洞海湾の全部及び港外、東は企救郡、遠賀郡の境界線より、西は當市大字小石と遠賀郡島郷村大字小竹との境界線内一帯の海面にして、ともに戸畑浦漁業組合と共通の専用漁場とす。明治二十三年の頃より洞海湾内外に於ける築

港の計畫と、製鐵所其他各種工場の新設に依り漁場の海面は埋築又は浚渫せられ、年々漁區を減縮せられたりと雖も、一面にありては少なからざる網代補償金を獲得するの結果を生じ、漁業料の収入を合算するときは、組合の収入総額は毎年約一萬圓以上に上り、其經濟は實に豊富なるものにして、組合員は經費を負担するの必要なく、反つて毎年相當の配當を受け、猶各種の基金として多くの蓄積を爲し居れり。現今の組合員六十四、理事四、監事二にして理事熊本小太郎氏之れか組長たり。

二、若松戸畑漁業聯合會は其事務所を若松漁業組合事務所に併置す。大正元年十一月の設立にして、若松戸畑組合を以て組織す。兩組合は地勢上利害の關係密接なるものあるを以て相互共同して其目的を達するため聯合會を設けたるものにして役員は理事二名、幹事二名なり。理事熊本小太郎氏を會長とし理事楠本萬太郎氏を副會長となしたりしが、大正五年十月役員改選の結果伊崎才吉氏會長に當選し、同年十月十七日事務所を遠賀郡戸畑町に移せり。大正九年八月會長の死亡に依り理事熊本小太郎氏再任す。

第五節 市農會

若松市農會は大正三年四月市制施行と共に町農會を繼續せしものにして、同月二十一日總會を開き繼續設置を議決せり。現今に於ける會員數は二百二十五名、會員の耕作段別田二百七十九町三段、畑五十九町一段にして經費約五百七十圓なり。抑も本會の創設は、去る明治三十一年（三十二年農會令發布以前）にして當時は會員六十三名、耕作段別田畑八十町三段、其經費僅かに三四十圓を出てさりしのみならず、爾來若松港の發展に伴ひ耕地は多く宅地に轉用せられ、會員も漸次減少し、其實狀農會存置の必要なきを認め、明治三十九年一月解散の決議をなし、同年二月十六日其筋より解散の許可を得たるも、同年十月石峯村を合併せし結果、農業戸數著しく増加せしを以て、同年再び之を設置するに至れり。

然り而して一面に於ては全町の戸口も亦年々激増し、隨て農産物の需用益々夥しく、農事獎勵の必要を感ずること痛切にして、一日も忽諸に附すへからざるを以て、翌四十年より年々三百圓内外の町費補助を求め、米麥の増収は勿論、蔬菜の栽培に重きを置き、明治四十五年五月農業技手一名を

採用し、耕作者を指導獎勵すると共に屢次品評會、講演會等を開催し、銳意斯業の發展を企圖しつゝあり。役員は會長一人、副會長一人、評議員七人、幹事一人とす。

市 農 會 (大正八年)

農 會 役 員

會 長	副會長	評 議 員	幹 事	技 術 員	縣農會議員	同上豫備員	會 員 數
一	一	七	一	一	一	一	二二五人

農會經費歲入豫算

縣農會補助金	會員負擔金	市補助金	雜 收 入	繰 越 金	計
八〇	一六九	三〇〇	七	一〇	五六六

農會經費歲出豫算

事務所費	一六
會議費	六
事業費	四五四
負擔費	五〇
雜費	八
豫備費	三二
計	五六六

第六章 金融機關

第一節 總說

對外貿易を主眼とし石炭販賣を以て活動せる若松市か金融の調節に待つや大なり。若松市は現在五銀行を有すと雖も單に之等各銀行の現状のみを以て本港全般の金融状態を測斷すへからず。石炭業者の如きは多くは其金融を門司に仰きつゝあるを以てなり。蓋し敏活を要すべき金融市場に於て自己市場の資本を活用せずして之を他に仰く所以のものは、金利比較的高きか若くは海外取引の缺けたるに基因するものなるへし。一般商家は自己資本外には比較的高率なる資金を仰き、若くは頼母子講と稱する零細の資金よりなる下級の共同積立基金に由るの外策なきの現状にして、特に商品に對する金融機關たる倉庫會社の設備不充分なるも遺憾の一たるを失はず。若松市に於ける金融状態かくの如し。今預金及貸付の概略を陳ふれば、本市に於いては四十四年までは百三十銀行若松支店、住友銀行若松支店及若松貯蓄銀行の三行に過ぎざりしか、四十四年十一月波佐見銀行若松支店

の開店を見、更に大正七年八月三井銀行若松支店の設置ありしかば五行となるに至りぬ。之を預金に見るに四十二年末には二百四萬八千二百五十七圓なりしか、大正五年末には四百七十萬八千六百九十一圓となり大正八年末には千三百七十七萬二千六百二圓に達せり。貸付に於ては四十二年末には七十二萬四千九圓なりしか、大正五年には八十二萬三千七百三十五圓となり、大正八年には七百一十一萬六千四百圓に増加せり。

本市各銀行に於ける資金の流通先は主として石炭を業とするものなれば、市の金融は石炭の景況と密接なる關係あり。最近數年間に於ける炭界の好況に、預金、貸付金とも旺盛なるものありしが、近時稍々金融不活發なる状態にあり。

第二節 主なる銀行及貯金會社

- 一、株式會社百三十銀行若松支店は本町四丁目にあり。大阪百三十銀行の支店にして明治三十一年七月若松に設置せらる。本店の資本は二千萬圓なり。支店長は高柳雄勝氏なりとす。
- 二、株式會社住友銀行若松支店は本町五丁目にあり。大阪北濱五丁目住友銀行の支店にして、明治

- 三十年二月十五日支店を設立せらる。本店の資本は七千萬圓にして支店支配人石田政一氏なり。
- 三、若松貯蓄銀行は本町四丁目にあり。明治三十三年二月の設立にして資本金十萬圓安川清三郎氏之れか頭取たり。

- 四、株式會社波佐見銀行若松支店は本町三丁目にあり。長崎縣東彼杵波佐見銀行の支店にして、明治四十四年十一月の開店なり。本店の資本金百萬圓、支店長は永武義氏なり。

- 五、株式會社三井銀行若松支店は本町二丁目にあり。東京三井銀行の支店にして大正七年八月支店を設立す。本店の資本金一億圓、支店長は渡邊省二氏なり。

- 六、報徳銀行福岡支店若松派出所は明治町三丁目にあり。東京市株式會社報徳銀行の派出所にして大正五年八月の開業なり。本社の資本金二百萬圓にして派出所主任は石井駒次郎氏なり。

- 七、郵便貯金 若松郵便局に於いて郵便貯金事務を開始したるは明治十八年七月十日なり。明治二十七年に於ては貯金額一萬三千八百七十二圓に過ぎざりしも逐年増加の傾向を示せるが大正五年以降に於て急激なる増額をなし大正八年には百九十四萬二千五百五十五圓の多きに達せり。

- 八、質屋も亦金融機關の有力なるものなり。當市に於ける大正八年末質屋營業者三十人にして同年